

文学と医学の接点

グラン＝ギニョル劇とシャルコー

外国語学部 真野倫平

はじめに グラン＝ギニョル劇について

グラン＝ギニョル劇とは、パリのモンマルトルに存在した「グラン＝ギニョル座」で上演された残酷で猟奇的な恐怖演劇を指す¹。この劇場のプログラムは通常4本から6本の短編劇から構成され、「スコットランド式シャワー」のようにドラマとコメディが交互に上演された。ドラマにおいては猟奇犯罪や性的倒錯といった、一般の劇場とは異なる特殊な題材が好んで取り上げられた。一方コメディは普通の作品が多いが、中には猟奇的な主題を扱ったグラン＝ギニョル座ならではの作品も見受けられる。

グラン＝ギニョル座は1897年に初代支配人（1897-99）オスカル・メテニエによって自然主義劇場として創設された。それはやがて第二代支配人（1899-1914）マクス・モレーのもとで恐怖劇場へと変化してゆく。彼のもとで「恐怖のプリンス」と呼ばれた劇作家のアンドレ・ド・ロルド（1869-1942）が活躍を始め、さまざまな種類の恐怖演劇を量産した。第三代支配人（1915-27）のカミーユ・ショワジエの時代に看板女優のポーラ・マクサ、通称「世界で一番殺された女」が参入し、グラン＝ギニョル座は最盛期を迎えた。しかし1930年代以降は有能な支配人の不在に加え、映画の台頭もあいまって、劇場の人気は次第に低迷した。第二次世界大戦後、人気はさらに大きく落ち込み、劇場は1962年に最終的に閉鎖された。

グラン＝ギニョル劇の特徴は、恐怖の対象があくまで現実的な存在である点にある。たしかに一部の作品には幽霊や悪魔といった超自然的な存在が登場するが、その場合でも大抵は合理的・心理的な解釈を行うことができるようになっている。演劇評論家

1 グラン＝ギニョル座の歴史ならびにグラン＝ギニョル劇の特徴については、真野倫平編・訳『グラン＝ギニョル傑作選』水声社、2010年ならびに『日本フランス語フランス文学会中部支部研究報告集』第35号（2011年刊行予定）に掲載の拙論「グラン＝ギニョル劇と精神医学」を参照。

のアニェス・ピエロンはこう述べる。「そこに見られるのは他者への恐怖であり、それにはさまざまな種類がある。プロレタリアへの恐怖、伝染病への恐怖、外国人への恐怖、大道芸人への恐怖²」。ここには当時のブルジョワ階級を取り巻く状況と、その恐怖の対象が読み取れる。すなわち階級対立の激化と下層階級の脅威、植民地の拡大と異文化の衝撃、医学の進歩と衛生意識の発達。グラン＝ギニョル劇の恐怖とは、ベル・エポックの人々が現実を抱いていた強迫観念の反映なのである。

中でも圧倒的なのは、医学的恐怖、とりわけ精神医学的な恐怖である。例えば精神異常者による猟奇犯罪や、ヒステリー女性による激情犯罪。あるいは人知れず進行する精神錯乱や、遺伝による変質。またある時はマッド・ドクターによる禁断の人体実験や、悪徳医師による不法な医療行為。ギリシア悲劇からシェークスピア、そして19世紀のルチアやグレートヒェンに至るまで、狂気は演劇において重要な主題であった。とはいえグラン＝ギニョル劇の狂気はそれらとは少し異なる。それは、神話的・宗教的な意味を剥奪された病理学的な狂気、崇高さや悲劇性を失ったむき出しのおぞましい狂気なのである。

また、グラン＝ギニョル劇には身体に対する過剰なまでの執着が認められる。拷問され、傷つけられ、血を流す身体こそがグラン＝ギニョル劇の主演なのだ。フランス演劇の伝統においては、『フェードル』におけるテラメヌの報告のように、残酷な場面を舞台上で見せないことが礼節とされていた。グラン＝ギニョル劇はこのヒエラルキーを転倒し、言葉に対する身体の優位を打ち立てる。「実際、グラン＝ギニョル劇は言葉よりも身体に多くを負っている。言葉よりも身体が、対話よりも身体と身体とのぶつかり合いが重要なのだ。言葉よりも叫びや、見開かれた目や、捻じ曲がった身体や、緩慢な動作が重要なのだ³」。とはいえ身体の与える衝撃は一瞬のものであり、それだけでひとつの劇を作り上げることはできない。身体の露出は最後の瞬間に限定し、それまでの過程においては不在の身体の周囲に言葉によって緊張感を張りめぐらせてゆく、これがグラン＝ギニョル劇の最も一般的なドラマツルギーである。その意味で、逆説的ではあるが、身体の効果は言語に依存したものであるのだ。

1 作品分析

以上で述べたグラン＝ギニョル劇の特徴を検証するために、ここでその代表作三点を取り上げよう。第一に、1903年初演のアンドレ・ド・ロルド『グドロン博士とプ

2 Préface d'Agnès Pierron au *Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Époque*, Robert Laffont, « Bouquins », 1995, p. XXIV.

3 *Ibid.*, p. XV.

リュム教授の療法』。これは恐怖演劇という新しいジャンルを創造し、グラン＝ギニョル座のその後の方向性を決定する重要な作品となった。この戯曲を最初に読まれた演出家のアンドレ・アントワヌはロルドに向かい思わず「君は大丈夫かい、病気じゃないか？」と問いかけたという。

作品の梗概を以下に記す。〔全一幕〕二人の新聞記者が精神病院の取材に訪れる。彼らを出迎えた院長は、自分が考案した画期的な療法について説明する。それは患者を拘束せず最大限の自由を与えるというものである。記者たちは次第に院長と同僚たちの奇妙な言動に不審を抱く。実は彼らは反乱を起こした患者たちであった。記者たちは彼らに襲われるが、人々が駆けつけ間一髪で救出される。しかし本物の院長はすでに彼らに殺害されていた。

本作はE・A・ポーの小説『タール博士とフェザー教授の療法』の翻案である。原作は捕らえられていた医師たちが脱出し患者たちを取り押さえる場面で終わるが、ロルドはそこに血まみれの死体が舞台を横切る暴力的な場面を付け加えた。それに先立つ記者たちのやり取りのあいだに、院長は奥の部屋で殺される。観客は当初そのことを知らないが、やがて死体がそこにあることに思い当たる。このようにドラマは隠された身体の発見をめぐる展開される。

第二に、1912年初演のモーリス・ルヴェル『闇の中の接吻』。〔第一幕〕アンリは別れ話のもつれから恋人のジャンヌに硫酸をかけられ、顔に重傷を負い失明した。しかしアンリは裁判に出廷することも診断書を送ることも拒絶し、そのために彼女は無罪になる。彼は彼女の弁護士を呼び出し、もう一度彼女と二人だけで会えるよう取り計らう。〔第二幕〕その晩、ジャンヌがアンリに会いに来て謝罪と感謝の言葉を述べる。彼は優しく昔の思い出を語り、現在の孤独と苦悩を訴える。彼は最後に別れのキスを求め、彼女を抱きしめる。彼はそこで彼女を押さえつけると、すべては自分の手で復讐するための芝居だったと打ち明け、彼女の顔に硫酸をかける。

幕が上がると肘掛け椅子が観客席に背を向けて置いてあり、そこに主人公が座っている。観客は主人公が硫酸を浴びて醜い姿になったと聞かされるが、その姿はまったく見えない。劇が進行するにつれて彼の姿は少しずつ露わになる。最後に復讐をなしたとげた主人公は観客席の方を向き、素顔を見せて勝利を宣言する。ここでは主人公の身体が露わになる過程とその本心が露わになる過程が重なり合い、身体の露出そのものがドラマを形づくる。「モーリス・ルヴェルの『闇の中の接吻』において、硫酸を浴びた男の顔は、幕が下りる瞬間にしか示されない。実際、俳優は後姿で演技をするのである。観客の強迫観念は彼がこちらを振り向くことである。恐怖とは、見るように仕向けられることへの不安である⁴」。

4 *Ibid.*, p. XXXII.

19世紀後半以降、女性が嫉妬などの激情から犯行を起こす「激情犯罪」 crimes passionnels が頻発した。そこでは硫酸がしばしば女の武器として使用された。これらの犯人は裁判でしばしば無罪判決を受けた。その背景には、女性は感情によって左右されやすい非理性的な存在であるという当時の社会的通念があった（後で述べるように、シャルコーの影響により女性＝ヒステリーというイメージはさらに補強された）。当時のジャーナリズムはこれらのスキャンダラスな事件を争って売り物にし、巨大な発行部数を売り上げた。『イリュストラシオン』『ジュルナル・イリュストレ』などの挿絵入新聞は犯行現場を詳細な図版で再現し、読者の嗜虐的な好奇心を煽り立てた。

第三に、1916年初演のアンドレ・ド・ロルド、アンリ・ポーシュ『幻覚の実験室』。〔第一幕〕脳医学の権威であるゴルリッツ博士は療養所で入院患者の治療をするかわら、ひそかに人体実験を行っている。妻のソニアは退屈な田舎暮らしと研究三昧の夫に嫌気がさし、隣人のド・モラと親しくなる。ソニアはド・モラを手紙で呼び出し、二人は自動車で外出する。〔第二幕〕実験室で博士が患者を診察していると、自動車事故で頭部に重傷を負ったド・モラが運び込まれる。博士は手術の準備をするうちに、偶然ソニアの手紙を発見する。妻の浮気の証拠をつかんだ博士は、怒りを押し殺して手術に取りかかる。〔第三幕〕ド・モラは手術で一命を取りとめたが、恐ろしい幻覚の後遺症に苦しんでいる。博士は、ド・モラの発作を妻に見せつけると、証拠の手紙を突きつけ、復讐のために彼を実験台にしたのだと告げる。博士は勝ち誇るが、最後に真相を知ったド・モラに殺害される。

この作品では、最終幕のド・モラの狂気の発作がクライマックスをなしている。しかしそれまでの過程において、実験台となった患者の身体的苦痛が幾度も間接的に暗示される。すなわち、第一幕では遠くから聞こえる叫び声によって。第二幕ではある患者の苦痛の訴えによって。第三幕冒頭では助手によるド・モラの容態の説明によって。このようにここでもドラマは身体的苦痛の暴露をめぐる展開される。

この作品には当時の精神医学が色濃く反映されている。特にゴルリッツ博士には、19世紀末にサルペトリエール病院でヒステリーの臨床講義を行った神経学者ジャン＝マルタン・シャルコー（1825-93）と多くの共通点が認められる⁵。実はロルドとの共作で多くのグラン＝ギニョル劇を創作した心理学者のアルフレッド・ビネ（1857-1911）はシャルコーの弟子であり、一時サルペトリエールに勤務していた。ロルドはビネとの共同作業を通じて当時の精神医学、とりわけシャルコーのヒステリー研究について多くを学んだものと思われる。

5 『幻覚の実験室』におけるシャルコーの影響については上記の拙論「グラン＝ギニョル劇と精神医学」を参照。

2 『サルペトリエール病院の講義』とシャルコー

『幻覚の実験室』をはじめとして、グラン＝ギニョル劇には「医学演劇」と呼ばれる一連の作品がある⁶。それらの作品と同時代の医学の関連を調べるために、1908年初演のロルド『サルペトリエール病院の講義』を取り上げよう⁷。これはロルドの単独作でビネに献呈されているが、サルペトリエールを舞台にしたこの作品の制作にビネが何らかの形で関わっていることは間違いないと思われる。この作品はサルペトリエールの臨床講義を舞台にしており、そこでは神経学者のマルボワ教授という人物が臨床講義を行っている。

梗概を以下に記す。〔第一幕〕サルペトリエール病院で研修医たちが入院患者の治療を行う。研修医のニコロはマルボワ教授の臨床講義の準備をする。ベルナル医師が入院患者の診察をしていると、クレールという少女が現れ、一か月前に頭部に手術を受けてから体調不良になったと訴える。ベルナルは、研修医の何者かが不法な脳手術を行って彼女を廃人にしてしまったことを知る。〔第二幕〕ベルナルはマルボワに真相究明を訴えたが、マルボワは耳を貸そうとしない。マルボワの臨床講義が始まる。臨床例に選ばれたクレールは自分が受けた被害を訴えるが、マルボワはヒステリー患者の虚言だと決めつける。マルボワはニコロに命じてクレールに催眠術をかけさせる。彼女は必死に抵抗するが、そのときニコロが犯人であることに気づき、その顔に劇薬を投げかける。

ここでシャルコーの経歴を確認しておこう⁸。シャルコーは神経学者で、1862年にサルペトリエール病院の医長となり、豊富な症例をもとに病理解剖学・脳医学の分野で多大な功績を収めた。彼はまたヒステリーの研究を行い、1879年に始まった公開講義ならびに1882年からの火曜講義は、専門家のみならず一般知識人の大きな関心と呼んだ。サルペトリエール学派の名声は世界的となり、若きフロイトが1885-86年にシャルコーの講義を聞いて大きな影響を受けたことは有名である。とはいえ後にサルペトリエール学派とナンシー学派のあいだに催眠をめぐる論争が起ると、シャル

6 グラン＝ギニョル劇の作者にはビネをはじめとして医学関係者が多い。『狂気の女たち』の共作者のオラフは神経学者ジョゼフ・バビンスキの変名である。『安楽死』『死を殺した男』のルネ・ベルトンは医師、ルヴェルはもと医学生、ロルドは医師の息子である。

7 本作の引用については上記のアニェス・ピエロン編のロベール・ラフォン版 *Le Grand Guinol. Le théâtre des peurs de la Belle Époque* を底本に用い、頁数を付す。

8 シャルコーの経歴ならびに精神医学の歴史についてはアンリ・エレンベルガー『無意識の発見』木村敏・中井久夫監訳、弘文堂、1980年を参照。他に江口重幸『シャルコー』勉誠出版、2007年、クリストファー・G・ゲッツ編著『シャルコー 神経学講義』白楊社、1999年、エティエンヌ・トリヤ『ヒステリーの歴史』安田一郎、横倉れい訳、青土社、1998年など。

コーの権威はたちまち動揺した。1893年に彼が急死すると、その理論は急速に忘れ去られた。

ヒステリーは古くから定義困難な病気として知られていた⁹。シャルコーは当時二大神経症とされていた癲癇とヒステリーを区別しようと試み、ヒステリーの典型例を確立するために「大ヒステリー発作の四段階¹⁰」、「大催眠の三段階¹¹」などを定式化した。シャルコーは、メスメル以降フランスの医学界ではタブーとされていた催眠療法を復活させ、1882年にはそれを医学アカデミーに認めさせた。彼の火曜講義では「大催眠」のパフォーマンスが行われ、その様子はアンドレ・ブレイエの絵画に残されている。この絵画に描かれた患者は「ヒステリーの女王」と呼ばれたマリー（ブランシュ）・ヴィトマンで、シャルコーの治療を受けて大ヒステリーの四段階、大催眠の三段階を忠実に再現したという。



ブレイエ『サルペトリエール病院の臨床講義』（1887）

『サルペトリエール病院の講義』の第一幕では研修医たちの日常が批判的に描かれる。彼らは患者たちをさかんに冗談を言い、脳髓の入ったフラスコを見て軽口を叩く。彼らにとって重要なのは患者を治すことよりも、研究成果を挙げることに、マルボワ

9 例えばシデナム（1624-89）は「この病気は変幻自在で、際限なくさまざまな形をとる」と述べ（トリヤ、前掲書、81頁）、ブリケ（1796-1881）は「プロテウスのように変容する症状」について詳述した（江口重幸、前掲書、23頁）。

10 大ヒステリー発作の四段階とは、1）類癲癇期、2）大運動発作期（道化期）、3）熱情的態度期、4）譫妄期である。

11 大催眠の三段階とは、1）強硬症（カタレプシー）、2）嗜眠（レタルジー）、3）夢遊である。

教授に気に入られることである。研修医のニコロはこうそぶく。「彼らは無料で治療を受けているんだから、せめてわれわれの研究の役に立ってくれなくては」(316)。他の研修医がマルボワの患者を治してしまったことをニコロが非難する場面には、ブレヒト的とも言える批判的なユーモアが認められる。

ニコロ（激怒してリュシアンに）こいつにそんなことを言ったのか？ おめでとう。自分が何をしたのか分かっているのか。君はこいつを暗示で治したんだ。

ガスケ そうだ、暗示だ。すごいじゃないか。

ニコロ そう思うか？ マルボワはこの患者を講義で使うつもりだった。グラフと一緒に。彼は怒り狂うぞ。しかし何だって余計な手出しをするんだ？ ぼくは君にグラフを取れと言っただけだ。君の仕事は患者を治すことじゃない！（研修医たちは驚いて顔を見合わせる）

老人 それじゃ、なんでおれは入院したんだ？ (314-315)

医師と女性患者のあいだに、時には性的とも言えるある種の共犯関係があることも示される。シュザンヌという患者はかつてマルボワの臨床講義の実験台であったが、実際には彼女が演技によってマルボワを騙していたことが明かされる。彼女はベルナル医師の注文どおりに「カタレプシー」「レタルジー」といった大催眠の実演をやってみせる。

シュザンヌ ねえ、先生。マルボワ先生はどうして私をもう講義に呼んでくれないの？ どうして私をもう眠らせないの？

ベルナル 君が彼に一杯食わせるからさ。

シュザンヌ（思わず吹きだす）まあ！

ベルナル（ロランに）この小娘は仮病の名人なんだ。（立ち上がり彼女の方へ行く。ロランも立ち上がる。看護婦に）ルイーズさん、構わないで。（看護婦は下がる。ロランに）彼女は催眠の各段階を演じてみせるんだ。（彼女は笑う）さあ、やってみせてごらん。キャンディーをあげるよ。(320)

「シャルコーの後継者」(310)と目されるマルボワは、サルペトリエールで絶対君主としてふるまっている。ベルナル医師らは彼を「完璧な紳士」と評しながらも「職業的習慣のせいでしばしばものが見えなくなる」(331)と批判する。マルボワはたしかに優秀な研究者だが、自信過剰から来る傲慢さと、自己の過ちを認めない狭量さ、患者を実験材料としてしか扱わない冷酷さを備えている。彼は公開講義において、ユーモアや皮肉を交えつつ自信たっぷりに患者たちを扱ってゆく。「クロロホルムの

代わりに、われわれは催眠術を用います。特にこの種の被験者の場合は。ほら、ヒステリーも何かの役に立つものです！」(335)「硫酸は恋愛のかたをつけるのに役立つだけではありません。医学にも応用できます」(335)。

3 ボンパール事件と催眠論争

以上のように『サルペトリエール病院の講義』においては、サルペトリエールの医師たちの日常が詳細に描かれる。それでは、この作品が19世紀末の精神医学の状況をどこまで正確に反映しているのだろうか。その点を確認するために、マルボワ教授の台詞を取り上げよう。この台詞を理解するためには、当時世間を騒がせたある事件と、サルペトリエール学派とナンシー学派のあいだの催眠をめぐる論争を知らなくてはならない¹²。

マルボワ みなさん、今ちょうどセーヌ県の重罪院で行われている裁判が話題を呼んでいます。そこでは催眠術と暗示が重要な役割を演じています。判事や弁護士のかたがたは、この重大問題について意見を述べるよう求められました——それはまさにわれわれが研究している問題です。そして彼らはあることを証明しました。すなわち、自分たちが何一つ理解していないということ。[……] 私はまず、犯罪の暗示は存在するという、そしてわれわれ医師にとってそれを行うのは比較的容易だということ、実験によって証明したいと思います。次に、こうした実験がフランスや外国でいかなる議論を引き起こしたかを見ることにしましょう。[……] 私は今日、入院患者の中から偶然に選んだ被験者を用います。ここではヒステリー患者にはこと欠かない。女性がいるかぎり、ヒステリー患者もいることでしょう！(336)

先に述べたように、催眠術はメスマル以降医学界ではタブーとされてきた。しかしナンシー郊外の内科医アンブロワーズ・オーギュスト・リエボー(1823-1904)は独自に催眠療法を用いて成果を挙げていた。1882年にナンシー大学の内科医イポリット・ベルネーム(1840-1919)がリエボーを来訪し、催眠療法の効果を認めた。ベルネームとリエボーの二人は協力して、催眠療法を積極的に行った。ベルネームが『暗示とその治療への適用』(1884/1886)を刊行すると、ナンシー学派とサルペトリエール

12 この論争についてはエレンベルガーの前掲書のほか、Serge Nicolas, *L'Hypnose: Charcot face à Bernheim. L'école de la Salpêtrière face à l'école de Nancy*, L'Harmattan, 2004を参照。

ル学派との間に大論争が勃発した。シャルコーが催眠をヒステリー患者に特有の症状とみなしたのに対し、ベルネームは暗示によって誰でも催眠にかかりうると主張した。対立は次第に深まり、1889年のパリの国際学会で両派は激しく衝突した。

その頃、「ボンパール事件」（あるいは「グッフェ事件」と呼ばれる事件が催眠に関する関心をさらに高めた¹³。1890年、ガブリエル・ボンパールが愛人と共謀で役人グッフェに対して強盗と殺人を行った罪で告発された。彼女が愛人の催眠性暗示に従ったと主張したことで裁判は紛糾した。また、その殺害方法も人々の好奇心を強く刺激した。女が被害者を長椅子に誘い、油断した相手の首に縄をかけ、カーテンの陰に隠れた愛人が縄を引いて相手を吊り上げて絞殺したというのである。裁判では、ナンシー学派の法学者ジュール・リエジョワが証人として出廷し、催眠による殺人を主張した。一方、法医学者のポール・ブルアルデルはサルペトリエール学派の理論を援用してそれに反論した。結局、リエジョワの主張は裁判では認められず、ボンパールは懲役20年の判決を受けた。とはいえ、ただ見つめるだけで誰でも催眠状態に導きうるというリエジョワの主張は、人々の不安を惹起するに充分であった。

同じ頃、催眠性暗示によって犯罪を行ったとされる事件がしばしば世間を騒がせた。1888年のシャンビージュ事件では、ある夫人が全裸死体で発見され、その傍らで22歳の法科学学生シャンビージュが自分の顔を銃で撃った状態で見出された。シャンビージュは、夫人の求めに応じて彼女を殺害し自殺しようとしたと主張した。しかし夫人の夫は、妻が青年によって催眠下に誘惑されたと主張した。この事件は一種の社会問題となり、ポール・ブルジェは小説『弟子』（1889）を書くことでそれに対する自らの意見を表明した。1893年のジル・ド・ラ・トゥレット事件では、サルペトリエール病院の元患者がシャルコーの弟子のジョルジュ・ジル・ド・ラ・トゥレットの家を訪れ、彼に三回発砲した。彼女は催眠術の実験台にされて頭がおかしくなり生活に破綻をきたしたと主張したが、そのまま精神病院に収容された。

以上のように『サルペトリエール病院の講義』には、1890年頃の催眠をめぐる論争ならびに世間を騒がせたさまざまな事件が素材として取り入れられている¹⁴。マルボワが話題にする裁判はボンパール裁判を思わせるし、ニコラの運命はジル・ド・ラ・

13 ボンパール事件、シャンビージュ事件、ジル・ド・ラ・トゥレット事件についてはルース・ハリス『殺人と狂気』中谷陽二訳、みすず書房、1997年ならびにエレンベルガーの前掲書を参照。

14 『闇の中の接吻』のところで述べたように、グラン＝ギニョル劇はこうした三面記事を劇の素材として積極的に取り入れた。例えばロルドは『無罪になった女』『恐るべき犯罪』『恐るべき情熱』において、1905-08年に世間を騒がせた「ラ・グット＝ドール街の食人鬼」ことジャンヌ・ヴェベールの事件を下敷きにしている。この連続幼児殺害事件とその裁判をめぐる法医学論争についてはピエール・ダルモン『医者と殺人者』鈴木秀治訳、新評論、1992年を参照。

トゥレットのそれを連想させる。また、マルボワが話すヒステリー患者の虚言の話は、グラッセのヒステリー患者についての報告を思わせる¹⁵。とはいえ、細部においては実際の議論に即さない点も認められる。例えばマルボワの主張の中には、催眠をヒステリー患者に特有の症状とみなすサルペトリエール学派の主張と、犯罪の暗示が比較的容易であるというナンシー学派の主張が混在しており、議論としてはやや一貫性を欠くものになっている。

4 性的欲望装置としてのサルペトリエール病院

『サルペトリエール病院の講義』においては、医師たちの非人間的な治療行為と、それによって引き起こされる血の惨劇が描かれる。その点で本作にはサルペトリエール学派の療法に対する批判的な姿勢が認められる。そもそも本作が初演された1908年には、シャルコーの権威は完全に失墜し、催眠論争はすでに過去のものになっていた。本作はそのような「シャルコー以後」の立場から書かれたものと言える。とはいえ、本作の批判的意図をあまり強調しすぎるのは危険だろう。本作はあくまでグラン＝ギニョル座のための恐怖演劇であり、特定の理論を批判するために書かれた問題演劇——例えば催眠論争のさなかに書かれたブルジェの『弟子』のような作品——では必ずしもない。そのことを踏まえた上で、グラン＝ギニョル劇とサルペトリエールの臨床講義の関係について、最後にもう一度別の角度から考えてみたい。

先に述べたように、シャルコーの死後、彼の理論は急速に忘れ去られた。とはいえ、その影響はすぐに消え去りはしなかった。サルペトリエールの臨床講義は、たとえばブレイエの絵画やブルヌヴィルとレニャールによる3巻の『サルペトリエール写真画像集』（1876-1880）などの強烈な視覚的イメージによって、学問的次元のみならず文化的次元においても大きな影響を与えていた¹⁶。例えば、シャルコー自身はヒステリーを子宮よりもむしろ神経の病とみなし、男性ヒステリーの存在を強調していた。にもかかわらず、上記の絵画や写真集によって女性ヒステリー患者の（明らかにエロティックな）視覚的イメージが広まり、結果的にはヒステリーが女性特有の病気であるというイメージが強化されることになった。

フーコーは『性の歴史Ⅰ 知への意志』（1976）において、インドやローマの「性愛の術」ars erotica と西欧特有の「性の科学」scientia sexualis を対比する。欲望

15 エレンベルガー、前掲書、下巻411頁。

16 シャルコーが同時代の文学に与えた影響については、Bertrand Marquer, *Les Romans de la Salpêtrière. Réception d'une scénographie clinique: Jean-Martin Charcot dans l'imaginaire fin-de-siècle*, Droz, 2008 を参照。

を肯定する「性愛の術」に対し、「性の科学」はカトリックの「告白」という制度を基盤とし、性欲を管理し検閲することを目的とする。しかしフーコーはここで次のような疑問を呈する。19世紀以降、「性の科学」はある種の「性愛の術」として機能してきたのではないか。それは単に欲望を抑圧するだけでなく、欲望にある種の方向性を与えるはたらきをしてきたのではないか。こうしてフーコーは「性の科学」を近代に成立した「性的欲望の装置」の一環としてとらえ直そうと試みる。その装置を支える重要な戦略のひとつが「女の身体の高ステリー化」であり、その最も重要な立役者がシャルコーなのである。

シャルコのサルペトリエール精神病院が、ここではよい例になるだろう。それは独特の検査、訊問、実験を伴う巨大な観察機関であったが、同時にそれは、煽動の仕掛けの総体でもあって、それに伴うのは、公開臨床であり、エーテルやアミル硝酸塩によって細心に準備されて儀式のように繰り返される発作という演劇であり、対話や触診、患者の上に置く手、医師達が仕草や言葉で呼びまましたり消滅させたりする患者の姿態といったものからなるゲーム＝かけ引きであり、また、窺い、組織化し、惹起し、記録し、報告し、観察報告とカルテの巨大なピラミッドを築き上げる職員の階層組織なのである¹⁷。

この性的欲望の装置は、ありうべき性欲からの逸脱に対する過剰なまでの不安を引き起こした。そこから性をめぐる一連の新たな文学的テーマが誕生する。「その時に、あれらの新しい登場人物が現われる。すなわち、神経質な女、冷感症の妻、無関心な母あるいは殺人の妄想にとりつかれた母、性的不能者にしてサディックであり、かつ倒錯者である夫、高ステリー症か神経衰弱の娘、早熟ですでに精力を使い果たした少年、結婚を拒否しあるいは妻を無視する同性愛の若者がそれだ¹⁸」。これらはまさにグラン＝ギニョル劇において繰り返し取り上げられる主題であり、フーコーの理論はグラン＝ギニョル劇と同時代の性文化の関連に光を投じるものである。

また、ディディ＝ユベルマンは『アウラ・高ステリーカ』（1982）において、シャルコーの臨床講義を「スペクタクル」という観点から分析する。彼は『サルペトリエール写真図像集』に収録された女性の高ステリー患者の写真について、医師と患者の関係を演出家と女優の関係になぞらえる。「呪縛の相互作用が定着したのだ。すなわち、『高ステリー』の映像を飽かず求めつづける医師たち——従順に身体の高ステリー性を増幅していく高ステリー患者たち。こうして高ステリーの臨床医学はスペクタクルになっ

17 ミシェル・フーコー『性の歴史 I 知への意志』渡辺守章訳、新潮社、1986年、73頁。

18 同、141-142頁（訳を一部改編）。

た。〈ヒステリーの発明〉だ。それは暗々裡に、芸術にも比すべきものに自らを同一化していった。演劇や、絵画とも紛うものに¹⁹」。

グラン＝ギニョル劇がサルペトリエールの臨床講義から受け継いだのは、個々の理論や症例などの素材だけではない。むしろ重要なのは、身体的なスペクタクルに対するこのような視線である。そこでは医学的視線の背後に性的欲望が潜んでおり、欲望を抑制する身振りの陰にそれを煽動する意図が隠れている。『サルペトリエール病院の講義』の結末で、不埒な好奇心から他人の身体をもてあそんだ研修医は自らの身体でその罰を受ける。しかしこの道徳的教訓はあくまで表面的なものだ。なぜならこの懲罰自体が苦痛のスペクタクルとして観客の嗜虐的な好奇心を満足させるのであるから。この作品は、観客の視線と研修医の視線を重ね合わせることで、両者のあいだにある秘かな共犯関係を浮かび上がらせるのである。

19 J・ディディ＝ユベルマン『アウラ・ヒステリカ パリ精神病院の写真図像集』谷川多佳子・和田ゆりえ訳、リプロポート、1990年、17頁。

グラン＝ギニョル ベル・エポックの恐怖演劇

アニェス・ピエロン

真野倫平 訳

はじめに断わっておくと、「グラン＝ギニョル」Grand-Guignol は「ギニョル」Guignol とは異なる。ギニョルは1808年頃にロラン・ムルゲによってリヨンで誕生した操り人形であり、グラン＝ギニョルは1897年4月13日にパリのシャプタル通りに設立された劇場の名前である(図1)。とはいえ、両者の間に関連がないわけではない。その関連とは、検閲である。

人形劇のギニョルは、リヨンの絹織物工の代表として当局の検閲を受けた。というのもギニョルは、中国やタイから輸入される外国製の絹との競争によって失業したりリヨンの絹織物工たちの反抗を代弁していたからである。

一方、グラン＝ギニョル座の創立者にして初代支配人(1897-99)であるオスカル・メテニエも検閲を受けた。なぜなら彼は自らの作品で、社会から排除された者たち、すなわちならず者、徒刑囚、死刑囚などを初めて演劇の舞台に乗せたからである。そしてメテニエは彼らに彼ら自身の言葉、すなわち隠語を話させた。これは当時としては画期的なことであった。演劇はサロン劇やヴォードヴィルでおなじみの、夫＝妻＝愛人という三角関係を離れたのである。メテニエは購入したばかりの劇場を名づけるにあたり、次のように考えた。自分はギニョルのように検閲を受けた。しかし自分はギニョルより何歳か—— ほぼ1世紀—— 年長である。したがって自分は成長したギニョル、グラン＝ギニョルである、と。

創立当初、グラン＝ギニョル座は恐怖演劇専門の劇場ではなかった。そこでは詩の夕べが開催され、そしてもちろん、メテニエ自身の戯曲が上演された。それらはしばしば隠語のタイトルを持っていた。『密告者』*La Casserole*、『不義の子』*Le Loupilot*、『公娼証明書』*La Brême* などである。

メテニエは数年にわたりいくつかの警察署で働いた経験を持ち、物事をうまく片付けるすべを心得ていた。警察が上演を中止し劇場を閉鎖しても、観客たちは深夜過ぎに戻ってくれば上演が行われるということを知っていた。グラン＝ギニョル座は当初から成功を収め、演劇が盛んなこの都市において特権的な地位につくことができた。

しかし、その翌年にメテニエは病に倒れ、劇場を第二代支配人（1899-1914）のマクス・モレーに譲らざるをえなかった。グラン＝ギニョル座を恐怖演劇専門の劇場にしたのはこのモレーである。

かつては「専門劇場」théâtre de spécialité と呼ばれる、さまざまなマイナージャンルに対応した劇場が存在した。それらは、第二次大戦後にジャン・ヴィラール¹が提唱した「万人のための演劇」théâtre public とともに終わりを迎えることになる。恐怖演劇の専門劇場であるグラン＝ギニョル座の隣には、悪魔が主人公を務める「地獄」L'Enfer という劇場があった。また、「虚無のキャバレー」Cabaret du Néant では、骨の形をしたろうそくの明かりの中、人々は頭蓋骨の杯で酒を飲んだ。

モレーはさまざまな方法でグラン＝ギニョル座を恐怖演劇の専門劇場にした。例えば彼はロルドの『グドロン博士とプリュム教授の療法』（1903）の上演の際に、アドリアン・パレル²の巨大なポスターを町中に貼り出して人々に衝撃を与えた（図2）。また彼は劇場内にバーを置いて、観客が幕間に酒を飲んで感情を鎮めることができるようにした。それはペルーのコカをベースにしたマリアニ酒のような一種の強壮剤であった。俳優たち自身も強壮剤「カントニーヌ」の広告にこのようなコピーとともに登場した。「カントニーヌで血色良好！」

というのも、恐怖演劇は俳優にとっても観客にとっても神経をすり減らすものであったからである。失神する者さえ少なくなかった。それどころかそれこそが上演の成功のバロメーターであった。失神者が5人、7人、11人、15人……。すると支配人のモレーは舞台裏で揉み手をして喜ぶのであった。

モレーは1904年に、次のような台詞のアベル・フェーヴル³の漫画をプログラムに掲載した（図3）。「担当医師はいないのかい？——いえ、彼もみなと同じく気絶したんです」。劇場は上演に際して担当医師を置くことを義務づけられていた。モレーはこの担当医師を宣伝に役立てるすべを知っていた。彼はこの本来目立たない存在を、血まみれの劇場になくしてはならない一登場人物に仕立て上げたのである。

モレーは医師の診察カバンをわざわざ「気付薬箱」la boîte à sels に置かせた。これは招待客が切符を受け取る専用の窓口の呼び名であり、特にグラン＝ギニョル座にはぴったりの名称であった。この名称はメロドラマ⁴の時代以来、過敏な観客を元気づけるために気付薬が用いられたことに由来する。

1 フランスの演出家（1912-71）。アヴィニョン演劇祭の創設者、テアトル・ナショナル・ポピュレール支配人。

2 アドリアン・パレル（1873-1931）はフランスのイラストレーター。

3 アベル・フェーヴル（1853-1945）はフランスの風刺画家。

4 19世紀前半に流行した音楽付きのドラマで、強烈な劇的效果を特徴とする。

つぎに、モレーはプログラムにおいてコメディとドラマを組み合わせ、「スコットランド式シャワー」のように笑いと恐怖を交互に提供した（図4）。一晚の演目は例えば次のように構成される。

- 1) 前座劇：遅刻者を席に着かせるための軽い演目。
- 2) コメディ：例えばボジョ『アデルはおめでた』、ロルド、モンティニャック『エルネスティヌはおかんむり』、ベルナール『二人旅』など。
- 3) 大ドラマ：ロルド、フォレー『精神病院の音楽会』あるいはロルド『サルペトリエール病院の講義』。
- 4) コメディ：例えばクルトリーヌ『ブラングラン家の人々』。
- 5) 第二のドラマ：ヌヴェー、モレー『激烈な欲望』あるいはシェーヌ『地獄に墮ちた者』。
- 6) 再びコメディ：観客が神経を鎮めてピガール界限のレストランに夜食に行けるようにするための演目。

さらに、モレーは自分の劇場に特別席を設けた。五つある「格子付ボックス席」である（図5）。それは二人用ボックス席で、一種の木製のブラインドで閉ざされており、観客は姿を見られることなしに舞台を観ることができるようになっていた。当初、この種のボックス席は王や皇帝の秘密を守るためのものであった。だからそれは「王のボックス席」あるいは「皇帝のボックス席」と呼ばれていた。外部からの視線は遮断されていたので、君主の態度や反応が観客に影響を与えることはなく、観客は自由に芝居を評価することができた。君主は人知れず席を立つことさえもできた。しかし、グラン＝ギニョル座における格子付ボックス席の用法は特殊なものであった。この席のおかげで、暴力的なシーンを見て興奮したカップルは—— グラン＝ギニョル座は通称「責苦の劇場」と呼ばれていた—— ひそかに性行為にふけることができたのである。

客席には二つの異なる入口から入ることができた。大きな入口は土間席の観客のためのものであり、小さな入口は格子付ボックス席の予約客がなるべく秘かに入場するためのものであった。しばしば若者たちは—— 大抵の場合医学生たちであった—— グラン＝ギニョル座に恋人を連れてきた。彼女は恐怖のあまり若者に身を寄せ、その腕に抱きしめられる。これがグラン＝ギニョル風ナンパ術である！

グラン＝ギニョル劇の大半が閉鎖空間を舞台にしていることは注目に値する。精神病院（ロルド『グドロン博士とプリュム教授の療法』、ロルド、ビネ『精神病院の犯罪』）、灯台（オティエ、クロクマン『灯台守』）、手術室（アラニー、ネルソン『血の接吻』）、転轍室（ロルド、フォレー『赤い夜』）、サーカス小屋（モレー、エラン、デ

ストク『怪物を作る男』、船（ロルド、シェーヌ『死の船』、ボワシエ『恐怖の貨物船』）、ダンスホール（ズイラン・ド・ニーヴェルト『仮面舞踏会は中断される』）などである。

ジャン・アラニー、シャルル・メレ、ピエール・シェーヌ、アンリ・ポーシュなどの作家は別にして、最も有名で多作な作家は「恐怖のプリンス」と呼ばれたアンドレ・ド・ロルド（1869-1942）である。この奇妙な人物は、仕事においても私生活においても二重の生活を送った。仕事においては、図書館の司書であると同時に恐怖演劇の作家であった。私生活においては、いわば二つの家庭を持っていた。彼の作品は長編小説、短編小説、戯曲に至るまで膨大な数に上る。とはいえ彼は幾人かの「代作者」*nègres* を持っており、これは当時としては当たり前のことだった。

グラン＝ギニョル座の代表的女優はポーラ・マクサだった（図6）。彼女は「あらゆる受難のラシェル⁵」あるいは「シャプタル小路のサラ・ベルナル」と呼ばれ、自ら「世界で一番殺された女」と称した。彼女の叫び声は演劇史上最も美しい絶叫であり、愛好家たちを魅了した。彼女はまた、暴力的なシーンを演じながら脚や肩や胸を美しく見せるすべを心得ていた。そしてまた、人工の血のりの小瓶を巧みに使うすべを知っていた。時には、演出家がラ・ヴィレットの屠殺場に取りにやらせた本物の牛や豚の血が用いられた。さもなければ赤スグリのゼリーが役に立った。ひとたび舞台を下りると彼女は若々しく快活な女性だった。新聞記者たちは、彼女が美しい歯並びでスグリジャムのパンを食べるのを見て、魅了されずにはいられなかった……。話は逸れるが、私は2011年の春にラントルタン社からマクサの伝記を出版する予定である。タイトルは『マクサ、世界で一番殺された女』である。

この劇場の花形女優（ディーヴァ）は第三代支配人（1915-27）であるカミーユ・ショワジーによってスターとなった。彼は舞台装置と特殊効果の才能を持ち、舞台にこのジャンルの重要な諸テーマをもたらした。すなわち、あらゆる進歩への恐怖、とりわけ列車や自動車や電話に対する恐怖（サルテーヌ『急行十三号』、ロルド、フォレー『電話口で』）。あるいは、われわれの間にいるかもしれない狂人への恐怖（ロルド、ビネ『謎の男』、ロルド、ビネ、モレー『強迫観念』）。貪欲でしばしば無能な外科医への恐怖（ムエジ＝エオン、ジュバン『二分法』、ロルド『死の外科医』）。そしてギロチンへの恐怖（エロ、アブリク『未亡人』、エラン、デストク『彼方へ』）。冷笑家であった作家のコレットはグラン＝ギニョル座を「生首の劇場」と呼んでいた。

ショワジーはまた音響効果の達人でもあった。彼は暴風雨や雷鳴の雰囲気を作り出すすべを知っていた。照明においても巧妙で、いくつかのマッチ箱で脱線した列車を

5 ラシェル（1821-58）は19世紀の伝説的な悲劇女優。

作り出すことができた。船が波の上を滑ってゆく錯覚を与えることもできた。

両大戦間の時期はグラン＝ギニョル座にとって偉大な時代であった。劇団はフランス国内で、そして世界中で巡業公演を行った。特にロンドン、ニューヨーク、サンフランシスコとの関係は緊密だった。しかしこれらの巡業において、公演の印象はパリほど強烈ではなかった。劇場全体の雰囲気欠けていたからである。すなわち、劇場に通じる薄暗い袋小路。天井から二つの大きな天使像がぶら下がる独特の客席。最前列に並んだ座席。ゴシック風の内壁。殉教者を描いた天井の四枚の絵。そして有名な格子付ボックス席……。

カミーユ・ショワジーが1928年にジャック・ジュヴァンに支配人の座を譲ると、グラン＝ギニョル座は下り坂をたどり始める。ジュヴァンはあらゆる面で権力を振るおうとした。彼はソニア・ラメル、エドゥアール・ジルベールといったさまざまな匿名を使って上演される劇の大部分を書いた。彼は、たった一人で観客を引きつけていたマクサを次第に冷遇するようになった。ジュヴァンの行動はまずかった。彼は権力を独占したのみならず、「細切れの演目」のシステムを放棄し、さらにグラン＝ギニョル座を「インテリ化」しようとしたのである。この劇場の力の源泉は、自然主義の伝統の中で一級の品質を保ってきたことにあったというのに。

それに続く支配人たち、悪質な経営、そして第二次大戦が劇場の閉鎖を早めた。1963年1月、大規模な競売が行われた。舞台装置、戯曲、ポスター、小道具（生首、仕掛け刃物）が売りに出された。ポスターの大部分は最後の総支配人とともにニューヨークに渡った。彼はポスターをある収集家に売却し、私は10年ほど前にニューヨークでその人物に会う機会があった。こうしてひとつの文化遺産が失われた。私は何とかしてそれを復元しようと粘り強い努力を重ねたのである。

グラン＝ギニョル座で生き残っているもの、それは語彙である。セリーヌはこう言った。「マクベス、これこそグラン＝ギニョルだ」。そして血まみれでグロテスクな場面は「グラン＝ギニョレスク」と形容される。この表現は、アンドレ・ド・ロルドの重要な共作者であった心理学者のアルフレッド・ビネ（1857-1911）によるものである。

そしてまた、グラン＝ギニョル劇のレパトリーも生き残った。それは私が1995年にロベール・ラフォン社の「ブカン」叢書から主要作品を収録したアンソロジー『グラン＝ギニョル ベル・エポックの恐怖演劇』を出版したからである。この本に含まれる戯曲はいまや世界中でしばしば上演されている。私はグラン＝ギニョル劇が真野倫平氏編訳の『グラン＝ギニョル傑作選』（水声社、2010年）によって日本にまで到達したことを嬉しく思う。そしてこのジャンルが日本で新たな花を咲かせることを期待している。

今日ではグラン＝ギニョル座の建物は完全に改装されてしまった。そこにはもはや血も、恐怖も、叫び声もない。現在そこにはIVT（インターナショナル・ビジュアル

ル・シアター) という劇団が入っており、その主要な目的は手話の習得である。思えば奇妙なめぐり合わせである。かつて叫び声で満ちていた場所が、今では聾啞者たちの手に渡ったのであるから！

訳者付記

本稿は2010年11月12日に南山大学で行われたヨーロッパ研究センター主催講演会「グラン＝ギニョル ベル・エポックの恐怖演劇」にもとづく。アニェス・ピエロン氏は大学に属さない在野の研究者であり、演劇および言語学の分野で多数の著書がある。1995年にはロベール・ラフォン社からアンソロジー『グラン＝ギニョル ベル・エポックの恐怖演劇』を刊行し、長らく忘却の淵に沈んでいたこのジャンルを復活させた。主要著書は以下のとおりである。

Le Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Époque, édition établie par Agnès Pierron, Robert Laffont, « Bouquins », 1995.

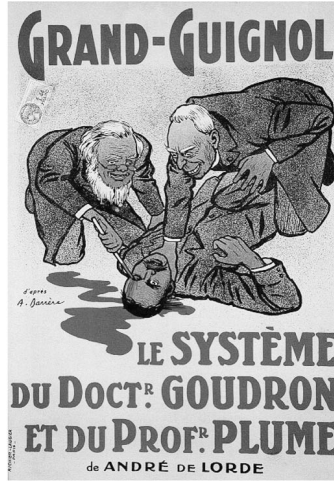
Agnès Pierron, *Les Nuits blanches du Grand-Guignol*, Seuil, 2002.

Agnès Pierron, *Dictionnaire de la langue du Théâtre*, Le Robert, 2002.

Agnès Pierron, *Dictionnaire des mots du sexe*, Balland, 2010.



1. グラン＝ギニョル座



2. 『グドロン博士……』のポスター



3. アベル・フェーヴルの漫画

PROGRAMME			
1. AU BON MOMENT Périsse et scène de M. LAFFITE		2. C'EST VOUS LA NOUVELLE ? Scène en 1 acte de M. Serge VIGNES	
Thérèse	Mlle JENNY BERNAY	Yvonne	Mlle DE BRÉVILLE
Le Comédiant	Mlle STONY LAURENT	Ludovic	Mlle LÉNE JULES
Dorcas	JEAN MONNET	Jacques	Mlle LUCETTE BÉGIN
De Monsieur	ROBERT	Joseph	M. RENE WORKMAN
			Mlle LUCILLE GILLES
			Mlle MARGARET LACKSON, ex Avenue Marigny
3. LA PORTE CLOSE Drame en 1 acte de M. Robert FRANCHÉVILLE			
Nora Johnson	Mlle GONZALES	M. Robert	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
Fanny	JENNY BERNAY	Robert	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
4. LA DERNIÈRE TORTURE Drame en 1 acte de M. M. André de LORDE et Eugène MOHEL			
Clara Ellerslé	Mlle GONZALES	M. Robert	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
Un Italien	M. RENE JULES	Edmond	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
Martin	M. RENE JULES	Guerra	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
Clément	M. RENE JULES	Maria	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
Louise	M. RENE JULES	Maria	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
			Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
5. POUR TUER LE TEMPS Périsse et scène de M. JACQUES BÉRETTI			
Phylarète	Mlle JENNY BERNAY	Mélodie	Mlle RENE JULES
Marianne Giffard	M. RENE JULES	M. Robert	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
Les Châpoux de M. WODHES maître de la Maison	M. RENE JULES	M. Robert	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
			Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
6. DEUX TOURTEREAUX Périsse et scène de M. Paul GIBERTY			
Mélodie	Mlle RENE JULES	M. Robert	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
M. Robert	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE	M. Robert	Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
			Mlle PAULINE FRANCHÉVILLE
Directeur M. PROUST			
de Théâtre sont offerts de 10 heures à 12 heures, en face de la Gare d'Orléans, 10, rue de Valenciennes, Paris			
Au SOUPER LAJUNIE		CREME SIMON	
Le grand restaurant parisien		Paris	

4. 1924年のプログラム

GRAND GUIGNOL																							
44	42	40	38	36	34	32	30	28	26	24	22	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43
20	18	16	14	12	10	8	6	4	2	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19				
Entrées de Diction.																							
Sièges réservés												Sièges gratuits											
A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M												
98 96 94 92 90 88 86												93 95 97 99 101 103 105 107											
84 ^{bis} 84 82 80 78 76 74												77 79 81 83 85 87 89 91											
72 70 68 66 64 62 60 58												61 63 65 67 69 71 73 75 75 ^{bis}											
56 54 52 50 48 46 44 42 40 38												41 43 45 47 49 51 53 55 57 59											
36 34 32 30 28 26 24 22 20 18												21 23 25 27 29 31 33 35 37 39											
18 ^{bis} 18 16 14 12 10 8 6 4 2												1 3 5 7 9 11 13 15 17 19											
Entrées à l'Orchestre.																							

5. 座席表 (D~H が格子付ボックス席)



6. マクサ

アメリカ財務省「年金改革論点整理」について

経済学部 大谷津晴夫

1. はじめに
 2. アメリカ年金財政の現状と財政検証の仕組み
 - 2.1 OASDI の財政の現状
 - 2.2 OASDI の財政検証の仕組み
 3. アメリカ財務省「年金改革論点整理」
 - 3.1 公表の背景
 - 3.2 年金改革問題の本質
 - 3.3 年金改革問題分析の枠組み
 - 3.3.1 世代間の公平
 - 3.3.2 世代内の公平
 - 3.3.3 セーフティネットの規模
 - 3.3.4 将来給付のための事前積立
 - 3.4 公平性と効率性のトレード・オフ
 4. おわりに
- 参考文献

1. はじめに

日本の2004年の年金制度改革の主眼は、年金財政の持続可能性を担保することにあった。その手段の1つに、永久均衡方式から有限均衡方式への変更がある。これは、年金財政の均衡を図るべき期間を、無限の将来に及ぶ永久期間から約100年間の有限期間に変更した上で、その最終年度の積立金の目標水準を当該年度の1年間の給付費用にまでに下げ、そのことによって5年分程度あった積立金の取崩しを可能にしたものである。このアイデアの源になったのは、アメリカの公的年金制度の財政検証の仕組みである。

アメリカの年金制度も、御多分に漏れず、目前に迫ったベビーブーマー世代の大量引退にとまなう財政危機に直面している。政治主導による改革がいっこうに進まない状況に危機感をもった所管官庁のアメリカ財務省は、年金改革論議の整理と前進を狙っ

て、2007年9月から2009年1月にかけて都合6号に及ぶ「年金改革論点整理」シリーズを公表した。皮肉なことにアメリカ財務省の年金改革論点整理は、日本の2004年改革のお手本になった有限均衡方式の欠陥を指摘する結果になっている。また、ヨーロッパの年金改革論の動向と軌を一にする形で、事前積立の重要性を強調し、スウェーデンの1999年の年金改革で有名になった「見なし拠出建て勘定」の導入に積極的な姿勢をにじませる内容になっている。

本稿の目的は、アメリカ財務省の「年金改革論点整理」を中心において、アメリカの公的年金の財政検証の仕組みと年金改革論の枠組みを概観することにある。この小論は、日米欧の年金改革論の比較研究に向けての1つの礎石として位置づけられる。

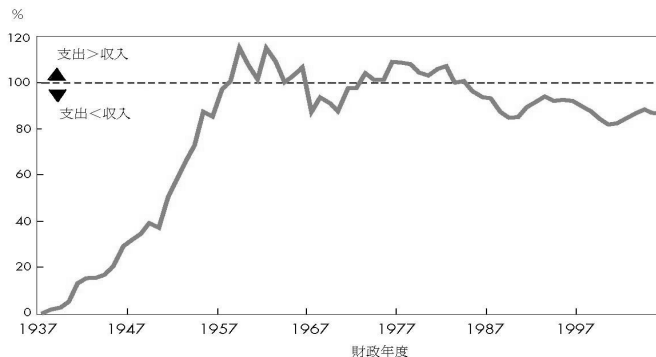
2. アメリカ年金財政の現状と財政検証の仕組み

2.1 OASDIの財政の現状

アメリカの公的年金である連邦老齢・遺族・障害保険（Federal Old-Age, Survivors and Disability Insurance, 以下OASDIと略称）の創設は1935年制定の社会保障法（Social Security Act）にまで遡る。発足当初（1937-49年）の社会保障税の賦課上限賃金は3,000ドルで、税率は2%であった。その後徐々に引き上げられてきて2010年には課税上限賃金が106,800ドル、税率は12.4%になっている¹。

図2-1に示されているように、年金財政は1983年から収入が支出を上回る状況が続いており、足元では支払不能を心配する状況にはない。

図2-1 OASDIの支出の対収入比率

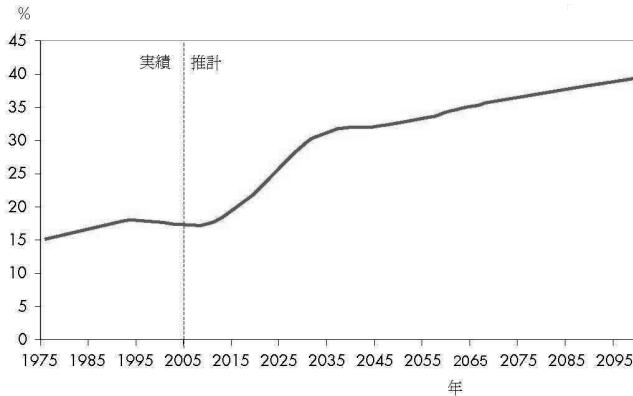


出所) Issue Brief No. 1, Figure 3, p. 6

1 社会保障税は雇用者と事業主で折半負担され、自営業者は全額負担する。なお12.4%の内10.6%が老齢・遺族年金の保険料で、1.8%が障害年金の保険料である。社会保障税の課税上限賃金は賃金上昇率に応じて毎年改定される。2010 OASDI Trustees Report, Table VI. A1, pp. 139-40 を参照。

しかし、図2-2が示すように、今後の30年間はベビーブーマー世代の大量引退にともなって生産年齢人口に対する高齢人口の比率が急速に上昇する。これが年金財政の悪化を招くことになるのは避けられない。

図2-2 15-65歳人口に対する66歳以上人口の割合の推移

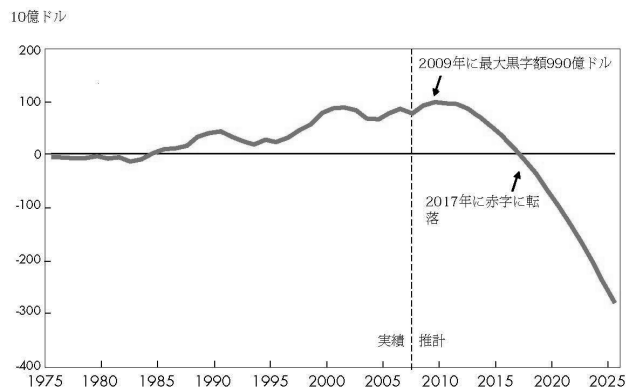


出所) *Issue Brief No. 4, Figure 1, p. 3*

図2-3は、2007年年金信託基金報告の長期推計（2007-2081）の一部をグラフ化したものである。これによれば黒字額は2009年にピークに達し、その後急速に下落しはじめ、2017年には単年度赤字に転落するものと見込まれる。

さらに次の図2-4は、図2-3の長期推計を、社会保障税賦課賃金に対する支出率（cost rate）と収入率（income rate）で表示したものである²。図2-4では2017年に支出率が収入率を上回った後、両者の差が急速に広がっていく状況が示されている。

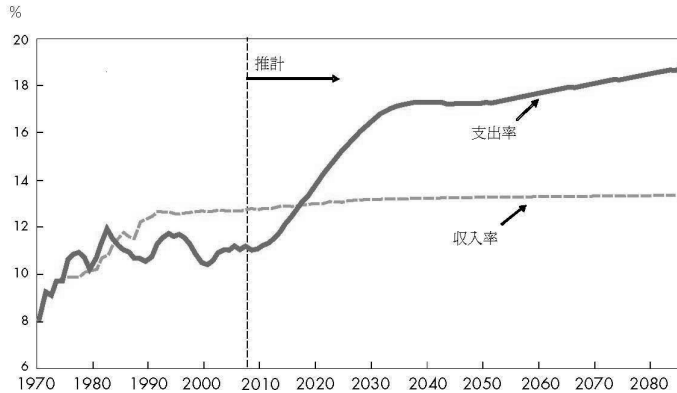
図2-3 OASDIの収支バランス



出所) *Issue Brief No. 1, Figure 4, p. 7*

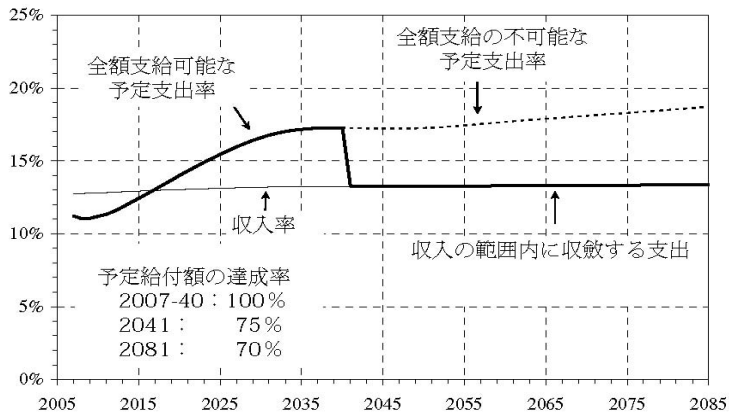
2 収入率の計算に含まれる収入は社会保障税収入と年金課税収入で、積立金の運用収入は含まれない。支出率の計算に含まれる支出は年金給付費と管理運営費である。

図2-4 OASDIの収入率と支出率



出所) Issue Brief No. 1, Figure 5, p. 8

図2-4b OASDIの収入率と支出率の推移(中位推計)

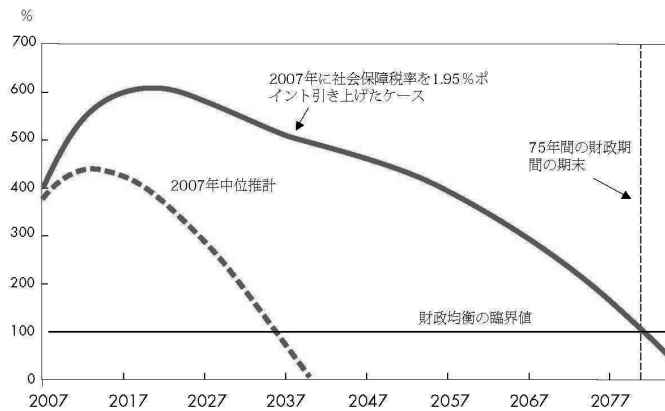


出所) 2007 OASDI Trustees Report, Figure II, D. 2, p. 8

図2-4の支出率はあくまでも、履行不可能な予定給付を前提に計算している。現実には、積立金が枯渇する2041年以降は予定された給付の全額支給は不可能になり、収入の範囲内の給付に縮減される。そのケースを描いているのが図2-4bである。これによれば2041年には75%、2081年には70%に減額される見込である。

2007年年金信託基金報告の長期推計は、OASDIの財政が2017年に単年度赤字に転落し、2041年には積立金が枯渇すると予想している。1年間の給付費に対する積立金の比率が常に100%以上になっていることが、財政均衡の条件である。図2-5に示されているように、現状でこの条件を満たすのは2036年までで、それ以降は積立比率が100%を下回ってしまい、不均衡状態に転落する。最終年の2081年期末の積立比率を100%にするには、社会保障税率を2007年に1.95%ポイント引き上げる必要があることを、図2-5は示している。

図 2-5 OASDI 信託基金の対支出百分率表示の積立金残高の推計



出所) Issue Brief No. 1, Figure 6, p. 9

2.2 OASDI の財政検証の仕組み

OASDI の信託理事会は毎年財政検証を行い、その結果を年次報告書にまとめて議会宛に提出する義務を負っている³。本節でこの OASDI の財政検証の仕組みを概観しておくことにする。OASDI の支払能力に関する検証には、10 年間の短期検証と 75 年間の長期検証の 2 つがある。

1991 年から導入された短期検証の基準は、(1)期首の積立比率が少なくとも 100%ある場合は、10 年間を通して積立比率を 100%以上に維持すること、(2)期首の積立比率が 100%を下回っている場合は、最初の 5 年間の終了時までには積立比率を少なくとも 100%までに引き上げ、さらにその次の 5 年間で 100%以上に維持すること、そして 10 年間を通して年金が期日通りに満額支払われること、である。

長期検証は、1964 年の報告書までは無限の将来期間を対象としていた⁴。75 年間の長期検証で使われる指標には、毎年のキャッシュ・フロー指標（収入率・支出率・収支率バランス）、被保険者数と受給者数の比率（年金扶養比率）、年間給付費に対する積立金の比率（積立比率）、そして年金数理バランス（actuarial balance）や年金純債務（unfunded obligation）などの集計指標があるが、最も基礎的なのは年金数理バランスである。これは、下記のように、長期集計の収入率（long-range summarized income rate）から長期集計の支出率（long-range summarized cost rate）を

3 この財政検証と議会宛報告の義務化は 1935 年の社会保障法にまで遡る。なお信託理事会のメンバーには、職権により財務長官（理事長）、労働長官、保健福祉長官、社会保障庁長官の 4 人が、さらに大統領の任命と上院の承認により民間理事 2 人（任期 4 年、現在空席）が就任する。

4 日本でも 2004 年改正により、それまでの無限期間の財政検証（永久均衡方式）から約 100 年間の有限期間の財政検証（有限均衡方式）に切り替えられた。

差し引いた残差として定義される⁵。

年金数理バランス＝長期集計の収入率－長期集計の支出率

長期集計の収入率＝将来収入総額の現在価値÷将来賃金総額の現在価値

長期集計の支出率＝将来支出総額の現在価値÷将来賃金総額の現在価値

長期検証に使われる年金純債務の概念は、積立方式に類似した支払能力検証の指標といえるだろう。年金債務の把握の仕方にはいくつかの種類がある⁶。OASDIの財政検証に関連して登場する年金債務の概念には、1) オープン・グループ基準の年金純債務 (open group unfunded obligation)、2) クローズド・グループ基準の年金純債務 (closed group unfunded obligation)、3) 最大移行コスト (maximum transition cost)、の3つがある。

オープン・グループ基準の年金純債務は、現在の加入者だけでなく将来加入してくる者の年金純債務も含み、75年間と無限の将来期間の2つに対応する年金純債務が開示されている⁷。この純債務は、各財政期間について総支出額の現在価値が総収入額の現在価値と期首の積立金の合計を上回っている額として計算される⁸。

クローズド・グループ基準の年金純債務は、旧制度を廃止して新制度に切り換えるケースを想定して、現在加入者が死亡するまで旧制度に加入しつづける場合の移行コストを計測するもので、廃止想定時点の既発生債務に加えて、現在加入者がその時点から死亡するまでに拠出する保険料やその拠出に対応して新に発生する給付債務が含まれる。この年金純債務は、現在加入者の将来支出総額の現在価値から将来収入総額の現在価値を差し引き、さらに期首の積立金を差し引いて算出される。期首の積立金は過去加入者と現在加入者の基準日までの収支差額の累積に他ならないので、これが加えられているクローズド・グループ基準の年金純債務は、現在の加入者だけでなく過去の加入者の収支差額の累積分をも含んだ債務概念になっていることに注意する必要がある⁹。

5 Goss, S.C. (1990), p. 19-22. なお2007年から2081年までの75年間の年金数理バランスを構成する各要素については、次章の表3-1を参照。

6 Daniele Franco et al. (2004)も、既発生年金債務、現在加入の被保険者と受給者にかかる年金純債務、開放システムの年金純債務の3つに整理している。

7 次章の表3-2に2007年時点の各財政期間に対応する2つの年金純債務額が示されている。なおOASDIの財政検証では、基準時点において既に死亡している者を過去加入者、満15歳以上の者(年金受給者を含む)を現在加入者、14歳以下の者および未だ生まれていない者を将来加入者と定義している。

8 Wade, A., J. Schultz and S. Goss (2009), p. 4.

9 スウェーデンの見なし拠出建て年金制度のバランスシートに計上される債務が、まさにこのクローズド・グループ基準である。大谷津晴夫(2006、317頁)では、この点の正確な理解ができていなかった。

表 2-1：加入者 3 世代ごとの収支差総額と年金純債務の現在価値

2007 年 1 月 1 日現在の現在価値 単位：兆ドル		将来賃金比	将来 GDP 比	
①	最大移行コスト（制度廃止基準の年金純債務）	16.7	4.3%	1.5%
②	現在加入者の将来支出総額と将来収入総額との差額	16.5	4.2%	1.5%
③	期首の積立金残高	2.0	0.5%	0.2%
④	=②-③=過去加入者と現在加入者の年金純債務	14.4	3.7%	1.3%
⑤	将来加入者の将来支出総額と将来収入総額の差額	-0.8	-0.2%	-0.1%
⑥	=④+⑤=全加入者の年金純債務	13.6	3.5%	1.2%

- 注) 1) 過去加入者、現在加入者、将来加入者をここで便宜的に加入者 3 世代とよんでいる。
 2) ④はクローズド・グループ基準の年金純債務である。
 3) 将来賃金比と将来 GDP 比は、2007 年から無限の将来までの社会保障税賦課賃金総額（388.4 兆ドル）と GDP 総額（1,117.3 兆ドル）に基づいて算出されている。
 出所) *The 2007 OASDI Trustees Report*, Table IV. B7. と A. Wade et al. (2009), p. 7

最大移行コストは、制度廃止基準の既発生債務（plan-termination unfunded obligation）ともよばれ¹⁰、廃止想定時点における既発生債務を把握する¹¹。クローズド・グループ基準の移行コストと異なる点は、廃止時点以降の将来保険料拠出とその拠出から発生する将来給付債務はすべて廃止後の新制度に移管され、この最大移行コストの計算には含まれないことである。

表 2-1 にあるように、2007 年 1 月 1 日時点の最大移行コスト①は 16.7 兆ドルであるのに対して、クローズド・グループ基準の移行コスト④は 14.4 兆ドルであり、2.3 兆ドル少ない¹²。年金純債務が 2.3 兆ドル減少する理由は、現在加入者が死亡するまで加入を継続することにより、2.3 兆ドルの収支の黒字が年金制度に発生するからである。既に年金を受給している者については加入継続による年金純債務の増減はないので、年金純債務の 2.3 兆ドルの減少に貢献しているのは、現在加入者の中の現役労働者に他ならない。彼らは基準時点以降の加入継続によって、払った保険料よりも 2.3 兆ドル少ない給付しか受けられないのである。

3. アメリカ財務省「年金改革論点整理」

3.1 公表の背景

民主党のクリントン政権（1993 年 1 月 20 日－2001 年 1 月 20 日）と共和党のブッ

10 Goss, S.C. (1990), p. 31-2.

11 これは、日本の財政再計算で使われる「過去期間に対応する給付債務」に相当し、積立方式への移行にともなう「2重の負担」の内の賦課方式の過去債務である。

12 最大移行コストは補足資料の方で開示されているだけで、本体の年金信託理事会報告書では開示されていない。Wade, A., J. Schultz and S. Goss (2009), p. 7.

シュ政権（2001年1月20日－2009年1月20日）は、高齢化による財政危機に直面している OASDI 改革を政権の主要政策課題として位置づけ、改革案の策定に精力的に取り組んだ。両政権が国民の前に提示した改革案はいずれも個人勘定の新設を柱にしたもので、国民や議会の広範な支持を得ることができず、日の目を見ることなく終わった。ブッシュの年金改革法案が議会での採決にまで至ることなく最終的に頓挫したことが明白になったあと、年金改革の機運は急速に退潮していかざるを得なかった。

OASDI を所管するアメリカ財務省がこうした状況に危機意識をもったであろうことは容易に想像がつく。ブッシュ政権2期目の後半にジョン・スノーに代わって財務長官に就任したヘンリー・ポールソン（任期：2006年7月10日－2009年1月20日）は、停滞していた年金改革論議の再始動に意欲を示し、両党の有志議員を招いて精力的に意見交換を重ねていった。その中で、世論を二分していた個人勘定の導入と社会保障税の引き上げをめぐる争点を除けば、党派的な立場を越えて年金の危機意識を共有し、多くの論点で合意可能であるという感触を得た。こうした超党派的な協議の成果を踏まえて、年金改革論議のための共通土台を構築する狙いの下に、「年金改革論点整理」(*Social Security Issue Briefs*) が財務省から公表された。その第1号の公表に際してポールソン財務長官は、「年金論点整理が、まずは合意できる領域に焦点を絞ることにより、相違を縮小して改革論議を前進させてくれることを願っている」というコメントを寄せている¹³。

「論点整理」は No. 1 から No. 6 まで都合6号が出されている。No. 1 は「問題の本質」の副題で2007年9月24日に、No. 2 は「分析のための枠組み」の副題で2007年10月12日に、No. 3 は「公平性と給付の適切性を評価する基準」の副題で2008年1月9日に、No. 4 は「実効的事前積立を実現するためのメカニズム」の副題で2008年4月16日に、No. 5 は「累進的給付調整のための戦略」の副題で2008年6月25日に、最終号の No. 6 は「労働インセンティブ」の副題で、ブッシュ政権の最後の幕が下りる直前の2009年1月9日に公表されている。

3.2 年金改革問題の本質

「論点整理」の No. 1 は、年金改革問題の本質が改革コストの大きさの正確な把握とその負担方法の決定にあることを強調する。OASDI を所管する財務省が、年金財政の持続可能性の回復を年金改革の最重要課題と考えるのは自然なことであり、この場合の改革コストとは年金財政の支払能力の回復に必要な費用ということになる。

しかし、「論点整理」の考える年金財政の持続可能性とは、無限の時間地平のどの

13 U.S. Department of the Treasury: Press Center (2007) さらに Michael A. Fletcher (2007) を参照。

表 3-1：OASDI の 75 年間年金数理バランスの構成要素（2007 年-2081 年）

2007 年 1 月 1 日現在の現在価値（10 億ドル）	
a. 社会保障税収入	32,178
b. 年金課税収入	1,935
c. 年金収入（a+b）	34,113
d. 年金支出	40,876
e. 年金支出-年金収入（d-c）	6,763
f. 期首の積立金残高	2,048
g. open group 基準の年金純債務（e-f）	4,715
h. 期末の積立金残高目標	361
i. 年金収入-年金支出+期首積立金-期末積立（c-d+f-h=-g-h）	-5,076
j. 社会保障税賦課賃金	259,783
社会保障税賦課賃金に対する割合（%）	
k. 75 年間の年金数理バランス（ $100 \times i \div j$ ）	-1.95

出所) *The 2007 OASDI Trustees Report*, Table IV. B5. から作成。

表 3-2：OASDI の 1935 年から無限の将来までの年金純債務

2007 年 1 月 1 日現在の現在価値（兆ドル）		対将来賃金比	対将来 GDP 比
①1935 年から無限の将来までの年金純債務	13.6	3.5%	1.2%
②1935 年から 2081 年までの年金純債務	4.7	1.8%	0.7%

注) ①と②のそれぞれの期間に対応する社会保障税賦課賃金・GDP は、①259.8 兆ドル・708.2 兆ドル、②388.4 兆ドル・1,117.3 兆ドルである。

出所) *The 2007 OASDI Trustees Report*, Table IV. B6. から作成。

時点においても約束した年金が支払可能であることを意味する「永久的な支払能力」(permanent solvency) のことであり、年金信託基金報告書で言うところの「持続可能な支払能力」(sustainable solvency) ではない。後者の「持続可能な支払能力」は、1) 75 年間という有限の財政期間内のどの時点でも年金給付支出に対する積立金残高の比率（積立比率）が非負で、かつ 2) 財政期間末においてその積立比率が安定もしくは上昇していること、として定義されている。つまり、「持続可能な支払能力」は基本的には 75 年間の支払能力に限定されているのであり、「永久的な支払能力」を保証するものではない¹⁴。

表 3-1 は、2007 年年金信託基金報告書が開示している 75 年間の年金数理バランスを示している。2007 年 1 月 1 日現在の年金純債務は 5.1 兆ドルである（表 3-1 の i 項）。この財源不足の穴を埋めるには社会保障税を 1.95% 引き上げればよい（k 項）。しかし、5.1 兆ドルは 75 年間の「持続可能な支払能力」を回復するためのコストで

14 Wade, A., J. Schultz and S. Goss (2009, p. 4) および U. S. Department of the Treasury (2007a, p. 10) を参照。

表3-3：コーホート集団ごとの年金純支払額の推計（2007年現在価値、兆ドル）

コーホート	現行制度	改革制度
①全コーホート	13.6	0
②1993年以降の出生コーホート（将来加入者）	-0.8	
③1992年以前の出生コーホート（過去加入者と現在加入者）	14.4	
④1940年から2000年までの各出生コーホート	< 0	
改革コーホート（1953年以降の出生コーホート）	-X	-(13.6+X)
改革回避コーホート（1952年以前の出生コーホート）	13.6+X	13.6+X

出所) *Issue Brief*, No.1, Table 1, p. 12.

あり、「永久的な支払能力」を回復するのに必要なコストは無限の将来期間の年金純債務の額なので、これは次の表3-2にあるように13.6兆ドルになる。

13.6兆ドルの年金純債務とは、表3-2に示されているように、1935年の制度発足から無限の将来までの永久期間において総支出が総収入を上回る額である。つまり、過去加入者、現在加入者、将来加入者の加入者全体でみて、社会保障税負担を上回る年金給付の超過分が13.6兆ドルになるということである。

表3-2にあるように、13.6兆ドルは社会保障税率を3.5%ポイント引き上げれば調達できる。しかし、この13.6兆ドルがただちに実際の改革コストを表すわけではない。受給者と高齢労働者については改革コストの負担を免除するのが多くの改革案で通例になっているので、財務省の「論点整理」も55歳以上の者を改革コストの負担世代から外している。つまり、改革コストを負担してもらう世代である「改革コーホート」は、2007年時点で54歳以下の者と未出生の将来加入者に限られてしまう。その結果、「改革コーホート」が負担する実際の改革コストは13.6兆ドルを上回るのである。このことが表3-3から明らかにされる。

まず、現行制度下でも改革コーホートは負担を負わせられていることが、表3-3の②と④から明らかにされている¹⁵。この改革コーホートの負担規模をX兆ドルとすると、改革コスト負担を免れる「改革回避コーホート」が得る純支払額は(13.6+X)兆ドルになることがわかる¹⁶。

次に、支払超過の状態にある現行制度を改革によって収支均衡させるとする。この改革された制度の下では「収支相等の原則」が成立するので、全コーホートを合計した純支払額はゼロになる¹⁷。全コーホートの収支合計が最終的にゼロに帰着する中で、

15 改革コーホートの内1993年以降のコーホートが純負担することは②から、残りの1953年-1992年のコーホートも純負担をすることは④から、明らかである。

16 全コーホートで13.6兆ドルの純支払額を得る中で、改革コーホートはX兆ドルの持ち出しになっているのだから、改革回避コーホートは(13.6+X)兆ドルの純支払いを得ることになる。ただし、Xの正確な値は不明である。

17 収支相等の原則は、年金がゼロサム・ゲームであることの別表現といえる。

改革回避コーホートの現行制度におけるネットの受け取り予定額（13.6+X）兆ドルが既得権としていったん確定してしまえば、改革後の制度の下で改革コーホートは必然的に－（13.6+X）兆ドルの純支払額（＝純損失）を負わされることになる。そうでなければ会計式の帳尻が合わないからである。つまり、収支相等の原則に立脚する年金はゼロサム・ゲームなのであり、得をする者が一方にいれば、必ず他方には損をする者がいるということになる。そして、改革コーホートが実際に負う負担は13.6兆ドルではなく、13.6兆ドル「以上」なのである。このように改革コストの規模を正確に見積もったことは、財務省の「論点整理」の功績の1つに数えてよいだろう。

3.3 年金改革問題分析の枠組み

改革コストの規模が確定されれば、次の問題はその負担方法である。13.6兆ドル以上の改革費用の捻出方法としては、収入を増やすか支出を削るかの2つしかない。増収策としての社会保障税の引き上げや国庫負担の投入と、支出削減策としての年金給付のカットである。どちらの方法でも永久的支払能力の回復は可能だが、「論点整理」の基本的立場は、社会保障税の引き上げや国庫負担の投入ではなく、給付の削減（正確には給付の伸び率の削減）に傾いている¹⁸。その理由は、給付削減による改革の方が、次の3つの理由により、将来世代に対してより公平になる可能性があると考えているからである¹⁹。

- 1) 社会保障税を引き上げて事前積立を増やしても財政規律の緩みによって浪費されてしまう恐れが強い。
- 2) 社会保障税の引き上げでは生涯労働の残余期間の短い者に十分な負担を課すことができない。
- 3) 社会保障税の引き上げは労働インセンティブを損ねる可能性が高い²⁰。

給付水準の低下を容認することの根底には、給付を削減してもセーフティネットとしての一定水準の老後所得は確保されるので、それ以上の部分については個人の責任で対応すべきであるという財務省のコミットする政策哲学がある²¹。

「論点整理 No. 2」は、改革コストの規模が確定した後の年金改革問題の分析枠組みを、1) 世代間の公平、2) 世代内の公平、3) セーフティネットの規模、4) 将来給付のための事前積立、の4つの鍵問題に整理している。

18 この立場がより鮮明になるのはNo. 3以降からである。

19 *Issue Brief*, No. 5, p. 3.

20 年金給付として戻ってくる部分に対応する社会保障税の引き上げであっても、そのことが正しく理解されずに純税として誤解されてしまうと、労働供給を阻害する可能性がある。
Issue Brief, No. 2, p. 15 と *Issue Brief*, No. 6, pp.1-2 を参照。

21 *Issue Brief*, No. 3, p. 20. これはブッシュ政権の年金政策を貫く基本姿勢ともいえる。

1) の世代間の公平は、改革コストを世代間でどのように分担するかという問題である。2) の世代内の公平は、改革コストの世代間分担が決まった後の、各世代内での分担問題である。3) のセーフティネットの規模とは、公的年金が提供するべき老後所得保障の水準のことであり、妥当な給付水準の問題である。4) の将来給付のための事前積立とは、年金支出を上回る保険料収入の超過分が将来の年金支払いのための原資として有効に積み立てられるようにする問題である。

上記の4つの鍵問題と分析枠組みについては「論点整理 No. 2」の中でその概要が提示されているので、No. 1とNo. 2だけでも論点整理シリーズ全体のエッセンスは捉えられる。「論点整理 No. 3」は最初の3つの鍵問題、「論点整理 No. 4」は最後の鍵問題の各論になっている。累進的な給付調整方法を検討している「論点整理 No. 5」と労働インセンティブの問題を取り上げた「論点整理 No. 6」は、一見すると4つの鍵問題の枠組みから外れているように見える。しかし実際には4つの鍵問題を公平性（累進性）と効率性（労働インセンティブ）の視点から再整理して詳述した格好になっており、4つの鍵問題の枠組みを大きく踏み外すような内容ではない。本節の3.3.1から3.3.4で基本となる4つの鍵問題の枠組みを取り上げ、公平性と効率性の問題については次節の3.4で改めて取り上げることにする。

3.3.1 世代間の公平

改革コストの世代間での分担を決める際には負担の公平性を測る基準が必要になる。代表的な指標には、給付負担倍率（money's worth ratio）、内部収益率（rate of return）、所得代替率（benefit replacement rate）などがあるが、「論点整理 No. 2」で提唱されているのは、下記の式で示される生涯純給付率（lifetime net benefit rate）である²²。改革コーホートの生涯純給付率は必然的にマイナスになるので、これに負号をつけて生涯純税率（lifetime net tax rate）として表すこともできる。

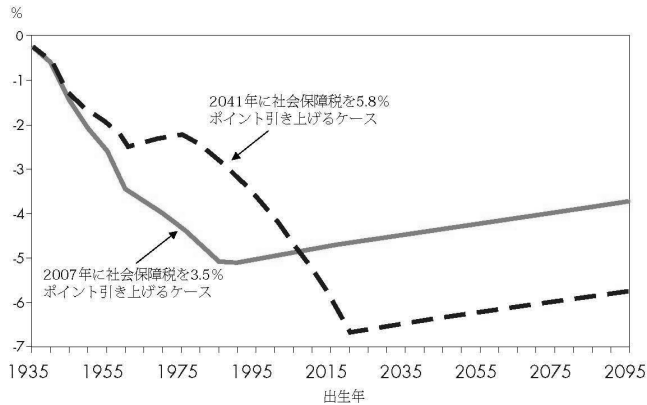
$$\text{生涯純給付率（\%）} = (\text{生涯給付総額} - \text{生涯社会保障税総額}) \div \text{生涯賃金} \times 100$$

$$\text{生涯純税率（\%）} = (\text{生涯社会保障税総額} - \text{生涯給付総額}) \div \text{生涯賃金} \times 100$$

生涯純給付率または生涯純税率を世代間で等しくする改革が財務省の考える公平な改革ということになるが、社会保障税の引き上げによって改革コストを調達する場合の各コーホートの生涯純給付率が下の図3-1に示されている。図3-1の実線は2007年に直ちに社会保障税率を表3-2で示される3.5%ポイント分引き上げる場合、破線は積立金が枯渇する2041年になってから5.8%引き上げる場合である。改革の

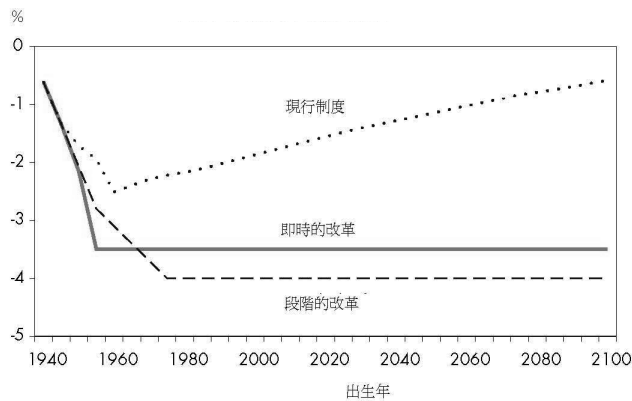
22 なお、生涯給付総額、生涯社会保障税総額、生涯賃金はすべて基準日の現在価値で示され、割引率には無リスク資産である国債の利回りが用いられる。また分母の生涯賃金は、社会保障税が賦課される上限までの賃金ではなく、稼得賃金の全体である。

図 3-1 コーホート別の生涯純給付率



出所) Issue Brief No. 2, Figure 1, p. 6

図 3-2 即時的改革と段階的改革



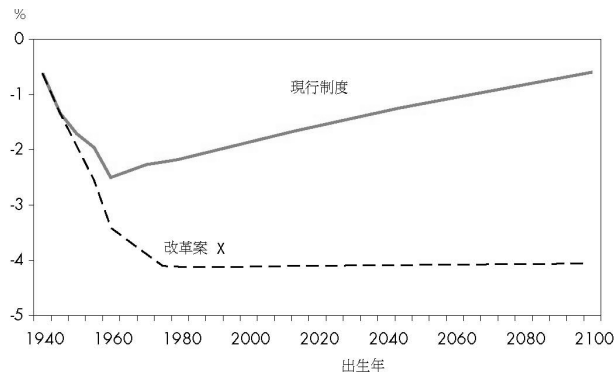
出所) Issue Brief No. 3, Figure 1, p. 5

実施が遅れるほど将来世代の生涯純給付率が大きく低下し、世代間格差が広がることがわかる。

世代間の公平という点で最も望ましい改革は、例えば 1953 年出生以降の各コーホートに対して表 3-2 で示される同一の生涯純税率 3.5% を直ちに適用する改革である。これは図 3-2 の実線で示される「即時的改革」である。これに対し、必要な給付削減や社会保障税の引き上げを段階的に行い、1975 年出生のコーホートから最終的な同一生涯純税率を完全適用する「段階的改革」の例が破線で示されている。この場合の最終的にフラットな生涯純税率は 4.0% になる。

図 3-2 の段階的改革を具体化した改革案の一例が、図 3-3 の改革案 X である。この改革案 X は改革コストを給付削減によって捻出する方式であり、次の 2 つの部分から構成されている。1 つは、1947 年出生から 1972 年出生までの各コーホートに対して 2009 年から 2036 年まで適用される「物価スライド」の部分である。物価スラ

図3-3 改革案Xと現行制度の純税率



出所) *Issue Brief* No. 3, Figure 3, p. 8

イド適用の給付は、「賃金スライド」をベースにした現行の給付算定式で計算された給付額に、改革開始年の全経済実質平均賃金を新規裁定者の62歳到達年の全経済実質平均賃金で割った値を乗じることによって算出される。物価スライドによる給付はそれまでの賃金ではなく物価に連動して伸びることになるので、物価上昇率<賃金上昇率(=実質賃金上昇率+物価上昇率)の大小関係から、給付の伸び率は実質賃金の上昇率分だけ削減される²³。他方、社会保障税は賃金に連動して伸びていく結果、生涯純給付率は低下していく。

改革案Xを構成するもう1つの部分は、1973年出生以降の各コーホートに対して適用される「平均余命スライド」である。これは、受給者の平均余命の伸長に従って受給期間が長くなっても、生涯純給付率が一定に保たれるように給付を比例的に削減する方法である。つまり、1973年出生コーホートから従来の「賃金スライド」を基本にした給付算定式に戻るが、その後に寿命が伸びても1972年出生コーホートの生涯純給付率(-4.1%)が不変に維持されるように、寿命の伸びに応じて給付が比例的に削減されるのである²⁴。

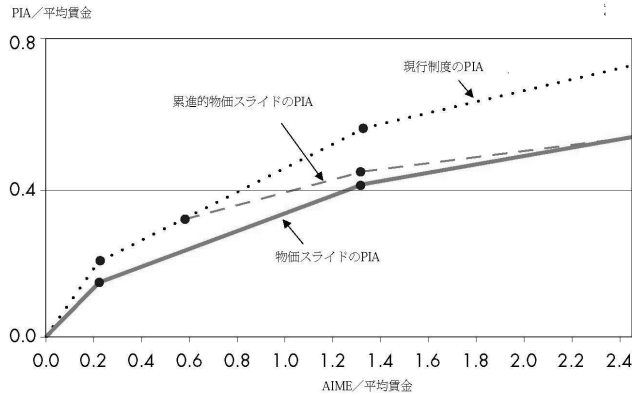
改革案Xは、広範囲の改革コーホートに対して同一の生涯純税率を課すことになるので、世代間の公正という点では確かに理想的な改革案といえる²⁵。しかし弱点もある。それは生涯純給付率の累進性の低下である。なぜ累進性が低下するかというと、現行の生涯純給付率は相対的に低い生涯賃金ほど相対的により高くなっているため、その現行水準から物価スライドによって比例的に給付削減を行うと、高賃金労働者よ

23 *Issue Brief*, No. 3, pp. 7-8. and *Issue Brief*, No. 5, p. 6.

24 *Issue Brief*, No. 3, pp. 7-8.

25 改革案Xは改革コーホート間で生涯純税率が同一になる一例を示したにすぎず、決して推奨しているわけではないと財務省は度々釈明しているが、表向きの発言と本音は別であり、改革案Xが財務省の腹案のベースであることは間違いのないと思われる。

図3-4 現行制度、物価スライド、累進的物価スライド別の基本年金額（PIA）算定式



出所) *Issue Brief* No. 5, Figure 2, p. 9

りも低賃金労働者の生涯賃金に対して削減割合が大きくなるからである。その弱点の解消を狙った改革案が「累進的物価スライド」である。累進的物価スライドは物価スライドの修正版で、年金制度全体の累進性を維持するか、あるいは引き上げるように作用する。

「論点整理 No. 5」は、現行制度と比べて全労働者の下位 30%の老齢年金が不変に保たれる一方、上位 70%の給付が実質賃金に比例して削減されるように年金額算定式のパラメーターを調整した累進的物価スライドのモデルを提示している。図3-4は、経済全体の実質平均賃金の上昇率を年率 1.1%と前提した上で、この累進的物価スライドに服する 28 番目のコーホート²⁶の基本年金額（PIA）を破線で示している。比較のために現行制度の PIA と物価スライドの PIA も、それぞれ点線と実線で示してある。

物価スライドの下ではコーホート全員の給付が現行制度と比べて 28 年間で 26%削減されるのに対して、この累進的物価スライドのモデルは次のような特徴をもつ。

- 1) 平均賃金の 0.57 倍に相当するスライド済平均賃金月額（AIME）の水準に新第 2 屈曲点（bend point）が追加されている。
- 2) 第 1 屈曲点（平均賃金の 0.22 倍）、新第 2 屈曲点（平均賃金の 0.57 倍）、そして第 3 屈曲点（平均賃金の 1.31 倍）の 3 つの屈曲点で 4 領域に分割される AIME について、第 1 と第 2 の領域に対しては従来の PIA 乗数（0.9 と 0.32）が適用されるのに対して、第 3 と第 4 の領域に対しては当初の PIA 乗数（0.32 と 0.15）が実質賃金の上昇に応じて比例的に削減されていく。

26 このコーホートは 1947 年出生コーホートで、改革案 X では物価スライドに服する最後のコーホートである。

- 3) 累進的物価スライドは、現行制度と比べて労働者の下位 30%の老齢年金を不変に保つ一方、上位 70%の給付を削減する。
- 4) 累進的物価スライドを 28 年間適用しつづけると、平均賃金の約 2.4 倍の AIME を持つ占有率 1%未満の最高賃金稼得者の給付は物価スライドの水準にまで低下するが、それ以外の者については物価スライドと比べて実質給付水準が上昇する。

以上の累進的物価スライドには 2つの問題がある。1つは、累進的物価スライドを 80 年間適用すると、新第 2 屈曲点以上の AIME に対応する PIA がフラットになってしまうことである。80 年を越えて適用を続けると、AIME が増えると PIA が低下するという逆転現象が生じる。負担する生涯社会保障税が増えるのに受け取る年金額は同額か逆に低下してしまうという事態は公平ではないだろう。もう 1つの問題点は、累進的物価スライドには肝心の永久的支払能力を回復する効果がないことである。

3.3.2 世代内の公平

13.6 兆ドルを越す改革コストの世代間分担がいったん決定されれば、次は改革コストの各世代内での分担方法の決定である。これは、個人単位の累進性と家族単位の累進性（配偶者給付・遺族給付による夫婦世帯の処遇）との 2つに大別されるが、後者の家族給付の問題については本格的な検討が回避されている²⁷。もっぱら検討の対象にされているのは、前者の PIA にかかわる累進性の基準である。

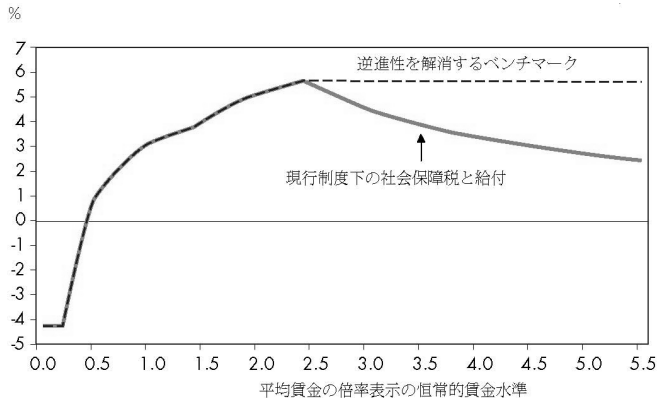
現行制度の累進性は図 3-5 に示されている。この図は、1965 年出生のコーホートに即して²⁸、22 歳から 64 歳まで平均賃金で働き 65 歳で引退する場合の生涯純税率を描いている。平均賃金の 0 倍から 0.2 倍までの賃金水準の生涯純税率が最低の -4.3%で、0.4 倍の水準で生涯純税率が 0 になり、2.4 倍の水準で最高の 5.6%に達している。ここまでの生涯純税率は累進的であるが、2.4 倍を超えると生涯純税率は低下している。

「論点整理 No. 3」が提案する累進性の基準指標は、1) 現行制度下で補助金を受けている労働者（平均賃金の 0.4 倍以下）に純税負担が生じない、2) それ以外の労働者の生涯純税率は現行制度のものに比例する、3) 社会保障税賦課上限を超える部分に

27 「論点整理 No. 3」ではボックス 1 の中で取り上げられているだけであり、その他には「論点整理 No. 6」の「夫婦の給付に関する特殊問題」の節が、労働インセンティブとの関連で取り上げているだけである。配偶者給付や遺族給付の見直しはタブー視しているかのような取り扱いである。

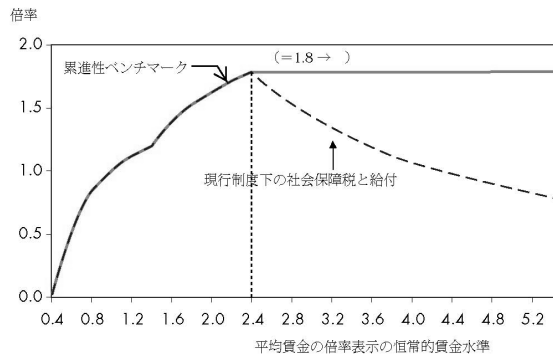
28 1965 年出生のコーホートが選ばれている理由は、正規支給年齢が 67 歳に引き上げられること、老齢・遺族年金の現行保険料率 10.6%が全労働期間に適用される最初のコーホートであること、の 2つである。

図 3-5 65 歳で引退する独身労働者の生涯純税率（1965 年出生コーホート）



出所) *Issue Brief* No. 3, Figure 5, p. 12

図 3-6 累進性ベンチマーク：平均賃金稼得者の生涯純税率に対する比率（65 歳で引退する独身労働者、1965 年出生コーホート）



出所) *Issue Brief* No. 3, Figure 6, p. 13

ついでに逆進性を解消する、という 3 つの条件を加味して作られている。具体的に言うと、図 3-6 の実線で示される累進性の基準指標は、図 3-5 の平均賃金の 0.4 倍を超える賃金の生涯純税率を平均賃金の生涯純税率で割って算出される比率である²⁹。この図からわかるように、平均賃金の 2.4 倍以上の賃金水準で累進指標が最高に達し、平均賃金の生涯純税率の 1.8 倍になる。

改革案 X の累進性はこの基準よりも明らかに劣っている。平均賃金の 0.4 倍の労働者の生涯純税率が迅速に引き上げられる一方で、相対的に賃金の高い労働者の負担の累進性は低下し、さらに賦課上限を超える平均賃金の 2.4 倍以上の部分では逆進性

29 図 3-6 の原図では縦軸の単位が「%」となっているが、これは明らかに「倍率」の誤りである。

が一挙に高まる³⁰。

3.3.3 セーフティネットの規模

財務省の「論点整理」は、13.6兆ドル以上の改革コストの世代間および世代内の配分問題と給付水準の決定問題とは区別できることを強調する。改革コストを負担する世代の保険料は、13.6兆ドル以上の年金純債務の償却資金を捻出するために徴収される部分（純税）と年金として戻ってくる部分（強制貯蓄）とに分かれる。純税部分の保険料は払うだけで年金に反映されず、後者の強制貯蓄部分の保険料だけが年金の給付水準を決めることになる。

公的年金の給付水準はセーフティネットの規模の問題である。給付水準の妥当性は、国民が公的年金に期待する役割によって判断される。引退期の生活のために十分な貯蓄を行わない者に対して公的年金を通して貯蓄を強制することについては、一定の合理性と効率性が認められる。しかし、個人が望むように貯蓄と支出が行われるべきだと考える立場からすれば、政府の介入は極力控えるべきであり、給付水準は低い方がよい³¹。

年金の給付水準を測る指標としては、引退期の年金を現役期の賃金で割った「所得代替率」がある。この指標は、年金だけで引退期の生活水準をどの程度支えられるかを示し、セーフティネットとしての年金の給付水準の妥当性をみる際の尺度として使われる。「論点整理」が給付水準の妥当性をみるためのベンチマークにしているのは、1965年出生コーホートの現行制度の所得代替率である。これと改革案 X の所得代替率を並べて図示したのが、図 3-7 である³²。現行制度も改革案 X も、給付の累進性を反映して、所得水準が高くなるにつれて所得代替率は低下している。しかし、いずれの所得階級についても、現行制度に比べて改革案 X の所得代替率の方が低くなっている。改革案 X では、1947年出生から1972年出生までのコーホートの給付が物価スライドによって削減され続けるためである。

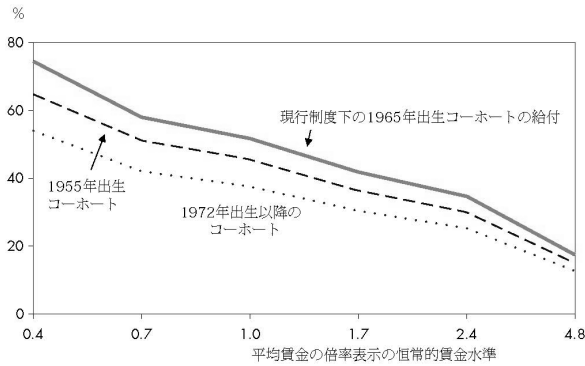
改革案 X の所得代替率が後代にいくほど低下してしまうのは、セーフティネットの提供という点で問題を孕む。しかし論点整理は2つの理由から、これを容認する姿勢を見せている。1つは、所得代替率が低下しても、インフレ調整後の実質給付額は増えていくという理由である（図 3-8 参照）。この背後にある財務省の考え方は、引退期の生活水準を現役期の生活水準に比例的に合わせる必要はなく、一定額の実質購

30 改革案 X は、給付と社会保障税の算出を賦課上限賃金までに限っているために、それ以上の部分で現行制度と同様の逆進性もっている。

31 *Issue Brief No. 2*, pp. 9-10.

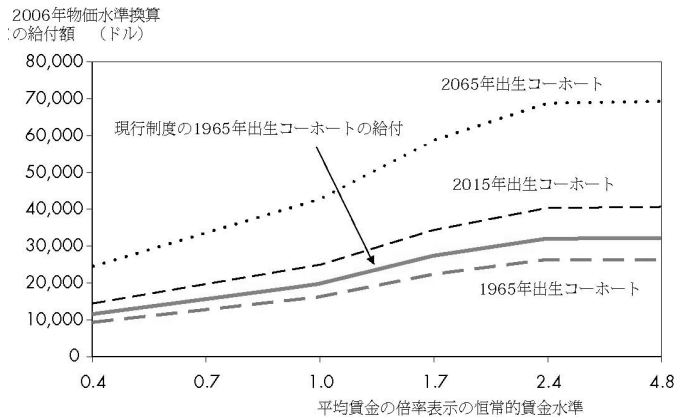
32 平均寿命の2年の伸びに対して労働を1年追加することが前提になっている。

図 3-7 現行制度と改革案 X の所得代替率



出所) Issue Brief No. 3, Figure 11, p. 19

図 3-8 改革案 X における実質給付額の推移



出所) Issue Brief No. 3, Figure 12, p. 18

買力が確保できていればセーフティネットとして十分であり、両者の生活水準の格差が時間とともに広がっていても問題でないというものである。

2つ目の理由は、公的年金の給付水準（強制貯蓄）が低下しても、私的貯蓄の増加で対応できるはずだというものである。改革案 X の所得代替率が低下するのは、社会保障税の引き上げによる追加的な投入を行っていないからである³³。給付水準（所得代替率）の低下を避けるには、社会保障税の引き上げが必要になる。しかし、老後

33 13.6兆ドル以上の改革コストを改革コホートが平等に分担する場合、各コホートの純税部分は現行の社会保障税率 12.4% の内のほぼ 4% である。したがって、給付水準を決める強制貯蓄の部分は残りの約 8.4% ポイント分に減ってしまうので、給付水準（所得代替率）が低下する。給付水準（所得代替率）の下落を避けるためには、社会保障税率を 4% ポイント引き上げる必要がある。Issue Brief No. 2, pp. 7-9.

所得ニーズの一定部分以上については公的年金以外の資源に求めるべきであるという考え方からすれば、社会保障税の追加負担分はむしろ私的貯蓄の増加に回すべきであるという結論になる³⁴。

3.3.4 将来給付のための事前積立

目前に迫ったベビーブーマー世代の大量引退と平均寿命の持続的な伸長は、次の30年間の労働者人口に対する年金受給者人口の比率を急速に上昇させる。人口構成が変動する中で年金制度を永久的に持続可能にし、世代間の生涯純給付率を平等にするには、比較的労働者の多い近時において資金を蓄積しておいて、比較的受給者の多い将来の年金支払いに備える必要がある。これが事前積立（pre-funding）である。

下の表3-4に示されるように、現状では社会保障税等の収入が給付支出を上回っていて（年金部門のプライマリー・バランスの黒字）、この余剰分が年金信託基金に積み立てられ、財務省の発行する特別国債の購入にあてられている。特別国債は市場での転売はできないが利子がつき、受け取り利息分も特別国債の購入にあてられる。特別国債の発行によって得た資金で年金部門以外の財政赤字の一定部分が埋め合わせられ、それでも不足する分は一般国債の発行によってまかなわれる。しかし、現状の予算規則では年金部門と非年金部門は日本のように区分経理されずに統合予算として処理されるので³⁵、非年金部門の正確な赤字幅や債務残高の実態が隠されてしまい、野放図な財政支出につながる恐れが強い。

現状においては、年金信託基金の保有する約2兆ドルの特別国債に見合うだけの資産が実際に積み立てられているわけではない。とはいっても、年金の余剰資金の投入分だけ非年金部門の赤字幅が縮小され、その分だけ一般国債の発行が節約されているのであれば、「国債発行余力」という形で将来に向けた貯蓄が行われている考えるこ

表3-4 2006年度の連邦財政（10億ドル）

	年金部門	非年金部門	統合予算
プライマリー・バランス	87	-109	-22
受払利息	98	-324	-227
合計	185	-433	-248
国債残高			
2005年度末	-1,809	6,401	4,592
2006年度末	-1,994	6,823	4,829

出所) *Issue Brief No. 4, Table 1, p. 7*

34 *Issue Brief No. 3, p. 20.*

35 日本の予算では、年金は一般会計から区別された特別会計で管理されている。

とができる。将来、年金の給付費用が収入を上回って保有している特別国債の換金が必要になったときに、温存された一般国債の増発余力を使って特別国債の償還に必要な資金を調達することができるからである。しかし、年金の余剰資金の投入を返済の必要のない贈与と考えてしまい、非年金部門の赤字幅を縮小するのではなく逆に野放図に膨らませているのであれば、年金部門の余剰は非年金部門で浪費されるだけで国債発行余力の温存につながっていない。つまり、実効的な事前積立が行われていないということになる。実効的な事前積立を現状の連邦予算制度の中で達成することがいかに難しいかは、当事者である財務省が一番よく知っている。

いずれにしても、真の実効性のある積立が行われなければ、そのしわ寄せは将来世代に行き、その分の社会保障税の引き上げか給付の削減が不可避になる。こうした事態を避けるには事前積立の実効性を高める工夫が必要であり、「論点整理 No. 4」は、1) 完全個人勘定による事前積立、2) 準政府組織の運営する最小限勘定による事前積立、3) 民間部門資産への投資、4) 一般国債への投資、の4つの戦略を検討している。財務省が拘るのは、「鍵付き貯金箱」の機能をもつ区分経理された勘定なので、有効な戦略は1)と2)に限られ、3)と4)は実効的な積立にならない。

完全個人勘定（full-service personal accounts）とは、個人の判断で自由に投資先の選べる確定拠出型の個人勘定のこと、積立方式で運用される。事前積立の実効性の疑わしい年金信託基金に余剰資金が流入することを避けるには、個人勘定を新設して余剰分の社会保障税をそこに回し、積立方式に基づく運用を行うのが賢明である。ただし、事前積立の実効性が担保されるのであれば、資金を実際に保有する実質的勘定（actual accounts）である必要はなく、見なし勘定（notional accounts）で十分である³⁶。

個人勘定（積立方式）の導入については以前から賛否両論がある。反対する側の論拠は、移行期の世代は賦課方式の過去債務に加えて新に積立方式の保険料を負担しなければならず、この「2重の負担」に耐えられないというものである。しかし、過去債務は移行にともなって新に発生するのではなく、賦課方式の中に潜在的にあった負担が単に顕在化するだけである³⁷。移行してもしなくても、過去世代が残した13.6兆ドル以上の年金純債務は後代の負担になるのである。

個人勘定（積立方式）の導入に賛成する側の主な論拠は、通常の経済では賦課方式の収益率（＝賃金上昇率＋人口成長率）よりも積立方式の収益率（＝利子率）の方が大きいという、いわゆる「動学的効率性の条件」であった。しかし、利子率＞賃金上昇率＋人口成長率、の条件が成立していても、賦課方式の中に潜在している過去債務

36 *Issue Brief* No. 2, p. 15, No. 4, p. 10-11, No. 6, p. 27.

37 *Issue Brief* No. 4, p. 9.

の償却費用を移行コストとして計算に入れると、積立方式に移行しても収益率は決して改善しないことが「財政方式の等価命題」として既に明らかにされている。

財務省が個人勘定の導入に積極的なのは、従来の積立方式優位論の論拠によるものではない。投資対象を国債から株式に変えても収益率が向上するわけではない³⁸。財務省は、楽観的な積立方式論者と違い、個人勘定の導入が永久的支払能力の回復に直結しないことを正しく認識している³⁹。個人勘定の導入効果は、賦課方式の潜在的債務が顕在的債務に転換されることによって連邦財政の危機的状況についての正確な認識が促され、その結果として非年金部門の赤字が縮小し、事前積立の実効性が高まることにある。つまりは財政規律化効果である。個人勘定は、積立資産の実体のない見なし勘定 (notional accounts) でよいとされるのも、そういう理由による。

しかし、完全個人勘定にも欠点があり、それは管理費用が高くなることである⁴⁰。その場合は、2)の準政府組織の運営する最小限勘定 (bare-bones accounts) による事前積立が次善の策として浮上してくる。最小限勘定が完全個人勘定と大きく異なる点は、個人の投資選択を認めず、プールされた保険料の投資先を集合的に選定することである。これによって管理費を低く抑えることができる。投資先については国債に限定されず、民間資産も含まれる。

3.4 公平性と効率性のトレード・オフ

「論点整理 No. 6」によれば、年金改革の2大目標として重要なのは、13.6兆ドル以上の純税（保険料）を現在と将来の労働者から公平に徴収することと並んで、その際の負の労働インセンティブ効果を最小限に抑えることである。というのも、年金の純税を回避するために人々が働かなくなり、経済成長（所得増加）が停滞して年金の純税を負担する力が弱まり、結局、元も子もなくなるからである。したがって、年金の純税の負担方法を設計する際に重要なのは労働インセンティブの維持であり、年金制度は労働供給を阻害しない限りにおいて「効率的」なのである。しかし、年金制度の中には労働インセンティブを損ねてしまう要素が多数あって、効率性の維持を難しくしている。

大部分の人は、公平性のために税構造は累進的であるべきだと考えている。しかし、所得が高くなるほど高い純税率を課す累進的な税構造は、全ての所得水準で同じ純税率を課す比例的な税構造（あるいは逆進的な税構造）よりも労働供給の阻害効果が大きいので、効率性を損ねてしまう。したがって純税部分の負担については、公平性

38 *Issue Brief* No. 4, p. 12.

39 *Issue Brief* No. 4, p. 10-11.

40 *Issue Brief* No. 4, p. 13.

（累進性）と効率性（労働インセンティブ）のトレード・オフが存在する。

また、強制貯蓄部分の保険料についても、この保険料が将来年金給付として戻ってくるのが正しく理解されておらず、純税と誤解されていると、労働供給に対して負のインセンティブ効果が働いてしまう。その意味において、強制貯蓄部分の保険料と給付のリンクを強化し、透明性を高める改革が必要になる。

さらには、たとえ強制貯蓄部分の保険料についての正しい理解ができていても、保険料の実効的な事前積立ができていなければ、将来において不可避の増税が労働供給を阻害してしまう。実効的な事前積立を担保する方策は、労働インセンティブの維持という面からも不可欠になるのである。

「論点整理 No. 6」は、以上のような観点から、13.6 兆ドルを上回る純税の公平な徴収と並べて、選択された所与の累進性の下で労働インセンティブを最大化することを、年金改革の 2 大目標にしている⁴¹。この方針に基づいて各種の方策が検討されているが、注目すべき点は、「論点整理 No. 3」で導入された改革案 X をこの方針に基づいて修正すると、スウェーデンの 1999 年の年金改革で導入された「見なし拠出建て勘定」に極めて近似したものになることである⁴²。スウェーデンの「見なし拠出建て勘定」では、拠出した保険料とその運用利息（賃金上昇率で付利）の元利合計に比例して年金額が決まり、累進的要素は年金算定式から除外されている⁴³。

4. おわりに

最後に「年金改革論点整理」のもつ特徴について簡単に総括しておこう。財務長官ポールソンの肝煎りで始まった論点整理シリーズは、かなり客観的で中立的な姿勢を保つ中で精緻な経済学的分析を展開している点で高く評価できる。「財政方式の等価命題」に立って「動学的効率性の条件」に基づく安直な積立方式優位論を退けるとともに、個人勘定の導入が年金の永久的支払能力の回復に直結するわけでないことを冷静に見抜いている。その他にも、改革コストの規模を正確に見積もったことや、改革コストを負担する純税部分と給付水準を決める強制貯蓄部分を分けることによって解析力を高め、より明快な問題整理につなげるなど、財務省の年金改革論点シリーズの果たした貢献は大きい。

しかし、中立性を標榜する一方で、やはり共和党色が強く滲み出た内容になっていることは否めないように思われる。それがよく現れているのは、1) 個人勘定の導入

41 *Issue Brief* No. 6, pp. 1-2.

42 *Issue Brief* No. 6, pp. 11-4.

43 低年金者に対する累進的な配慮は、税を財源とする最低保証年金に移されている。

に対する強い拘り（確定給付年金の縮小）、2) 公平性と効率性のトレード・オフの強調（公平性要求に対する牽制）、3) 改革コストを給付削減によって調達するメリットの強調（社会保障税引き上げ要求に対する牽制）、である。要するに、老後生活保障における自己責任の強調、市場志向、小さい政府志向であり、これは共和党の年金政策の特徴といえるものである。

個人の責任を強調するのであれば、配偶者年金や遺族年金等の家族給付の見直し問題は避けて通れないはずである。しかし、財務省の論点シリーズはこの問題の分析にはやや及び腰である。共和党の家族政策の聖域を侵すことになるから踏み込めないでいるのか、それとも家族にかかわる政策は民主党にとっても腫れ物に触るような慎重さが求められる政策領域であるために、両党の立場を配慮して踏み込んだ議論を避けているのか、筆者には容易に判断がつかない。ただ、個人主義化の先頭を走っているアメリカにおいても家族給付が問題を抱えながらもなお厳然として存在しているという事実はある意味で意外であり、日本の国民年金の第3号被保険者問題を考える際にも斟酌する必要があるように思われる。

財務省は公式には否定するだろうが、「年金改革論点整理」が密かに志向しているのは、スウェーデンの1999年の年金改革で導入されたような「見なし拠出建て勘定」に類似した制度であると見て間違いのないように思われる。これは、世代間の公平性の観点に立った実効的な事前積立の必要性の強調とともに、ヨーロッパの年金改革論の動向と軌を一にするものといえるだろう。

見なし拠出建て制度については日本でも議論されたが、2004年改革では導入されなかった。2004年改革が目指したのは、保険料の引き上げ、国庫負担の拡大、積立金の取崩し、マクロ経済スライドによる給付の削減等の施策により、約100年間の財政均衡を図ることである。こうした日本の年金政策の方向性は欧米の年金改革論の動向と比較対照させたときにどういう特徴をもつことになるのか興味深いのが、これについての詳細な分析は将来の課題としたい。

参考文献

- Board of Trustees of the Federal Old-Age and Survivors Insurance and Disability Insurance Trust Funds (2007), *2007 Annual Report*.
- Board of Trustees of the Federal Old-Age and Survivors Insurance and Disability Insurance Trust Funds (2010), *2010 Annual Report*.
- Congressional Budget Office (2006), *Is Social Security Progressive?*.
- Congressional Budget Office (2010), *Social Security Policy Options*.
- Daniele Franco, Maria Rosaria Marino and Stefania Zotteri(2004): Pension Expenditure Projections, Pension Liabilities and European Union Fiscal Rules.

- Goss, S.C. (1990): Measuring Solvency in the Social Security System, in O. Mitchell, R. Myers and H. Young (eds.), *Prospects for Social Security Reform*, pp.16-36.
- Michael A. Fletcher(2007), "Treasury Rekindle Social Security Debate", *Washington Post*, September 25.
- Office of Economic Policy (2009), Social Security and Medicare Trust Funds and the Federal Budget, USA Department of Treasury.
- U. S. Department of the Treasury(2007a), "Social Security Reform: The Nature of the Problem", *Issue Brief* No. 1, September 2007.
- U. S. Department of the Treasury (2007b), "Social Security Reform: A Framework for Analysis", *Issue Brief* No. 2, October 2007.
- U. S. Department of the Treasury(2008a), "Social Security Reform: Benchmarks for Assessing Fairness and Benefit Adequacy", *Issue Brief* No. 3, January 2008.
- U. S. Department of the Treasury(2008b), "Social Security Reform: Mechanisms for Achieving True Pre-Funding", *Issue Brief* No. 4, April 2008.
- U. S. Department of the Treasury(2008c), "Social Security Reform: Strategies for Progressive Benefit Adjustments", *Issue Brief* No. 5, June 2008.
- U. S. Department of the Treasury (2009), "Social Security Reform: Work Incentives", *Issue Brief* No. 6, January 2009.
- U.S. Department of the Treasury: Press Center, (2007), "Statement by Secretary Henry M. Paulson, Jr. on First of Treasury Social Security Papers on Common Ground", September 24.
- Wade, A., J. Schultz and S. Goss (2009), Unfunded Obligation and Transition Cost for the OASDI Program, Actuarial Note No. 2009.1, Social Security Administration.
- 大谷津晴夫 (2006) 「賦課方式年金の資産と負債」『南山経済研究』第 20 卷第 3 号

Benedict XVI and the Christian Roots of Europe: An Overview of His Papal Speeches and Addresses On the Theme of the Christian Heritage of European Culture

外国語学部 Richard Szimpl

Present day European society is commonly considered to be highly secularized. Indeed, weekly church attendance in most countries in Europe has been declining steadily in the past several decades. While Christianity thus appears to be on the decline, the presence of many non-Christian, mostly Muslim, immigrants, who wish to maintain their religious identity and practices has caused friction in many countries. For example, the question of whether and how women should be allowed to wear a religious veil in public has become a point of hot debate in France and Germany. The issue is compounded further by the conflict of certain traditional values of immigrants with long established principles of basic human rights of freedom and equality that are taken for granted in European society. For example, the right of a man to make decisions for his wife or daughter and the subservient role in society assigned to women in general, which prevents girls and young women from gaining an education and assuming an occupation in society, are considered incompatible with basic human rights.

The importance of religious values was also highlighted during the debate over the European Constitution, which was intended to provide an institutional basis for the European Union. Although the document was signed in 2004, it was ultimately rejected because of disagreements over various institutional issues, including power sharing. There was also disagreement over the question of the inclusion of a reference to the role of Christianity in European history in the Preamble to the European Constitution. The initial draft of the Preamble stated that the basic values of European civilization such as freedom, equality, and the rule of law derived from Europe's classical heritage and the Enlightenment, and was met with protests from representatives of some countries and from Pope

John Paul II.¹ The wording finally agreed on recognized Europe's "religious" heritage while avoiding specific mention of Christianity:

DRAWING INSPIRATION from the cultural, religious and humanist inheritance of Europe, from which have developed the universal values of the inviolable and inalienable rights of the human person, freedom, democracy, equality and the rule of law,²

This wording was retained in the official text of the subsequent Treaty of Lisbon,³ initially known as the Reform Treaty, which was signed and ratified in 2007 and came into force in 2009.

While the actual debate over the mention in official documents of the role of Christianity in European society appears to have ended, the Catholic Church, especially in the person of the present leader, Pope Benedict XVI, has continued to assert the importance of the Christian roots of Europe. Historically, the Catholic Church has always been an important presence in Europe, but in recent times it owes much of its public presence to the long and influential pontificate of John Paul II (1978-2005). As the first non-Italian pope in centuries and as a native of Poland, he not only brought a fresh perspective to his office, but he became something of a celebrity on the world stage because of his many travels throughout the world and due to his charismatic personality. He is also considered by some to have played a significant role in the collapse of communism in Poland and Eastern Europe. His successor, Joseph Ratzinger, who reigns as Benedict XVI (2005-), was professor of theology at the Universities of Bonn (1959-1963), Münster (1963-66), Tübingen (1966-69), and Regensburg (1969-1977), and served as Archbishop of Munich and Freising, and held the office of Prefect of the Congregation of the Doctrine of the Faith from 1981 until 2005. In this latter capacity he was one of the John Paul II's closest and most influential advisors. Upon the death of John Paul II in 2005, Ratzinger was elected pope and took the name of Benedict XVI. Although not as personally charismatic or comfortable on the public stage, he has continued his predecessor's positive engagement with the world, especially with Europe.

This article aims to shed light on how Benedict XVI, as leader of the Roman Catholic Church, understands the role of religion, especially Christianity, in present day European society. While Benedict has referred to this theme in many of his writings before becoming pope, the matter remains an urgent one for him.

This article will therefore focus on the various speeches and addresses given by Benedict XVI as pope. Benedict has made many public appearances, not only as leader of the Catholic Church, but as the head of state of Vatican City, and has given speeches and addresses in various academic, ecclesiastical, and public settings during his pontificate. By examining these speeches and addresses, the article will describe Benedict's understanding of the "Christian roots" of European culture, and will show how it informs his belief that Christianity is an essential part of the European culture heritage and that this common Christian identity is essential for the formation of true unity in Europe. Finally, it will show how this understanding also serves as the rationale for the positive engagement of the Church with society not only in Europe, but in the world in general.

1. The Christian Roots of Europe

Joseph Ratzinger, upon election as Pope, chose to take the name of Benedict. Popes are at liberty to choose a name under which they will rule the church. Many choose the name of predecessors with whom they wish to identify, or whom they wish to show special respect and honor, such as John Paul I and John Paul II. Their names indicated that they wished to honor and continue the work of Popes John XXIII and Paul VI, who commenced and concluded, respectfully, the Second Vatican Council. Likewise, the name Joseph Ratzinger chose had special significance. In an address given on April 27, 2005 at the first general audience since he had become pope, he explained two reasons why he chose the name Benedict.

The first reason is because he wished to identify himself with Benedict XV, who reigned as pope from 1914 to 1922, and is known for his sincere yet failed attempts to mediate peace during World War I and his efforts to alleviate the suffering it caused:

I wanted to be called Benedict XVI in order to create a spiritual bond with Benedict XV, who steered the Church through the period of turmoil caused by the First World War. He was a courageous and authentic prophet of peace and strove with brave courage first of all to avert the tragedy of the war and then to limit its harmful consequences. Treading in his footsteps, I would like to place my ministry at the service of reconciliation and harmony between persons and peoples.⁴

The second reason for choosing the name Benedict was to honor another

person by that name and to draw inspiration from him. This was St. Benedict of Nursia 480-547, known and revered as the founder of western monasticism, which contributed greatly to the spread of Christianity and its culture throughout European history:

The name "Benedict" also calls to mind the extraordinary figure of the great "Patriarch of Western Monasticism", St Benedict of Norcia, Co-Patron of Europe together with Sts Cyril and Methodius, and the women Saints, Bridget of Sweden, Catherine of Siena and Edith Stein. The gradual expansion of the Benedictine Order that he founded had an enormous influence on the spread of Christianity across the Continent. St Benedict is therefore deeply venerated, also in Germany and particularly in Bavaria, my birthplace; he is a fundamental reference point for European unity and a powerful reminder of the indispensable Christian roots of his culture and civilization.⁵

With his choice of naming himself after these two personages, Benedict thus indicated two major themes to which he wished to dedicate his ministry as pope: Following the example of Benedict the XVI, he intended to work for the promotion of peace and reconciliation among peoples. Inspired by St. Benedict of Nursia, he stated his intention to work for the promotion of unity in Europe on the basis of its Christian cultural heritage, that is, its "Christian roots."

In his speeches as pope, Benedict refers repeatedly to these "Christian roots," emphasizing not only the historical significance of Christianity in the formation of European culture, but also the present day significance of Christianity for European society, especially the contribution that Christianity can and should make in the movement toward European integration and in promoting a positive role for Europe in the world.

What he means by "Christian roots" can be garnered from several addresses. For example, during a visit to France in September, 2008, he spoke at a meeting with representatives from French cultural circles, including the Minister of Culture, held at the Collège des Bernardins in Paris, on 12 September 2008. In this speech, Benedict invoked the memory of the famous monk St. Bernard of Clairvaux, and spoke of the cultural achievements and heritage of Western monasticism. He began by pointing out the role of monasticism in the formation of European Culture: "From the perspective of monasticism's historical influence, we could say that, amid the great cultural upheaval resulting from migrations of peoples and the emerging new political configurations, the monasteries were the

places where the treasures of ancient culture survived, and where at the same time a new culture slowly took shape out of the old."⁶

During the course of this speech, he spoke more concretely of the content of this culture, referring to three specific areas of monastic life which nurtured the cultural basis of later European society: The first area of monastic life was the culture of the word, which flows from the basic monastic vocation of search for the Word of God. Since this search involves language it was only natural that the monasteries devoted themselves to the word, and thus established libraries and schools to aid in this pursuit.

The second area is music, which flows from communal monastic praying and chanting. Benedict is well known for his personal fondness for music and piano playing. It is interesting to note that Benedict considers monastic singing as a source of Western music:

This intrinsic requirement of speaking with God and singing of him with words he himself has given, is what gave rise to the great tradition of Western music. It was not a form of private "creativity", in which the individual leaves a memorial to himself and makes self-representation his essential criterion. Rather it is about vigilantly recognizing with the "ears of the heart" the inner laws of the music of creation, the archetypes of music that the Creator built into his world and into men, and thus discovering music that is worthy of God, and at the same time truly worthy of man, music whose worthiness resounds in purity.⁷

The third area of monastic life that contributed to the European cultural heritage is the culture of work, *labora*, the second component of the monastic principle of "ora et labora." Again, Benedict sees the monastic ethos of work, as a way in which human work shares in God's activity as creator of the word, with great ramifications for European society:

Monasticism involves not only a culture of the word, but also a culture of work, without which the emergence of Europe, its ethos and its influence on the world would be unthinkable. Naturally, this ethos had to include the idea that human work and shaping of history is understood as sharing in the work of the Creator, and must be evaluated in those terms. Where such evaluation is lacking, where man arrogates to himself the status of god-like creator, his shaping of the world can quickly turn into destruction of the world.⁸

In the last sentence of this citation, Benedict touches on the danger of man

making himself the ultimate criterion of morality. This is an issue which Benedict addresses repeatedly in his discussion of relativism and the absolute values. We shall return to this point later in this article.

Another statement of Benedict's understanding of the influence of Christianity on European culture can be found in an address given in October 2009, to Mr. Yves Gazzo, head of the Delegation of the Commission of European Communities to the Holy See. Here Benedict takes up Mr. Gazzo's reference to the European Union as an organization of 27 states that share the same fundamental values as a common ground for cooperation, and then proceeds to explain his own understanding of the fundamental values that underlie European culture. First, Benedict points out that these fundamental values are not something that Europeans discovered or gave to themselves, but are derived from the Christian faith, and have developed throughout European history: "These values are the fruit of a long and tortuous history in which, as no one will deny, Christianity has played a leading role." He then goes on to list what he considers these fundamental values: "The equal dignity of all human beings, the freedom of the act of faith as the root of all the other civil freedoms, peace as a decisive element of the common good, human, intellectual, social and economic development as a divine vocation and the sense of history that derives from it are as many central elements of the Christian Revelation that continue to model the European civilization."⁹

It is interesting to note that some of the values to which Benedict refers here have a direct connection with religion, such as "the freedom of the act of faith as the root of all the other civil freedoms," "human, intellectual, social and economic development as a divine vocation and the sense of history that derives from it." However other values, such as equality, the dignity of the individual, peace as a decisive element of the common good, are not specifically religious in themselves.

Benedict gives a further explanation of the content of the Christian heritage during his official visit to Austria in 2007, when he addressed the President, Chancellor, other government officials, and members of the diplomatic corps. In his speech he referred to the Christian roots of Europe and the current movement toward European integration and praised the role that Austria had played throughout history in uniting large parts Europe, as well as its current efforts to promote the development of the European Union. In that context, he spoke of two aspects of the common European heritage: a respect for human rights and idea of the unity of faith and reason. Concerning the first, Benedict goes so far as to say that

the idea of human rights is European in origin: "It was in Europe that the notion of human rights was first formulated. The fundamental human right, the presupposition of every other right, is the right to life itself."¹⁰

The second important aspect of the European cultural heritage bequeathed by Christianity is a way of thinking that supposes the unity of faith and reason:

Finally, another part of the European heritage is a tradition of thought which considers as essential a substantial correspondence between faith, truth and reason. Here the issue is clearly whether or not reason stands at the beginning and foundation of all things. The issue is whether reality originates by chance and necessity, and thus whether reason is merely a chance by-product of the irrational and, in an ocean of irrationality, it too, in the end, is meaningless, or whether instead the underlying conviction of Christian faith remains true: *In principio erat Verbum* — in the beginning was the Word; at the origin of everything is the creative reason of God who decided to make himself known to us human beings.¹¹

The question of the relationship between faith and reason is another theme that Benedict refers to in his speeches, and in many of his previous writings. We will return to this point again.

Although Benedict stresses the common European cultural heritage bequeathed to it by Christianity, he also recognizes that there are other elements involved in European culture, including classical Greek and Roman influences, which were brought to fruition through contact with the Christian Gospel. For example, in a letter on the occasion of the Study Day Organized by the Pontifical Council for Interreligious Dialogue and for Culture on the theme "Culture and Religions in Dialog," dated 8 December 2008, the Pope summed up the two thousand year heritage of Europe:

It is deeply rooted in the large and ancient patrimony of Athens and Rome and in the fertile terrain of Christianity, which proved capable of creating new cultural heritages while at the same time receiving the original contribution of every civilization.... Thus Europe today appears to us as a precious cloth whose fabric is woven from the principles and values spun from the Gospel, while the national cultures have been able to embroider it with an immense variety of perspectives that express the religious, intellectual, technical, scientific and artistic abilities of the *Homo europeus*.¹²

Benedict here maintains that the various national cultures, under the

influence of the values of the Christian Gospel, have helped form a common European culture. In the other direction, Christianity has also contributed substantially to the formation and development of the countries in Europe. In this connection, in his various diplomatic addresses, Benedict refers specifically to the role of Christianity in the history of Iceland, the Czech Republic, and Austria. For example, in the address to government authorities and diplomatic corps in Austria cited above, he concludes by pointing out the Christian heritage of Austria has made it what it is, providing its identity, and that this ought to be preserved in the daily lives of the Austrian people, and not only the historical heritage of its many churches and religious buildings:

Much of what Austria is and possesses, it owes to the Christian faith and its beneficial effects on individual men and women. The faith has profoundly shaped the character of this country and its people. Consequently it should be everyone's concern to ensure that the day will never come when only its stones speak of Christianity! An Austria without a vibrant Christian faith would no longer be Austria.¹³

This question is not merely an academic one. As statistics show, a recent trend of people leaving the Catholic Church in Austria continues. Official statistics of the Austrian Bishops Conference indicate that 87, 393 persons have officially left the church in 2010, resulting in a decrease of 1.4% in the number of the total Catholic population in Austria.¹⁴ Similarly, in an address to welcome Mr. Stefán Larus Stefánson, the new ambassador of Iceland to the Holy See, Benedict spoke of the role of Christianity in the development of Iceland's history, including its development through Christian missionary activity:

As Your Excellency has observed, integral to Iceland's history is the Gospel of Jesus Christ including its missionary dimension. For over a thousand years Christianity has shaped Icelandic culture. In more recent times these spiritual roots have found a degree of resonance in your relations with Europe. This common cultural and moral identity, forged by the universal values of Christianity, is not simply of historical importance. Being foundational, it can remain as a 'ferment' of civilization.¹⁵

It is important to note here Benedict's reference to the common cultural and moral identity which unites Iceland with Europe and which serve as foundational values of not only European society but indeed as values with universal appeal for the entire world. For Benedict, it is this universality of Christian values that

enable European nations to not only to make progress among themselves, but also to contribute to the development of peoples of the world.

Similarly, in an address to civil and political authorities and members of the diplomatic corps on a visit to the Czech Republic in 2009, Benedict takes the occasion to praise the magnificent architecture of Prague, "which is often spoken of as the heart of Europe," and goes on to explain how the meaning of this "heart" can be defined: "surely a clue is found in the architectural jewels that adorn this city. The arresting beauty of its churches, castle, squares and bridges cannot but draw our minds to God."¹⁶

Benedict then continues by maintaining that this beauty is a sign of a greater, spiritual beauty, which Christian faith points to. In essence, the core of the Christian heritage is faith, a faith that looks beyond the physical realities of this life to see the spiritual and transcendent realities that underlie it:

How tragic it would be if someone were to behold such examples of beauty, yet ignore the transcendent mystery to which they point. The creative encounter of the classical tradition and the Gospel gave birth to a vision of man and society attentive to God's presence among us. In shaping the cultural patrimony of this continent it insisted that reason does not end with what the eye sees but rather is drawn to what lies beyond, that for which we deeply yearn: the Spirit, we might say, of Creation.¹⁷

As we have seen so far, Benedict understands the Christian roots of Europe to be the common, fundamental values that all European countries share as their heritage and which have shaped European society throughout its history. These include equal dignity of all human beings, freedom, peace, the common good, human, intellectual, social and economic development, and a sense of history. Benedict also asserts that these Christian roots of Europe provide the basis for a European identity. Furthermore, the basis of true European unity is the cultural and moral values of Christianity, which are even more fundamental than economic or political ties.

It is this understanding of Europe's Christian roots that led him to criticize the Berlin Declaration of March 25, 2007 issued to mark the fiftieth anniversary of the signing of the Treaty of Rome, which founded the European Economic Community, precursor of the present day European Union.¹⁸ The Declaration, an initiative undertaken during the German Presidency of the European Union in the first half of 2007, was intended to give a renewed push to the efforts for

constitutional reform. Benedict criticism focused on the failure to mention the Christian identity of Europe as a source of inspiration in its pursuit of unity. In an address to bishops and parliamentarians attending a convention organized by the Commission of the Bishops' Conferences of the European Community (COMECE) on March 24, 2007, Benedict stressed the Christian identity of Europe and the role of Christianity in the promotion of European unity, arguing that "an authentic European 'common home' cannot be built without considering the identity of the people of this Continent of ours. It is a question of a historical, cultural, and moral identity before being a geographic, economic, or political one; an identity comprised of a set of universal values that Christianity helped forge, thus giving Christianity not only a historical but a foundational role vis-a-vis Europe."¹⁹

2. The Christian Roots and European Identity

From these words, it is clear that Benedict sees these values as essential to European identity, not just in an historical sense, but in a "foundational" sense. It is these values that make Europe what it is, so that to disregard them would result in a loss of identity. Simply put, questioning these values that spring from Europe's Christian roots would bring about an identity crisis:

If, for the Fiftieth Anniversary of the Treaty of Rome, the Governments of the Union wish to "get nearer" to their citizens, how can they exclude an element essential to European identity such as Christianity, with which a vast majority of citizens continue to identify? Is it not surprising that today's Europe, while aspiring to be regarded as a community of values, seems ever more often to deny the very existence of universal and absolute values? Does not this unique form of "apostasy" from itself, even more than its apostasy from God, lead Europe to doubt its own identity?²⁰

Furthermore, and for what Benedict is even worse, denial of this identity ultimately leads to "apostasy" or "betrayal" of that which is most sacred, the non-negotiable ultimate value of human life. In an address to the participants in the First European Meeting of University Lecturers, whose theme was "A New Humanism for Europe" Benedict decries a pragmatism that makes the common good into an absolute value in its own right. By abandoning the ultimate value of human dignity in which all other values are grounded, it ultimately betrays the good which it seeks to protect:

A community built without respect for the true dignity of the human being, disregarding the fact that every person is created in the image of God ends up doing no good to anyone. For this reason it seems ever more important that Europe be on guard against the pragmatic attitude, widespread today, which systematically justifies compromise on essential human values, as if it were the inevitable acceptance of a lesser evil. This kind of pragmatism, even when presented as balanced and realistic, is in reality neither, since it denies the dimension of values and ideals inherent in human nature.²¹

In a similar vein, in an address at a concert given in honor of Pope Benedict by Horst Köhler, the President of the Federal Republic of Germany, on the occasion of the 60th anniversary of the founding of the Federal Republic of Germany, the pope attributes one reason for the success of postwar Germany to the fact that its Fundamental Law, i.e., its constitution, is based on the priority of respect for human dignity, in responsibility before God: "And we owe this largely to the Fundamental Law. This Constitution contributed essentially to the peaceful development of Germany in the past six decades; for it urges people to give priority, in responsibility to God the Creator, to human dignity, priority to every legislative state, to respect for marriage and the family as the foundation of every society, as well as to have concern and profound respect for what is sacred to others."²²

For Benedict, the basic values at the foundation of society are absolute, in the sense that they are universally valid and self-evident to all people, everywhere. Only such values can serve to form a stable basis for society. In an address to members of the Bureau of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe he stressed the universality of the value of basic human rights: "Keeping in mind the context of today's society in which different peoples and cultures come together, it is imperative to develop the universal validity of these rights as well as their inviolability, inalienability and indivisibility."²³

For Benedict, of course, it is the Christian faith which provides the basis of these universal values. While this may seem naive to many, for Benedict, the Christian roots of human values and rights have a rational basis and thus accessible to anyone who possesses reason. Thus, they can provide a basis for understanding and common ground for building unity among the peoples and states of Europe:

On different occasions I have pointed out the risks associated with relativism in the area of values, rights and duties. If these were to lack an objective rational foundation, common to all peoples, and were based exclusively on particular cultures, legislative decisions or court judgements, how could they offer a solid and long-lasting ground for supranational institutions such as the Council of Europe, and for your own task within that prestigious institution?²⁴

Here Benedict refers to "relativism" another common theme of his, to which he gave prominence in a homily delivered to the Cardinals at a Mass celebrated before the beginning of the Consistory that elected him pope. Rejecting criticism of belief in the Catholic faith as fundamentalism, he instead claims that it is a "dictatorship of relativism" that is the real problem:

Today, having a clear faith based on the Creed of the Church is often labeled as fundamentalism. Whereas relativism, that is, letting oneself be "tossed here and there, carried about by every wind of doctrine", seems the only attitude that can cope with modern times. We are building a dictatorship of relativism that does not recognize anything as definitive and whose ultimate goal consists solely of one's own ego and desires.²⁵

Practically, however, those values which Ratzinger considers basic, fundamental, universal and inalienable, such as the dignity of human life, from conception to natural death, "and marriage – rooted in the exclusive and indissoluble gift of self between one man and one woman,"²⁶ are not so self-evident, as is clear from the controversy over abortion, euthanasia, and the rights of homosexuals to marriage, which often pit not only Christians against non-Christians, but also Christians against each other.

Actually, Benedict is not unaware of this conflict. However, he insists that there are universal values and that they are based on the transcendent dimension of human nature, the fundamental truth about human nature can only be understood as a God given and therefore inviolable gift. He speaks to this issue in an address to participants of the First European Meeting of University Lecturers in June 2007, whose theme was "New Humanism for Europe."

First Benedict asserts the Christian origins of humanism: "Historically, it was in Europe that humanism developed, thanks to the fruitful interplay between the various cultures of her peoples and the Christian faith. Europe today needs to preserve and reappropriate her authentic tradition if she is to remain faithful to

her vocation as the cradle of humanism."²⁷

He then goes on to exhort the participants to face three issues that he considers especially urgent for higher education to address. The first is what he considers a crisis of modernity, which has led to an attempt to form a humanism without God, a humanism that is based on the premise that humanism is in conflict with theism. Rather, Benedict argues that human dignity, which is the basis of humanism, is guaranteed by the Christian understanding of human nature: "The anthropocentrism which characterizes modernity can never be detached from an acknowledgment of the full truth about man, which includes his transcendent vocation."²⁸

The second issue is the broadening of the understanding of rationality which is often too narrowly defined. For Benedict, faith and reason are not only compatible, but their interplay as an important source of inspiration in the development of European scholarship and education: "The rise of the European universities was fostered by the conviction that faith and reason are meant to cooperate in the search for truth, each respecting the nature and legitimate autonomy of the other, yet working together harmoniously and creatively to serve the fulfilment of the human person in truth and love." Furthermore faith can help reason to broaden itself, to keep it from becoming too narrowly focused only on one aspect of reality: "The concept of reason needs instead to be 'broadened' in order to be able to explore and embrace those aspects of reality which go beyond the purely empirical. This will allow for a more fruitful, complementary approach to the relationship between faith and reason."²⁹

The third issue is the contribution that Christianity can make to the humanism of the future, but only if faith and religion are not treated as irrational or subjective: "The question of man, and thus of modernity, challenges the Church to devise effective ways of proclaiming to contemporary culture the 'realism' of her faith in the saving work of Christ. Christianity must not be relegated to the world of myth and emotion, but respected for its claim to shed light on the truth about man, to be able to transform men and women spiritually, and thus to enable them to carry out their vocation in history."³⁰

In addition to emphasizing the contribution of Christianity in the formation of the basic values that form a consensus for realizing European unity, Benedict also points out that this Christian heritage continues to provide inspiration for modern society. For Benedict, the Christian heritage, is an essential part of

European culture, and only by recognizing it will Europe fulfill her role in the world. Europe as whole will be able to meet the challenges it faces if it keeps true to the Christian understanding of the nature of man: "The immense intellectual, cultural and economic resources of the continent will continue to bear fruit as long as they continue to be fertilized by the transcendent vision of the human person, who constitutes the most precious treasure of the European heritage. This humanistic tradition in which many very different branches of thought can be recognized, makes Europe capable of facing the challenges of the future and of responding to the expectations of its population."³¹

Similarly, unless Europe understands its own cultural identity, it will not be able to make a contribution to the advancement of other peoples and the development of the other parts of the world. As Benedict said in an address to participants of the First European Meeting of University Lecturers in June 2007, "the effort to reconcile the drive to specialization with the need to preserve the unity of knowledge can encourage the growth of European unity and help the continent to rediscover its specific cultural 'vocation' in today's world. Only a Europe conscious of its own cultural identity can make a specific contribution to other cultures, while remaining open to the contribution of other peoples."³²

Again, in his above mentioned letter on the occasion of the Study Day Organized by the Pontifical Council for Interreligious Dialogue and for Culture on the theme "Culture and Religions in Dialog," Benedict held up European humanism as a model not only for Europe, but for the world as whole, and spoke of the responsibility that accompanies it: "In this sense, we may affirm that Europe has had and still has a cultural influence on the entire human race, and cannot fail to feel particularly responsible not only for its own future but also for the future of humanity as a whole."³³

In a similar way, on his visit to the Czech Republic referred to above, Benedict also made mention of the role of Europe in the world and its past and future contribution to the progress of world civilization:

At the present crossroads of civilization, so often marked by a disturbing sundering of the unity of goodness, truth and beauty and the consequent difficulty in finding an acceptance of common values, every effort for human progress must draw inspiration from that living heritage. Europe, in fidelity to her Christian roots, has a particular vocation to uphold this transcendent vision in her initiatives to serve the common good of individuals, communities, and nations.³⁴

3. The Christian Roots and the Present Role of the Catholic Church in Europe

So far, we have seen how, for Benedict, the Christian roots of Europe not only provide it with its essential identity but also the basis for its contribution to the progress of European society and, in a wider sense, to world civilization. At the same time, it is these Christians roots that serve as the rationale for the Catholic Church to promote the movement for Christian unity and justify the Catholic Church's engagement with other European political and social organizations that are working toward the achievement of practical cooperation and unity.

As pope, Benedict is not only the head of the Catholic Church, he is also the head of state of Vatican City, and as such, there is also a political dimension to his activities. This is already evident from the above citations of his addresses to government officials and diplomats. While Benedict, as we have seen, often refers to the Christian roots of Europe in describing the role of Christianity in the formation of European culture, he seldom refers to the role that the Church and the papacy have played in political developments in Europe throughout the centuries of European history. However, he does refer to the role of the Vatican since the twentieth century in an address to participants in a study congress organized on the occasion of the eightieth anniversary of the Lateran Treaties that created the present Vatican City State.

In this address, he refers somewhat vaguely to the "turbulent historical process" that led to the creation of the Vatican in its present state, and sees the anniversary as an occasion of "deep thanksgiving to the Lord who guides the destiny of his Church through often turbulent events in the sea of history." He then proceeds to give the present system of Vatican City government a positive evaluation as a means for ensuring the freedom of the Church to carry out its mission:

Thus it may be said that throughout the eight decades of its existence, the Vatican State has proven itself a flexible instrument equal to the demands made on it and that continue to be made on it by the mission of the Pope, the needs of the Church and the ever mutating conditions of society.³⁵

Benedict also praises his predecessor, Pius XI, as the principal mover in the Lateran Pacts that created the Vatican State, and how its establishment helped the Church to better carry out its mission in the modern world: "Vatican City State, which came into being subsequent to the Lateran Pacts and in particular the

Treaty, was also considered by Pius XI as a means of guaranteeing the necessary independence from every human power in order to enable the Church and her Supreme Pastor to accomplish fully the mandate received from Christ the Lord."³⁶

There is, of course, room to debate just how much practical influence the Pope and the Vatican have had and continue to have in the world. Note for example the controversy over the role played by Pius XII in World War II – whether he did all that he could under the circumstances, as his defenders claim, or whether he should have been more forceful in his condemnation of the Nazi persecution and massacre of the Jews in the Holocaust. Nevertheless, there is no denying that the Vatican today is an internationally recognized legal entity that enjoys diplomatic status, and does not hide its intentions to use that status wherever it sees it as beneficial to carrying out its mission. In fact, Benedict points to the relative weak political power of the Vatican as a sign that its existence and significance are of a different dimension:

The *Civitas Vaticana* is, in truth, an almost invisible point on the geographical maps of the world, a minute and defenceless State unequipped with dreaded armies, seemingly insignificant in the great international geo-political strategies. Yet this visible guarantee of the absolute independence of the Holy See was and is the centre of outreach of a constant action on behalf of solidarity and the common good. And is it not perhaps true that for this very reason this small piece of land is watched everywhere with great attention?³⁷

Indeed, as Archbishop Paul Gallagher, a Vatican diplomat since 1984, who served as Special Envoy / Permanent Observer of the Holy See to the Council of Europe in Strasbourg from 2000 to 2004, points out, even in the centuries where the pope actually wielded temporal power in the Papal States, his spiritual authority was always exercised independently of it. The fact that the pope could serve as an arbiter between opposing nations was not because of his temporal power, but rather because of his internationally recognized spiritual authority. Even today, the direct influence of Vatican City as a political and legal identity is negligible. Its influence rather comes from the mission of the Church's outreach to humanity in general. In any case, the Vatican as of 2005 had diplomatic relations with 178 countries, twice as many as when John Paul II took office in 1978.³⁸

It is clear that Benedict also sees the role of the Church in the world and in

Europe in the same way, that is, as promoting international cooperation and peace as a means of carrying out its ministry of the Gospel:

Thus may believers always be ready to promote initiatives of intercultural and interreligious dialogue, in order to encourage collaboration on themes of mutual interest, such as the dignity of the human person, the search for the common good, the building of peace, and development. In this regard the Holy See has given special importance to its own participation in the high-level dialogue on understanding among religions and cultures and on cooperation for peace, within the framework of the 62nd General Assembly of the United Nations (4-5 October 2007).³⁹

And again, in his address Mr. Gazzo, head of the delegation of the commission of European Communities to the Holy See in 2009, Benedict describes how he sees the role of the Church in Europe. It is essentially one of reminding Europeans of their Christian roots and calling them to keep true to the fundamental values at the core of this heritage:

For all these reasons, Mr Ambassador, the Holy See follows with respect and great attention the activity of the European Institutions. . . . The Church desires to "accompany" the construction of the European Union. For this reason she permits herself to remind the Union of the founding and constitutive values of European society so that they may be promoted for the good of all. . . . When the Church recalls the Christian roots of Europe she is not seeking a privileged status for herself. She wants to act as a historical memory by recalling first and foremost a truth increasingly passed over in silence namely, the undeniably Christian inspiration of the founding Fathers of the European Union. More profoundly, she also wishes to demonstrate that the basic values come mainly from the Christian heritage which still today continues to nourish it.⁴⁰

Actually, the Vatican is actively engaged in various international organizations, including many European institutions that promote international cooperation. For example, the Vatican has membership in the Organization for Security and Cooperation in Europe (OSCE), has diplomatic relations with the European Communities and observer status with the Council of Europe. It also has membership in the Development Bank of the Council of Europe, the European Centre for Global Interdependence and Solidarity (also known as the North-South Centre), the Partial Agreement on Democracy through law (also known as the Venice Commission), and the European Commission against Racism and Intolerance.⁴¹

By its very nature, of course, the Catholic Church is a supranational institution. As the bearer of faith that promises salvation to all of humanity, it has always claimed the allegiance of people without regard to national, linguistic, or racial borders. Throughout its history, its faithful, from whatever nation, have always looked to the pope for moral guidance. It is only natural that the Catholic Church and its faithful should show sympathy for and even actively support the movement toward European unity.

In fact, studies of cross sections of EU citizens show that Catholics more consistently favored European integration than Protestants or those without any religion. According to the researchers, "rigorous controls for political engagement, partisanship, ideology, economic vulnerability, age, sex, education and class could not explain away religion's effects. The independent influence of religion proved resilient, robust – and in analysis of data from 1973 to 1998 – durable over time." The same study however, seems to suggest that a decline in religious commitment could result in a lessening of support for European integration.⁴²

Furthermore as Benedict notes in this address to Mr. Gazzo, many of the leaders of involved in the post World War II reconstruction of Europe, such as Konrad Adenauer in Germany, Robert Schuman in France, and Alcide de Gasperi in Italy, were indeed motivated by their Christian convictions. As leading members of the postwar Christian Democracy movement, their political philosophy was consciously based on Christian principles of human dignity and social justice. Benedict paid homage to their political progeny in an address to the members of the European People's Party (EPP) on the occasion of its Study Days in Europe. The EPP is a centre-right parliamentary group with members from seventy-parties. It traces its roots back to Konrad Adenauer, Robert Schuman, and Alcide de Gasperi and the earliest stages of the movement for European integration.⁴³ In his address Benedict commended the group for its support of the Christian heritage of Europe, which he believes will serve to help increase the awareness among Europe's citizens of belonging to a common civilization. "I therefore appreciate your Group's recognition of Europe's Christian heritage, which offers valuable ethical guidelines in the search for a social model that responds adequately to the demands of an already globalized economy and to demographic changes, assuring growth and employment, protection of the family, equal opportunities for education of the young and solicitude for the poor."⁴⁴

Conclusion

To sum up, what in Benedict's view has Christianity contributed to European civilization? In addition to the cultural contributions of monasticism, that is the culture of the word, music, and the culture of work, there are the fundamental human values underlying modern society: the equal dignity of human beings, freedom, peace, active development of society as a god-given vocation, and a sense of history. And it is precisely these Christian roots that make Christianity a continuing source of inspiration for European cultural unity and integration. This is also the justification for the Catholic Church to promote the movement for European unity and integration and to engage actively with those institutions that are seeking to advance cooperation and realize unity among the European nations and among the nations of the world. In essence, for Benedict, the Christian roots of Europe provide it with its "identity," which it is in danger of losing by forgetting those roots.

Apart from his continued appeals to acknowledge the Christian roots of Europe Benedict, the positive engagement of the Vatican with organizations and institutions working for cooperation and unity in Europe and throughout the world, Benedict has also set up a new organization within the Catholic Church for the "re-evangelization" of the Western world. This new organization the Pontifical Council for Promoting the New Evangelization, the first pontifical council to be erected in more than twenty-five years, was established in a letter in the form of a *motu proprio* on September 21, 2010. In establishing the Pontifical Council for Promoting the New Evangelization, Benedict explained his rationale: "what all the Churches living in traditionally Christian territories need is a renewed missionary impulse, an expression of a new, generous openness to the gift of grace."⁴⁵

It is true that neither the term "new evangelization," nor the rationale behind it originated with Benedict. However he has made it his own priority. In this document which established the new Pontifical Council, Benedict cited the concerns of his predecessors for the problem of the growing secularization of Western society and its concomitant weakening of Christian faith. Paul VI had issued an Apostolic Exhortation, *Evangelii Nuntiandi* in 1975, which addressed the theme of the Church's mission to evangelize the whole world, including those areas in which many of the baptized had fallen away from an active Christian life or lacked sufficient understanding of the faith. Likewise John Paul II, in December 1988, had

issued a post-synodal Apostolic Exhortation entitled *Christifideles Laici*, in which he referred to areas where Christianity had previously flourished, but where the faith was now exposed to the effects of secularization and indifference to religion. In the same way, John Paul II's post-synodal Apostolic Exhortation *Ecclesia in Europa* issued on 28 June 2003 after the Second Synod of European Bishops held in 1999, emphasizes the role that Christianity has played in the formation of European civilization and offers the support of the Church in the promotion of unity, all based on the premise of the Christian roots of Europe. He concluded the document with the following challenge: "Europe, as you stand at the beginning of the third millennium, open the doors to Christ! Be yourself. Rediscover your origins. Relive your roots."⁴⁶

Now at age 83, Benedict appears to be relatively healthy and may continue in office for several years. In any case, it may be safe to say that a pope who consciously chose to name himself Benedict after two personages who played important roles in European history will continue to devote his papacy to what he sees as his mission to remind Europe of its Christian roots.

NOTES

- 1 Paul Kerry, "The Quarrel over the Religious Roots of European Identity in the European Constitution and the nature of historical Explanation: A Catholic Coign of Vantage," in Luca Falton and Melaine J. Wright, *The Religious Roots of Contemporary European Identity*, (UK: Continuum, 2007), p. 168.
- 2 Treaty Establishing a Constitution for Europe (2004/C 310/01) *Official Journal of the European Union* Vol. 47, 16 December 2004, p. 3.
[<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2004:310:0003:0010:EN:PDF>]
- 3 Treaty of Lisbon Amending the Treaty on European Union and the Treaty Establishing the European Community, 2007/C 306/01 *Official Journal of the European Union* Vol. 50, 17 (December 2007), p. 10.
[<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2007:306:0010:0010:EN:PDF>]
- 4 Benedict XVI General Audience, Wednesday, 27 April 2005. Cited from the official website of the Holy See.
[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/audiences/2005/documents/hf_ben-xv_aud_20050427_en.html]
- 5 *Ibid.*
- 6 Address of His Holiness Benedict XVI, Collège des Bernardins, Paris Friday, 12

September 2008.

[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2008/september/documents/hf_ben-xvi_spe_20080912_parigi-cultura_en.html]

7 *Ibid.*

8 *Ibid.*

9 Address to Mr. Yves Gazzo, Head of the Delegation of the Commission of European Communities to the Holy See, 19 October 2009.

[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2009/october/documents/hf_ben-xvi_spe_20091019_ambassador-ue_en.html]

10 Meeting with the Authorities and Diplomatic Corps, Hofburg, Vienna, Friday 7 September 2007.

[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2007/september/documents/hf_ben-xvi_spe_20070907_hofburg-wien_en.html]

11 *Ibid.*

12 A Letter on the Occasion of the Study Day Organized by the Pontifical Council for Interreligious Dialogue and for Culture on the theme "Culture and Religions in Dialog," 8 December 2008.

[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/messages/pont-messages/2008/documents/hf_ben-xvi_mes_20081203_culture-religioni_en.html]

13 Meeting with the Authorities and Diplomatic Corps, Hofburg, Vienna, Friday 7 September 2007.

14 Kathweb Katholische Presseagentur Österreich

[<http://www.kathpress.at/site/nachrichten/database/36865.html>]

15 Address to H.E. Mr. Stefán Larus Stefánson New Ambassador of Iceland to the Holy See, Consistory Hall, 1 June, 2007.

[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2007/june/documents/hf_ben-xvi_spe_20070601_ambassador-iceland_en.html]

16 Meeting with the Civil and Political Authorities and the Members of the Diplomatic Corps, Presidential Palace of Prague, 26 September 2009.

[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2009/september/documents/hf_ben-xvi_spe_20090926_autorita-civili_en.html]

17 *Ibid.*

18 Declaration on the Occasion of the Fiftieth Anniversary of the Signature of the Treaty of Rome, March 25, 2007.

[http://www.eu2007.de/de/News/download_docs/Maerz/0324-RAA/English.pdf]

19 Address of His Holiness Benedict XVI to the Participants in the Convention Organized by the Commission of the Bishops' Conferences of the European Community (COMECE), Clementine Hall, Saturday, 24 March 2007.

[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2007/march/documents/hf_ben-xvi_spe_20070324_comece_en.html]

20 *Ibid.*

21 Address to the Participants in the First European Meeting of University Lecturers,

- Paul VI Audience Hall, 23 June 2007.
[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2007/june/documents/hf_ben-xvi_spe_20070623_european-univ_en.html]
- 22 Address of his Holiness Benedict, Sistine Chapel, 4 December 2009.
[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2009/december/documents/hf_ben-xvi_spe_20091204_concerto-koehler_en.html]
- 23 Address of His Holiness Benedict XVI to Members of the Bureau of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe, Room Adjacent to Paul VI Audience Hall, Wednesday, 8 September 2010.
[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2010/ september/documents/hf_ben-xvi_spe_20100908_council-europe_en.html]
- 24 *Ibid.*
- 25 Mass «*Pro Eligendo Romano Pontifice*» Homily of His Eminence Cardinal Joseph Ratzinger, Dean of the College of Cardinals, Vatican Basilica, 18 April 2005.
[http://www.vatican.va/gpII/documents/homily-pro-eligendo-pontifice_20050418en.html]
- 26 Address of His Holiness Benedict XVI to Members of the Bureau of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe, 8 September 2010.
- 27 Address to the Participants in the First European Meeting of University Lecturers, Paul VI Audience Hall Saturday, 23 June 2007.
- 28 *Ibid.*
- 29 *Ibid.*
- 30 *Ibid.*
- 31 Address to Mr. Yves Gazzo, Head of the Delegation of the Commission of European Communities to the Holy See, 19 October 2009.
- 32 Address to the Participants in the First European Meeting of University Lecturers, 23 June 2007.
- 33 A Letter on the Occasion of the Study Day Organized by the Pontifical Council for Interreligious Dialogue and for Culture on the theme "Culture and Religions in Dialog," 8 December 2008.
- 34 Meeting with the Civil and Political Authorities and with the Members of the Diplomatic Corps, Presidential Palace of Prague, 26 September 2009.
- 35 Address to Participants in the Study Congress Organized on the Occasion of the 80th Anniversary of Vatican City State, Clementine Hall, 14 February 2009.
[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2009/february/documents/hf_ben-xvi_spe_20090214_convegno-80scv_en.html]
- 36 *Ibid.*
- 37 *Ibid.*
- 38 Paul Gallagher, "The Holy See and Europe: an Enduring Commitment," in James Barnett, ed., *A Theology for Europe: the Churches and the European Institutions*. (Oxford: Peter Lang, 2005), pp. 93-95.
- 39 A Letter on the Occasion of the Study Day Organized by the Pontifical Council s for

Interreligious Dialogue and for Culture on the theme "Culture and Religions in Dialog," 8 December 2008.

- 40 Address to Mr. Yves Gazzo, Head of the Delegation of the Commission of European Communities to the Holy See, 19 October 2009.
- 41 Gallagher, "The Holy See and Europe: an Enduring Commitment," pp. 102-103.
- 42 Brent F. Nelsen and James L. Guth, "Religion and Youth Support for the European Union," in: *JCMS: Journal of Common Market Studies* Vol. 41, No. 1, (2003), p. 89.
- 43 See the description of the EPP on its official website at <http://www.epp.eu/> party.
- 44 Address of his Holiness Benedict XVI to the Members of the European People's Party on the Occasion of the Study Days in Europe.
[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2006/march/documents/hf_ben-xvi_spe_20060330_eu-parliamentarians_en.html]
- 45 Apostolic Letter in the form of *Motu Proprio Ubicumque et Semper* of the Supreme Pontiff Benedict XVI establishing the Pontifical Council for Promoting the New Evangelization, 21 September 2010.
[http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/apost_letters/documents/hf_ben-xvi_apl_20100921_ubicumque-et-semper_en.html]
- 46 Post Synodal Apostolic Exhortation *Ecclesia in Europa* of his Holiness John Paul II, Paragraph 121.
[http://www.vatican.va/holy_father/john_paul_ii/apost_exhortations/documents/hf_jp-ii_exh_20030628_ecclesia-in-europa_en.html]

鼎談

ヨーロッパ私法基本概念の検討

ハンス・ハッテンハウアー

『民法の基本概念—歴史的・法解釈学的入門—』を読む(3)

法学部 田 中 実
法務研究科 伊 藤 司
法学部 平 林 美 紀

第3章 物

第5節 所有権取得と無因性の原則

H：そんなに長くない判例ですが、そうした立論が浮かび上がったり、加害者側からの債務不存在確認訴訟であったりと、実際に読んでみると興味深いですね。この判例は、近年翻訳されたツィンマーマン（佐々木有司訳）『ローマ法・現代法・ヨーロッパ法』（信山社）66-67頁にも、反対説であった立法・起草資料を援用していないことや、その前後の判例も含めて紹介されています。占有については、ほかに佐伯仁志・道垣内弘人『刑法と民法の対話』（有斐閣）でも興味深い対話がなされていますが、そこでの議論も占有の心素を維持するアングルから見ると全然違って見えますね。

T：民法203条但書きも、占有喪失にあたり心素のみの占有継続を想定すると必要ありませんから、占有概念の客観化にとまなう矯正規範と読むことができるかもしれません。占有について随分立ち入って話をしました。ドイツ法の物権行為と債権行為の峻別および物権行為の無因性についての節に移りましょう。これも詳しく検討したい問題です。私たちが学生の頃は、比較法の素材として、学部の講義でも勉強したと思うのですが。

I：日本の民法の所有権移転の原則はフランス法の構成を継受しているためもあって、近年の代表的な教科書では物権行為の無因性についての記述はほとんどなく、民法の講義でもあまり触れられておらず、行為の無因性について学生は有価証券法の講義で初めて聞くのではないのでしょうか。所有権移転の比較法制については、我妻先生の『物権法』が依然として基本的だと思います〔我妻＝有泉『新訂物権法』〔72〕

以下)。「近代物権法の特徴を理解する上に便利だけでなく、わが国の法制に関する解釈論および立法論に資するところが多い」としてフランス法とドイツ法について明解な対比がなされています。そこでは、物権の変動を生じさせる意思表示は債権を生じさせる意思表示と同じく何らの形式を必要としないとする考えを意思主義とし、それとの対比でドイツ法を形式主義として説明されています。ドイツ法では、物権の変動を生じさせる意思表示は、債権を生じさせる意思表示とは常に別個の、物権変動だけを目的とする物権行為であると把握され、物権変動を生じさせる契約は物権的合意 (Einigung) と呼ばれること、そして物権を変動するのに、不動産物権については登記 (Eintragung)、動産物権については引渡し (Übergabe) を伴う様式行為が要求されています。また物権的合意のうち不動産所有権譲渡の合意 (Auflassung) も特別な方式を要求され、これに条件を付すことが許されていません。そして物権変動を生じる物権行為の原因である債権行為つまり売買や贈与が無効であっても物権行為の効力は影響を受けないことが物権行為の無因性と言われています。とりわけ不動産所有権譲渡の合意には条件を付けることができず、原因行為が有効であることを条件として当事者がこの無因性の原則を回避できませんから、取引の安全が非常に強く保護されるといえます。

もっともフランスの意思主義のもとでは、取引の安全の要請には、物権変動について第三者に対する対抗要件を整えること、それと公信の原則によって応えているわけです。しかも、意思主義とはいっても、フランスでは不動産取引において、第三者に対しては登記 (transcription) が対抗要件で、しかもこれには公証人が作成する契約証書を提出する必要がありますので、そういう意味で形式が要求されていると解することができます。

T: ドイツにおりましたときに、私は定評のあるラーレンツの『債権法』の教科書で勉強していたのですが、売買契約の総論で、「売買契約と所有権の譲渡」というテーマで、普通法の伝統である「権原と方法」titulus modusの構成(ラーレンツの表現では Verbindung von Einheitsprinzip und Übergabegrundsatz)、フランス法 (Einheit von Kaufvertrag und Übereignungのうちの、reines Vertragsprinzip)、それからドイツ法の無因論の考え方がわかりやすく述べられ、そしてフランス法とドイツ法の長所短所が冷静に分析され、しかも最後に法政策的な面からの評価がなされていて、とても勉強になった思い出があります。

H: T先生から、南山大学の図書館所蔵ラーレンツ『債権各論上』第13版 (Karl Larenz, *Lehrbuch des Schuldrechts, 2. Bd. Besonderer Teil 1. Halbband*, 1986) の当該箇所を予め配付いただいたので、今回読ませていただきました。物権と債権を区別あるいは峻別している法制では、債権債務関係が発生することと、物権の変動が生じることが分けられて説明された方が初学者にはかえって分かりやすいと思

います。また危険負担の原則を勉強するにも苦勞が少ないと思います。私は、債権行為と物権行為の峻別や無因論などに対して lebensfremd だとか gekünstelt といった非難は裁判規範の構築には常に直接にあてはまるわけではない、との疑問を持っておりました。ラーレンツはそのことを書いていて、問題は、契約当事者に実際何が意識されていたかではなく、行為において sinngemäß に何が含まれているかであると指摘しており、以後の勉強に参考になりました。彼は、ドイツ法、フランス法、プロイセン法を説明した後に、その法政策的評価を行っています。面白いと思ったのは、第三取得者は有効な物権的移転行為を行ったことだけに依拠することができ、原因行為の無効や取消しは取得を妨げるものではない（es seinem Erwerb aber nicht schadet）ということは、実際には、即時取得を知らない普通法では大きな意味を持った、と述べていることです。

T：日本のように対抗要件主義だと、例えば買主が物の引渡しを請求するのに、契約に基づく訴えのほかに、所有権に基づく返還請求権（rei vindicatio）が使えるのかどうか、とりわけ二重売買の場合よくわかりませんでした。また一時期比較法の講義を担当していたことがあるのですが、その準備で、英米法では、第二買主が対抗要件をそなえるとき、その物権は売主からではなく、第一買主から移転されると構成することを読んだときも、とても新鮮な驚きを感じました。売主は買主の委託販売者のような地位に立つというのです。

H：私が後で担当します債権債務関係のところでは物権と対比された債権について考えるときに話をしたいと思っていましたが、例えば売買契約や消費貸借契約を講義で説明するときに、債権法、契約法で処理できるならその問題について物権が移転しているかどうかについては意識せずに説明するのが通例だと思うのです。ですから契約法の講義で、T先生のおっしゃるような所有権に基づく返還請求権が提起できるかどうかに触れることがありません。むしろ初学者の人の答案を見てまさにこの問題にひっかかっているのだなと思うことがあります。初学者が、まずは債権として処理しようという割り切りができないこと自体は理解できるのですが。

T：今のお話をうかがって私が民法の入り口で初学者としてとどまってしまう原因が見えてきたような気がします。Hattenhauer は、占有の法的性質をめぐる論争が執拗になされたのは占有が所有権取得の要件になっているからだと言っています。そして『ローマ法大全』に収録されている矛盾する非常に有名な法文を指摘されています。一つは「学説彙纂」の所有権移転についての第 41 卷第 1 章に収録されているパウルス法文 D. 41. 1. 31pr. です。

D. 41. 1. 31pr. パウルス『告示注解』第 31 卷

裸の引渡しは決して所有権を移転するものではなく、売買又はその他何らかの

正当原因が先行し、その原因に基づいて引渡しが続くときに移転するのである。

この法文は所有権移転には正当原因及びそれに続く引渡しという取得方法が必要であるとしていますが、「売買又はその他の……」正当原因は、売買と同じく債権債務関係であると理解されていきます。これに対立あるいは矛盾しているとされるのが同じ章のユリアヌス法文 D. 41. 1. 36、それからコンディクチオについての 12 巻 1 章に収録の、やはりウルピアヌスの別の作品から取られた D. 12. 1. 18pr. です。

D. 41. 1. 36 ユリアヌス『法学大全』第13巻

なるほど引き渡される客体 (corpus) について我々は合意しているがその原因について合意がないときになぜ引渡しが無効になるのか、私には理解できない。例えば私は遺言に基づいてあなたに土地を引き渡す義務があると考え、あなたは問答契約に基づいてその土地をあなたに引き渡す義務があると考えているときである。なぜなら私があなたに贈与として数えた上で硬貨 (現金) を与え、あなたはそれを消費貸借金として受け取るとしても、所有権があなたに移転すること、そして与え受け取る原因について我々に合意がないことが妨げとならないことは、確立しているから。

D. 12. 1. 18pr. ウルピアヌス『討論集』第7巻

私自身はあなたに金銭を贈与しようとして与え、あなたは消費貸借金として受け取ったときには贈与はない、とユリアヌスは書いている。しかし消費貸借があるかどうかを検討されなければならない。そして違う考えで受け取ったのだから消費貸借もなく硬貨 (nummus) も受け取った者のものにはならない、と私は考える。だから彼 (受領者) がその硬貨を消費してしまったときには、〔消費してしまったので所有物取戻訴権は使えず不当利得の〕コンディクティオによって責めを負っているものの、それは与えた者の〔贈与という〕意思にそって消費されたわけだから、彼は悪意の抗弁を用いることができるのである。

これらの法文では、たとえ所有権移転の原因について合意がなくとも、所有権移転について合意があれば移転の効力を認めているように読め、無因論に有利だと言えます。法文の訳にあたって少し補いましたからあるいはよくないかも知れませんが、所有権移転という観点で、一見すると矛盾する法文が「学説彙纂」に収録されていることはわかっていただけたのではないのでしょうか。

I：なるほど、面白いですね。中世の解釈学者たちは矛盾が見たところ矛盾であるように思われるだけのもので、テキストは矛盾がないことを示すことに努力していた

が、その後のパンデクテンの現代的慣用の法学は、スコラ学の調和ではなく二つの解決のいずれが法実務にとって正しいのかの問題を決着することに取り組んでおり、18世紀末まで、所有権取得には、物の取得と並んで正当権原 *titulus iustus* が要求されることが通説であった、と Hattenhauer は述べています。そしてヘップフナーの著作を引用していますが、少し詳しく説明願えますか。

T：ローマ法の再発見によって、最初にイタリアの法学者たちは、時にはテキストに欠陥があることを認めつつ、基本的には絶対的なものであるとするスコラ的な手法でローマ法の解釈を試みました。13世紀アックルシウスがそれ以前の多くの註釈を集大成し、後のローマ法解釈の基準となる標準註釈を完成させます。この標準註釈の矛盾解決が後の議論の基準になるわけですから、それを紹介しておきましょう。中世のスコラ学というのは、マイナス・イメージで語られることも多いのですが、実際に読んでみますと、膨大なローマ法大全の法文を実に丁寧に読んで、周到な解決を試みる創造的な知的活動であったことがわかります。後の時代の人間がその成果を無自覚・無批判に踏襲したとすればそれは非難されなければならないかも知れませんが、中世の矛盾調和作業自体はなるほどよく考え抜かれていて、法学的にも大変刺激的なものです。この問題についての法文の矛盾、アンチノミーはとても有名なものですから、それを中世法学がどう解決したか、実は秋の学部講義でも話をすることがあります。

最初に紹介した法文 D. 41. 1. 36 では、原因について合意がなくとも、硬貨を引き渡したときそれは有効であり所有権が移転する、というものでしたね。そこで註釈は、ここで「消費貸借金として受け取る」という行為は、すでに消費貸借契約が成立しており、本来債務者は弁済しなければならず、債権者は弁済を受領する権利があって受け取ったケースなのだと考えます。債務者は弁済しなければならないのに、そのことを念頭におかないで債権者に贈与として硬貨を与えたというのです。これに対して、法文 D. 12. 1. 18pr. の方の「消費貸借として受け取る」というのは、その受領によって要物契約としての消費貸借を成立させようとする、つまり受領者が消費貸借の借主になるケースであると考えます。そして、註釈は、債務関係と訴権についてという別の章から、基準として使える次のような面白い法文を援用します。

D. 44. 7. 47 パウルス『プラウトゥス註解』第14巻

アッリアヌスは、あなたが問うのがある者が債務を負うかどうかなのか、〔弁済で〕債務から解放されるかどうかなのかで大きな違いがある、と述べている。債務を負うかが問われるときには、機会があれば、我々はなるべく否定する方向で考え、債務からの解放が問われるときには、反対に、なるべくより容易に

解放されるように考えなければならない。

ちなみに、この法文は、債務から解放される弁済行為の優遇の根拠とも読めると思います。今日では、我妻先生は、「弁済が法律行為ではない、準法律行為である」として、給付がその債権についてなされたと認められるためには、必ずしも給付者の弁済意思の表示を必要とせず、弁済は、債権の目的が達せられたという事実によって債権を消滅させるものであって、給付者の効果意思の効果として債権を消滅させるものではない、と説明され、この理論の実際上の適用として説明するところでは、物の所有権を移転する債務においては、債権者がその物の所有権を取得する原因が債務者の効果意思に基づくことを必要としない、とされています（我妻『債権総論』〔513〕〔514〕216-217頁）。こうした弁済優遇とでも言うことは、例えば、民法旧478条、債権の準占有者に対する弁済の規定が、弁済者の善意のみを要求し過失を要求せず、即時取得以上に、弁済行為を優遇していたことにも繋がり、D. 44. 7. 47の述べていることはかなりの射程を有している、と思ったりします。

H：なるほど、引渡しが弁済として債務を消滅させる行為なのか、要物契約としての債務を成立させる行為なのかを区別し、疑義がある場合には、なるべく債務が消滅する効果を与え、債務が発生しないように考えるというのですね。おっしゃる通り中世の矛盾調和作業は面白いですね。私が担当することになっている債権債務関係のところで、ローマ人は債権債務を鎖に繋がれているという含意を持つ obligatio と表現し、そして今日の弁済に当たるものを solutio（解くこと）と表現していたことが述べられているのですが、そのことの意味が若干分かった気がします。これはまた債権債務関係のところで紹介します。債権総論の講義で弁済の充当を解説するときも、淡々と規定内容を紹介し、合理的な規定ですよとコメントするくらいなのですが、我妻先生は、「民法が法定充当の規定を設けたのも、意思表示の補充ではなく、両当事者の立場を考慮して、公平妥当な基準を定めたものとみなければならない」と述べられています〔我妻『債権総論』〔413〕285頁〕。

I：私が気になったのは、D. 41. 1. 36で、土地の所有権が移転するかどうかについて、所有権移転について両当事者の意思は合致しているけれども、一方が遺言に基づいて、他方は問答契約に基づいて、と原因について一致を見ない場合に、無因性の原則で所有権移転については一致するのだと結論を出すのに、その理由として、すでに確立した消費貸借金のルールを援用していることです。註釈は、この硬貨の引渡しは、消費貸借関係を成立させる行為ではなく、消費貸借関係を解消する弁済行為だというのですが、土地の所有権移転の場合に直ちに類推適用できるのか、アナロジーが可能なのか、という疑問が生じます。金銭の場合、債権者が供与していて、それに対して返済行為があるわけですが、供与を受けた物あるいは同等物を返

還して債務から解放されるというのと、土地の明渡しとは違いがあるように思います。買戻特約付売買といったものを考えるなら別ですが。

T：ローマ法学者が「なぜなら」と言う場合、体系的あるいは原理原則を想定してそこから演繹する近代法学者が「なぜなら」と言うのは必ずしも一致しません。木庭先生が言われる「ゆるやかなアナロジー」を思い出します。来栖三郎『法とフィクション』に付された木庭先生の「余白に」を引用しておきましょう。

「……法的思考様式……民事法をその核心に見る……その民事法の原型を（ギリシャではなく）ローマに見出すことになる。……法という制度は、実はディアレクティケーとは全く異質の判断、具体的な事例相互をアナロジーで結びつける判断、を不可欠の要素とした。紀元前1世紀のローマにディアレクティケーがギリシャから流入したときに、法及び法学はこの新しい方法に全面的に身を委ねるべきかどうか、岐路に立たされ、激しい対立が生じたが、法は結局そのような方向へと舵を切ることはなかった。……この法的判断手続においても論拠が求められる。その論拠が具体的事例であり、それと結論の間の関係がゆるやかなアナロジーで結ばれているのであるが、論拠は、初め極めて短い定型的文言を使って、後にディアレクティケーを一部利用して抽出された概念をも伴って、言語によって確定された。政治的判断手続においては論拠の選択に制限はなく、実質的に政治という制度の趣旨に反する論拠の採用が事実上全く力を持たなかった、激しく拒絶された、というに過ぎない。法的判断手続においては……初めから論拠の外延は確定されていて、このためにこそ右に述べた定型的文言が用いられた……19世紀ドイツのローマ法学の功績の1つは、その実証主義的方法によって、この（民事）法という素材を、否その原型たる様々な（交換的な）社会関係をも、ディアレクティケーに耐える形態で概念し直した、ことにある。」

H：ドイツの実務は、D. 41. 1. 31pr. のいう正当原因及び取得態様を要求する *titulus-modus* 論を採用していたとして、1818年になってもなおそうであったとして、当時の理論と実務を述べたヘップフナーの『ハイネッキウス註解』（295節）*Theoretisch-practischer Commentar über Heineccischen Institutionen* を挙げていますね。

「物権を取得したいときには二つのことが必要である。正当な権原と取得態様である。つまりまずは物権を取得することを可能にする法的な原因が存在しなければならない。さらに、それを通じて物権が実際に私に移転される別のことが加わらなければならない。前者の法的な原因は権原 *titulus* と言われ、さらに付け加わらなければならない別のものが取得態様 *modus acquirendi* である。」

Hattenhauer の引用は以上ですが、ドイツのサヴィニー以前の普通法学文献を読む機会はありませんので、もう少し引用を続けさせて下さい。

「この権原は、私又は他人が行う行為であることもあれば、時には直接に法律の規定であることもある。例えば私が書店で本を買い私に本を引き渡してもらう。そうすると私は所有者であり本に対する物権を有する。私の権原は書店で締結した売買である。そしてこの権原が所有者になることを私に可能にするのである。これに対して私の取得態様は引渡しである。これはその可能性を現実性に移し、私を現実所有者にするのである。私がある物を長期間の時効によって、3年10年又は20年の占有によって取得しようとする、この時効によって取得を可能にする行為 (Factum) 例えば贈与が前提になければならない。しかしこれでは十分ではない。私の言っているのは、所有者が、ではなく私に所有権を移転できない者が私に物を贈与するケースについてである。私は物を中断することなく占有していなければならない。この占有の継続が取得態様である。さらにもう一つのケース。私が例えば誰のものでもない化石化した木片 ein Stück versteinertes Holz を見つけて、自分のものとして取ったとき私は所有者である。私の所有権の権原は、「無主物は先占者のものになる」という法準則であり、取得態様はその木片を掴み取ること die Apprehension である。」

このように、法律行為による場合のみならず、取得時効や無主物先占による取得についても説明されています。占有だけでは所有権を取得することにはならないので、暫定的に占有が帰属しているだけでなく自分には正権原があることを証明しなければならなかったわけですが、Hattenhauer は、これを産業革命前の経済秩序では取得原因を証明することは実際にも可能であったけれども、サヴィニーが法律学の舞台に登場する頃には状況は変化しており、そこで彼は同じテキストについて異なる解釈を行った、としています。つまり正当権原から抽象された、無因の所有権移転行為が抽出されるというのです。

I：先ほどお話いただいたローマ法源との関連で、サヴィニーのローマ法解釈そのものにも興味があります。代表的な作品『現代ローマ法の一部としての債務法』78節が重要だとされてきたと思います。同じ引渡しを行っているのに、売買を原因とすると所有権移転が生じるのに、質物供与や賃貸借では所有権が移転しない。この違いは、なるほど所有権移転を正当化する原因の有無だと考える。これが権原及び取得態様論の構成ですね。サヴィニーは物乞いに施し金を手渡される場合や消費貸借に基づいて金銭を渡す場合になぜ所有権が移転するのか、と問います。あらかじめ正当原因となる債権債務関係が発生している、正権原が先行しているわけではない。金銭は所有権と占有とが分離しないとこの議論は成り立ちませんから、ちょっととまどいますが。

T：ローマ法では、硬貨の所有権について今日の金銭の所有権のような把握の仕方をしません。「ローマ人にとっては、お金は他の有体物と並んで位置づけられ、代替

物の一つとされ、引渡しと使用取得（時効取得）の対象となる」と、現代のローマ法学者ブレトネは述べています。ですから、まずは硬貨の所有権は占有移転で自動的に移転するわけではないと考えて、サヴィニーの議論を見ていきましょう。するとI先生に述べていただいた物乞いの場合、引渡しがなされると彼は給付保持力を有し所有権を取得するでしょうが、それ以前に正当な権原が先行しているわけではありません。後者の場合、消費貸借は要物契約ですから、契約に類型強制があるローマでは、引渡すと債権債務関係が発生しますが、借主はその金銭の所有権取得にあたり先行する権原を有していたわけではありません。なるほど売買に基づく場合のように債務が先行することが重要ですが、このように債務が必ずしも先行する必要はない。そこでサヴィニーは、この先行するものは所有権を移転するという意思の合致であるとし、D. 41. 1. 31pr. の言う先行する正当原因とは、所有権移転を正当化する債務関係ではなく、この所有権移転をするという物権的法律行為である、と読むわけです。Inst. 2. 1. 40 が、「自然法上は、物は〔埋蔵物発見などと並んで〕引渡しによっても我々に取得される。なぜなら自己の物を他人に移転したいとする所有者の意思が有効とされることほど自然の衡平に適うことは何もないからである」としており、そこには正当原因について述べられていませんが、決して矛盾しているわけではなく、むしろこれが本質を表現し、正当原因を述べている法文は所有権移転の意思がそこに内在しているのだ、と説明するのです。

I：なるほど。このサヴィニーのローマ法解釈は今日どのように評価されているのでしょうか。

T：専門研究論文レベルではないですが、ローマ法教育のレベルで私が読んでいて面白いと思った教科書は、カンナータの『ヨーロッパ法の基礎講義マテリアルズ』（Carlo Augusto Cannata, *Materiali per un corso di fondamenti del diritto europeo I*）です。ここではローマ法、普通法、フランス法、ドイツ法の所有権移転構成とその歴史が簡潔に説明されています。カンナータの叙述方法は、他の問題でも他の教科書でもローマの法文を丁寧に紹介していくもので、とても助かります。ローマ法が本来どうだったのかの質問でしたが、彼は古典期では *traditio* とは弁済行為であり、正当原因はこの弁済についての合意であると考えています。彼はこの説明の箇所では述べていませんが、先ほどの註釈を想起させます。それはともかく、彼の説明でとりわけ興味深いのは、ドイツの無因論が突然にサヴィニーないしパンデクテン法学から生じたのではないとしていることです。もちろんサヴィニーの物権的合意と正確に対応するわけではないのですが、すでに中世の註釈以来、バルドゥス、ドノー、さらにポティエにも類似の構成が見られるというのです。フランス民法典の父とされるポティエの構成が、フランスの民法編纂者には採用されずむしろパンデクテン法学に到るのだと述べているところも面白いです。さて、カン

ナータが注目するのは各論者の不当利得法の説明箇所であり、まずは、先ほど挙げました、正当原因が先行するとしている D. 41. 1. 31pr. に対する中世の標準註釈に注目します。アックルシウスの註釈はこの正当原因には誤想原因も含まれると解説しています。仮にこの誤想原因に基づいて所有権が移転されないとするならば、非債弁済の不当利得に関する章全体 (D. 12. 6) と矛盾してしまう、非債弁済はまさに誤想権原に基づいて物の所有権が移転されたときに適用されるから、というのが註釈の挙げている理由です。我々が今日考えている金銭の所有権移転とは違って、硬貨の所有権は引渡しだけで移転するわけではないという、先に述べた観念を念頭におくと分かりやすいとは思います。そして註釈に続く中世の註解学派で14世紀に活躍した重要な学者バルドゥス (1319/27-1400) の C. 4. 50. 6 の対する解説には、「所有権移転の合意」という観念が明白に現れてきます。

「ところで所有権は誤想契約に基づいて移転することができる。なぜなら、正確に述べると、契約に基づくのではなく契約ゆえの合意に基づいて移転するからである。直接原因つまり所有権を移転する合意で所有権移転には十分である。」
(Dominium autem potest transferri ex contractu putativo. nam proprie loquendo non transfertur ex contractu: sed ex consensu propter contractum: ita quod causa immediata id est consensus in translatione dominii est sufficiens ad dominium transferendum.)

- I : カンナータが引用しているバルドゥスの箇所は、弁済の合意ではなくまさに物権的合意が述べられており、さらにはその無因性まで述べているようにも読めますよね。
- T : さらに人文主義法学者の中でも、ローマ法の体系的な説明に成功し、サヴィニーに影響を与えたとされるドネッルスつまりドノー (1527-1591) が挙げられています。カンナータ先生は言及されていませんが、サヴィニーが早い段階の講義でこの箇所を引用していたことは後でお話します。ドノーは先に挙げた Inst. 2. 1. 40 の簡潔な命題から説明を始めます。

「Inst. 2. 1. 40 においては、所有権の移転には二つのことだけが要求されている。引渡しと所有者の意思である。そして自己の物を他人に移転することを意図する所有者の意思が有効と認められることほど衡平なことはない、と付け加えられている。ここで、第三のものを、それゆえに引渡しが続くことになる先行する正当原因を我々が要求するのはどうであろうか。……所有権移転には、引渡しが続く正当原因が先行しなければならないと言われていることは次のように理解しなければならないこと、をこの推論は我々に示している。つまり原因が実際に先行するの引き渡す者の誤信によるのかは重要ではない。なぜなら先行原因は、移転する

者の意思がそこで表示されるためにのみ要求されるからである。その自己の物を移転することを意図したことをどんな形であれ確認でき、そして引き渡したのであれば、たとえ真の原因が現実に存在することがなくとも、にもかかわらず移転したので、と言わなければならない。常に「所有権移転の」意思が残っているのであり、それが認められなければならない。そしてもし原因が証明のためだけに要求されているのであれば、意思は他の形で証明され、この問題には関係しない。」(Atqui in §. per traditionem. Inst. de rer. divis. (Inst. 2. 1. 40.) duo tantum desiderantur ad dominium transferendum, traditio, et domini voluntas; et adiicitur, nihil tam aequum esse, quam voluntatem domini volentis rem suam in alium transferre ratam haberi. Quid est igitur, quod hic tertium exigimus, nempe iustam causam praecedentem, propter quam traditio sequatur? ... Haec ipsa ratio nos admonet, quod dicitur, iustam causam praecedere debere, ex qua traditio dominii sequatur, sic accipiendum esse: ut nihil intersit, utrum praecedat re vera, an opinione tradentis. Nam si causa praecedens requiritur solum ut hinc declaretur voluntas transferentis: dicendum est, quocumque alio modo constare poterit, voluisse quem rem suam transferre, etiamsi vera causa non subesset: si tradiderit, nihilominus transtulisse. Semper enim manet voluntas, quam ratam haberi oportet. Et, si causa ad probationem tantum exigitur: quo alio modo probetur voluntas, ad rem nihil pertinet.)

フランス民法典の編纂に多大な影響を与えたとされる 18 世紀ロベール・ジョジェフ・ポティエ (1699-1772) も、『非債弁済不当利得訴権』(n. 178) で書いています。

「ある者に対して債務を負っていると考える物を錯誤でその者に弁済する者が、その者になす引渡しによってその所有権を移転する意思を有している。その物の弁済を受ける者も同じくその所有権を取得する意思を有している。引渡しがなされると、所有権の移転には彼らの意思の合致 (concoirs) で十分である。従って、錯誤でなされた弁済は、錯誤によるのであれ、彼が弁済するものについて相手方への譲渡を内容とする。だから弁済した者はその所有者であることをやめるのである。従って、その物について所有物返還請求権を有することはできない。この訴権は物の所有権に伴うものであり彼はもはやその物を有していないからである。彼は非債弁済不当利得訴権しか有しておらず……」

以上、カンナータ先生の 2005 年出版の教科書で引用されている箇所を若干敷衍して紹介しましたが、2008 年にはドイツで『法制史からの事件集』*Fälle aus der Rechtsgeschichte* が出版され、その中には事件 5 としてマイセル先生の「ユリアヌスと物権契約の発見」(Franz-Stefan Meissel, Julian und die Entdeckung des

dinglichen Vertrages) が収録されており、別のアングルから議論が紹介されています。私は、先の講義案を作成してから、カンナータ先生の叙述や『事件集』を知ったのですが、この『事件集』の方は、翻訳出版が予定されていますので、そちらも参照いただけることになると思います。またツィンマーマン『債務法』(Zimmermann, *The Law of Obligations*) 867 頁にも簡潔な脚注があります。もっとも、これら長い伝統を持つ普通法学の議論の背後にあるローマ法文理解については、最近、木庭頭先生から根本的な疑問が提示されています。射程も広くとても根本的な議論で、ハッテンハウアーを理解するのが主眼のここでは紹介できませんが、とっかかりとして例えば、ユリアヌス法文 D. 41.1.36 は、「引渡しは有効である」と述べているだけで、所有権が移転するとは言っていません。引渡しが有効だと、すぐに所有権移転と結びつけるバイアスが我々の認識を曇らせてきたというのです。その他にも我々が検討した二つの法文について、はっとさせられる観点が述べられていますので、『法存立の歴史的基盤』脚注〔3.3.8〕(999 頁から 1000 頁) を読んで欲しいと思います。

H: ところでさきほど I 先生がバルドゥスについて、所有権移転の合意を観念しているようだと言われましたが、ドナーは引き渡し移転する者の意思を強調し、ポティエは移転側の意思と取得側の意思の合致について述べていますね。引用されているポティエの箇所については、読み方によっては、475 条以下の問題にも繋がるかも知れませんね。

T: さて、サヴィニーに戻りますと、彼の理論がはっきり述べられている箇所としては、先ほど I 先生にご指摘いただいた『債務法』の 78 節が有名ですが、Hattenhauer はその理論はすでに 1815 年の講義に遡るのだとしています。というよりも彼はこの新たな理論を決して体系的な関連では明らかに書き記すことはなかったとしています。戦後になって彼の未公開講義資料が公にされ研究されてきた、ということも述べましたが、Hattenhauer が利用しているのは Wilhelm Felgentraeger, *Friedrich Carl v. Savignys Einfluß auf die Übereignungslehre* という 1927 年の博士論文です。短いものですが、フェルゲントレーガーはこの理論についてサヴィニーの講義を丹念に追って、G. C. Burchardi の手になるサヴィニーのパンデクテン講義録を手がかりに、サヴィニーの理論は 1815 年 10 月 26 日に開始された冬学期に大いなる進歩があったのだ、としています。この講義はヴェステンベルク Westenberg の *Principia juris* という作品を批判的に検討する形をとっているようです。こうした講義に接する機会はありませんので、Hattenhauer が引用している以外の部分も紹介しましょう。

「いかなる物権も事実上の行為 (factum) に基づいており、これらの行為は全く違った内容や形式を持つ auf verschiedenste gestaltet. 物権は一つの行為から成立

することもあれば複数の行為から成立することもある。質権は契約から成立するが、これは唯一つの行為である。これに対して所有権取得は引渡しと同時に引渡しの正当原因を要求する。我々の〔近世の〕法学者たちはこのケースを不当にも一般化し、抽象によって、一般的には権原と取得態様が必要であるという理論を打ち立てたのであるが、これは質権の例が示すように誤りである。」

I：『債務法』では要物契約の例として消費貸借が挙げられているのに対し、ここでは質契約が挙げられていますが、これは、ローマ法の類型強制の下で、諾成契約の予約に効力を認められていないことを考えると理解できますね。原因行為たる債権債務関係が成立している段階が想定できないわけです。

T：確かに、被担保債権は質契約にとっての原因という関係ではなく、別の債権債務関係として、質権の附従性という性質で論じられますよね。

H：実際、我妻先生の論文（ヘック著、無因的物権行為論『民法研究』Ⅲ所収）では、ヴィアッカーは、不動産担保権については、無因、即ち、債権から絶縁するものの存在を否認すべしと主張していたことが紹介され、これについて、「ヴィアッカーの説については格別とりたてていうほどのことはない。殊に担保物権の附従性否定ということは、物権行為の無因性とは異なる問題である」と評価されています。質契約に続いて、後にも挙げられる物乞いの例が続いていますね。

I：ええ、そしてサヴィニーは正当原因についての説明に移り、権原・取得態様論を非難していますね。

「彼（ヴェステンベルク）は所有権の移転には有効な権原が存在するものだと述べている……しかし贈与の場合どうだろう。そこには〔先行する〕債務関係はなく、所有権移転はここでは単なる引渡しである……。なぜなら供与者の意思が受贈者を所有者にするのでありそれ以外のものではない。引渡しで所有権を移転する所有者の意思のみを我々は正当原因と呼ぶのである。これが正当原因の一般的概念であり、あらゆる行為においてあらゆる場合に適するのである。他の説明はすべてどこかでつまづく。債務関係を正当原因と理解したのは大きな誤りであり、債務関係はあるのが普通ではあるが、偶発的なものであり要素ではない。我々の説はまさに法源に適合している。とりわけ Inst. 2. 1. 40 にである。（この説に有利な証拠を内容としているのが C. 4. 50. 6 であり、従ってドネッルスも勅法彙纂のこの章に対する註解ですでにこの説をとっている。）」

このように、サヴィニーはまさに先ほどのドナーの箇所を挙げています。

T：ええ、実に興味深いですね。このあと Hattenhauer が引用している箇所が次のように続きます。

「あらゆる引渡しはその性質上真の契約であり、正当原因とはこの契約を表現しているに他ならないという原則はこのことに基づいている。しかし債務契約である

必要はない。そうでないと、我々は再びすでに非難した誤りに陥ることになるから。そうではなく真の物権契約 ein wahrer dinglicher Vertrag, un verdadero contrato real、物権（法）の契約 ein Vertrag des Sachenrechts, un contrato del derecho de cosas である。従って引渡し一般は、別の者が新たな占有者になるというそれまでの占有者の意思を伴った占有者の移転 Übertragung である。……従って後代の法原則は、所有権移転の真の形式は引渡しと使用取得であって、当事者の契約や債務関係ではないというものである。」

H：このサヴィニーの理論がドイツ民法典 929 条に結実するわけですね。929 条第 1 文は次のように規定しています。

動産に対する所有権の譲渡には、所有者がその物を取得者に引き渡し、両当事者が所有権が移転することについて合意していることが必要である。

ドイツ民法典編纂者の一人であり、またその注釈を書いたプランク Gottlieb Planck (1824-1910)が、まさにその間にドイツで通説になったサヴィニーの理論を説明しています。Hattenhauer はこの条文に対する彼の注釈を引用していますが、これまでの説明でもう十分だと思います。Hattenhauer は、「原因が先行し」という D. 41. 1. 31pr. の法文を「罷免した」(den Abschied gab) のだという表現を使い、商品流通が盛んになり元占有者、元所有者の鎖が見えにくくなった現実の中で権原論を維持すると解決できない証明問題をもたらしたであろう、と述べています。取引の安全と債権行為、物権行為の峻別そして物権行為の無因論を結びつけることは、特殊ドイツ的であるとの指摘を受けるのではないかと、とは思いますが。

T：ドイツでは、この物権行為の無因性はドイツ法の根幹をなしており、学生たちも最初はとっつきにくいけれども一旦納得すると実に便利な構成だと受け止めているという印象を受けました。

I：サヴィニーの講義録についても研究が盛んになってきたとのことですが、1927 年の博士論文からもこのように面白い講義を知ることができたのですね。

H：私は、逆に、売買契約と所有権移転を結びつけるフランス法、日本法の構成の淵源が知りたくなりました。

T：グロティウスが、1625 年が初版の『戦争と平和の法』、1631 年が初版の『オランダ法学入門』で、自然法上は所有権移転に引渡しは要求されないと述べたことが嚆矢となったとされています。ではどうしてか。プーフェンドルフは、初版が 1672 年の『自然法と万民法』4 卷 9 章で、所有権は裸で観念的な資質であると考えられ物理的な占有から抽象したものであり、合意だけで所有権が完全に移転しうるのだとしています。これは世界をモラルなつまり観念的なものと、フィジックなつまり物理的なものに分けて把握するという当時の大きな枠組みを利用しているという意味で、広い射程を持つテーマとなりえます。

第6節 前史なき（以前の経緯と遮断された）所有権

I：予想通り、債権・物権行為、物権行為の無因性についても詳しく話をすることになりましたね。さて次の節のタイトルにある Vorgeschichte は、よく「前史」と直訳されますけれど。

T：ロマンス語系だと例えば *antefatto*、つまり「それ以前に起こったこと」「それまでの経緯（いきさつ）や粗筋」といった単語に対応します。スペイン語訳でもこの節のタイトルは *la propiedad sin antecedentes* です。前歴なき所有権といったところでしょうか。確かに歴史の遮断なのですが、この表題のもとで、制度としての無因性に関連した説明もなされているのが納得できますね。

H：サヴィニーはローマ法源に見られる *iusta causa* や *traditio* を、原因としての債権契約だとか、単に物理的な「引渡し」とは理解せずに、「物権的合意」と理解して、債権契約、物権契約、無因論はローマ法上も確認できると主張したのですよね。Hattenhauer は、面白いことに、これが新たな状況に対応したのだとしています。つまり所有権はもはやそれ以前の経緯から正当化されるのではなく、歴史なき権利になった、所有権を裁判所で承認させるのには、自分が物を占有していること、元占有者が任意にその占有を放棄したことさえ証明すればよく、善意取得の場合なら元占有者が所有者であった必要はないのだ、というのですね。所有権移転に正権原を要求する理論から決別することは、所有権の前史の価値を切り下げ、その下げた分、事実上持っていることの価値を切り上げた、とも表現されています。

I：でも、債権行為と物権行為を峻別するからといって、ただちに物権行為の無因性を承認するわけではないですよね。事実スイス民法は無因性を採用していません。この問題については、先に H 先生に挙げていただいた我妻先生のヘック紹介論文があります。そこでは、ナチスのイデオロギーからの無因性批判がなされる時代にあって、無因性の利益とされる取引上の利益、法律関係を明瞭ならしめる利益、挙証責任軽減の利益について検討し、登記に公信力を認めるドイツ法にあっては無因性が必要がないことを冷静に論証したヘックの著作が紹介されています。

T：次に、この無因論の歴史的評価に移るのですが、Hattenhauer は無因論が騎士身分にも自由主義的な企業家にとっても好ましいものであったとしています。つまり財産の由来を問うことが信頼のおけないものになっていたから、物の占有が所有権を正当化するというのです。このように過去を遮断すると、占有取得も所有権取得も常に原始的な取得となり、先に挙げたドイツ民法 929 条も、一方の所有権放棄 (*derelictio*) と相手方の原始取得 (先占 *occupatio*) が組み合わさった効果であると説明されます。取得態様を問題にすることが禁じられるというのです。

I：社会学的な分析としてはそうかも知れませんが、解釈学からすると、あくまで前

主との所有権移転合意を要求していますから、原始取得に近づけて説明するのはどうかと思います。Hattenhauerの面白いのは、この問題をアントン・メンガー(1841-1906)の『民法と無産者階級』(*Das bürgerliche Recht und die besitzlosen Volksklassen*)と結びつけている点です。メンガーは、ドイツ民法典の編纂作業がなされている時代のウィーン大学民事訴訟法担当教授で、彼のこの作品は、ドイツ民法第一草案が公にされた段階で、草案を社会主義の立場から徹底的に非難しました。別のアングルから、つまり第一草案が個人主義的なローマ法の考えをあまりに採用し、団体性や社会性を持ったゲルマン法を等閑にしているとして非難したギールケとともに大変有名です。このあたりはドイツ法の講義で詳しく解説されるのが通例かと思います。ギールケについてはマルクス主義法学者の平野義太郎『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』が色々な意味で面白いと思います。古い本ですが2000年にも増補新版が出版されています。メンガーの作品には、井上登訳『民法と無産者階級』の邦訳があります。私は原著は持っているのですが、邦訳は古書店で随分高い値がついていますよね。

T: 今回、学生さんの便宜も考えて南山大学図書館に入れました。

H: メンガーのことは、講壇社会主義者だとか法曹社会主義者だとされていますが、どういう意味でしょうか。

T: 政治的信条としていわゆるプロレタリアート革命に彼がどういう態度をとったかは別にして、この『民法と無産者階級』を読むと、おそらくエンゲルスが彼のことを法曹社会主義者だと非難をこめて呼んだことが分かるかと思います。メンガーは、著作の最初の方で、ドイツ民法の「草案を社会主義的な法の理想の立場から判断することはそれほど困難ではなかろう。しかし私はそうしたやり方は間違っていて目的に適さないと考える。草案起草者は、純粹に私法的な基礎の上に立つ法典を提供しようとする意図と課題とを有していたのであり、従って彼らの労作に対する実りのある批判は、この基礎を所与の事実として捉えなければならない。従って私の課題は、我々の今日の私法の原理原則を出発点として認めつつも、新草案によって無産者階級の利益がどの程度害され又はどの程度十分には促進されていないのかを示すにとどめることができる。」 *es wäre nicht schwer, den Entwurf vom Standpunkt der sozialistischen Rechtsideen einer Beurteilung zu unterziehen. Dennoch würde ich aber ein solches Vorgehen als verfehlt und als unzweckmäßig erachten. Die Verfasser des Entwurfes hatten die Absicht und die Aufgabe, ein Gesetzbuch auf rein privatrechtlichen Grundlagen zu liefern, und jede fruchtbare Kritik ihrer Arbeit wird deshalb auch diese Grundlagen als gegebene Tatsachen auffassen müssen. Meine Aufgabe kann also nur dahin gehen, zu zeigen, wiefern die Interessen der besitzlosen Volksklassen, auch wenn man die*

grundlegenden Prinzipien unseres heutigen Privatrechts als Ausgangspunkt anerkennt, durch den neuen Entwurf verletzt oder nicht genügend gefördert werden. と述べています。近代私法について、「近代の私法組織は、国民全体ではなく恵まれた階級だけの精神的所産であり、その恵まれた階級から、一千年にもわたる長き闘争によって無産者階級に課せられたものである」die modernen Privatrechtssysteme sich überall nicht als geistiges Produkt des ganzen Volkes, sondern nur der begünstigten Volkskreise darstellen und von diesen den besitzlosen Volksklassen durch einen Jahrtausende alten Kampf auferlegt worden sind と評価してはいますが、しかし、例えば民事裁判のところで私有財産制を根底から否定しなくとも無産者階級のためにすべき改革がいくらかでもあるとの認識のもと、例えば民事裁判官に対して、国民に無償で現行法を教えるべきであるとか、私権確保の手助けをすべきだとか、裁判においても有産者階級側の有能な弁護士に対抗して訴訟を職権で遂行して平等を維持すべきであるとかを主張しているのです。

H：裁判官の積極的な関与・介入を肯定していることなど、今日の我々の裁判官像との違いが際立ちますね。

I：Hattenhauerはこの『民法と無産者階級』のタイトルの、「無産」つまり「財産がない」という部分について、メンガーは法律家であり所有権と占有の区別をもちろん承知の上で、タイトルにわざわざ「占有がない」besitzlos, desposeídoという表現を選んだことに注目しています。彼が引用しているメンガーの箇所は、「占有制度は無産者階級に向けられた所有権制度の一面である。それは所有権にかかわる犯罪に対する刑法規定と結びついて、いわば先遣隊となっており、それは無産者階級が主力軍つまり所有権制度に達することを妨げる役割を担うものとされているのである。」die Besitzordnung ist die den besitzlosen Klassen zugewendete Seite der Eigentumsordnung; sie bildet in Verbindung mit den strafrechtlichen Bestimmungen über die Eigentumsverbrechen gleichsam die Vortruppen, welche die besitzlosen Klassen verhindern sollen, an die Hauptmacht, nämlich an die Eigentumsordnung, zu gelangen. というように占有の意義を捉えています。そうであればこそ、法秩序が占有保護を結びつける事実や状態が明白になればなるほど、立法者は、有産者階級と無産者階級の境界線が乗り越えられないものになるとうの期待をますます持つことができる、としています。そもそもこの境界線こそ私法全体がその維持を目指しているものだ、とまで書いていますね。

H：占有の保護を、所有権保護の先遣隊として階級対立の脈絡で捉えることなど、法学学の内在的な議論としては、あまり馴染みがありませんよね。

T：ええ、その意味では時代を感じさせるものだとも言えそうです。他方で、ローマ

人の法のレベルでの自由を占有観念に支えられたものとして分析される木庭先生の議論を想起したくもなります。さてI先生に紹介いただいた部分の前で、メンガーはドイツ民法第一草案における所有権を検討しています。興味深いので紹介しておきましょう。彼は著作の第三章、物権法の冒頭でも、あくまで今日広く行われている私有財産制を前提として議論をすることを明言しています。そして草案にある物権法の一般的性質を問うと、草案が、所有権制度を経済的な基盤から引き離して、単なる権力問題として扱おうとする点に、所有権秩序の内部的な弱体化（Abschwächung）と崩壊（Zersetzung）を見ることができると評価しています。また第二点として、物権がどのように整えられているかを見ても、私的所有権の不可侵性や無制限性の原則は今日では一つの擬制以上のものではなく、有産階級の中で非常に制限されてしまって所有秩序が弱体化しているとします。また我々が先に述べていた物権行為の無因性の原則、つまり所有権取得に権原又は取得名義を不要とする原則を、一定の意思表示があればそれだけですでに拘束力の根拠となり、法的及び経済的基礎について正当化が見いだせるかどうかを顧慮しないものであるとして、私法への信頼を動揺させるものであると評価し、経済的社会的弱者が無因行為をなすことを余儀なくされ不当な判決を受けるものであると非難しています。これとの比較で、スイス民法草案は、土地の登記に所有権取得原因の証明を要求していること（659条及び1008条）、動産についても占有による所有権推定が覆される可能性のあること（707条及び972条）を紹介しています。また土地登記簿の公信力、動産の即時取得を、所有権の不可侵性を脅かすものだとしています。さらに私法と公法の分離によって、行政法上の所有権に対する規制が私法学の視野に入らず、国家は私的所有権の保護者というよりも不快な仲間あるいは共同支配者となっていると分析しています。

I：興味深い内容を紹介いただきありがとうございます。メンガーの所論には、同じイデオロギーを信奉していないと分かりづらい部分と、そうでなくともうなづける所見がある、との印象を受けます。

T：アルペラン先生は、『物権法の歴史』のフランス革命の説明の冒頭で、1789年の人権宣言17条が、所有権を神聖不可侵なもの（*inviolable et sacré*）として表向きは所有権を自然権であるとしているが、現実には、立法者の広範な介入がなされることになり、自然法論から実定法への移行がなされると、所有権の「私法化」と国家の介入が生じることになり、さらにフランスの場合、所有権と主権が分離され、また土地は私人と国家の共有であるという重農主義者たちのテーゼは拒否される、と述べています。私はそれを思い出しました。

H：所有権の「私法化」とはどういうことですか。

T：直接には、かつては国家が有する主権も私人が有する所有権も同じ所有権

(dominium) という概念で把握されていたのに対して、国家間については主権と表現するようになったことが述べられています。また政治的な意味を持つ諸権利、貢租などが、土地所有権から払拭され、所有権が純粹に私法的なものとなる、というように理解すればいいと思います。それから『物権法の歴史』には、革命後、まずは亡命貴族や教会から奪った国有財産を購入した所有者を復古王政においても保護する段階と、それから社会主義の脅威が生じる段階で、フランスでは民法学者の中に所有権を称揚する傾向が生じたことが指摘されています。

I：次に Hattenhauer は法律、法典がどういう物概念を採用したかを述べていて、1863 年ないし 65 年のザクセン民法 58 条「取引が許されないものでない限り、あらゆる種類の物が権利の客体たりうる」を挙げていますね。日本の民法典はこのザクセン民法の編成順序に倣ったとされています。この条文に対する Hattenhauer の評価は理解が難しいですね。この条文では「取引」(Verkehr) と表現されていますが、これは法的取引あるいは権利交通・やりとり (Rechtsverkehr) という観念で、この法的取引が物として扱うものを法典も物だとしている、というのです。そしてここに自由意思を持つものと、そうでないものというサヴィニーの区別が見られるとしています。つまりこの物概念の基礎にあるのは人格の処分権能という考え方です。また、条文の「取引が許さないものでない限り」 nicht dem Verkehr entzogen sind は、以前に見た、神殿など、ローマ法上、私的所有権の、取引の対象とならない extra commercium を想起させる、と Hattenhauer は書いています。ところが、彼は近代的な物概念にとって、自由意思を持たない一切のものが物になりうるとする一方で、法的取引の客体となりうるかが重要であるとする点ではローマとは違うのだ、と言います。前にも述べましたように、今日の目からすると、例えば、取引、担保実務が要請するから近代的な一物一権主義から逸脱する特別法が制定され、公示手段が整備されるわけですから、それと考え合わせると面白いかも知れません。

H：だからといって、処分する主体と処分される客体との関係が法律関係なのだということを意味しない。法律関係は常に専ら人と人との関係である。所有権や占有の保護も所有者や占有者と他の者との関係である。人・人格とその物との関係の解釈が法律関係として許されるなら、立法者はそのように規制してもよかったであろう。しかしこれは 19 世紀の自由主義者にも保守主義者にも思い浮かばなかったことであろう、と結んでいます。

T：物権、債権、法律関係など、今日民法でどのように講義されるのか興味があります。確かに所有権は、所有者の所有物に対する支配権であるが、これを、人と人との債権債務関係との対比で人と物との関係と捉えるのではなく、所有者と非所有者の関係こそが法律関係である、ということ、どう説明するかです。私は、法制史

の講義では、例えば所有物取戻訴訟は、なるほど所有者が占有者を相手方として訴えるのではあるけれども、債権に基づく訴訟と異なり、方式書の「もし……が……であることが明らかならば」という請求の表示に被告の名前が出てこないものだ、ということで対物権を説明しているのですが。これもまたH先生のご担当の債権債務関係のところでは話をしてもいいですね。